

史跡美濃金山城跡 保存活用計画書

2016年

可児市教育委員会

史跡美濃金山城跡 保存活用計画書

2016年

可児市教育委員会

序 文

可児市には、美濃金山城跡をはじめ多くの城跡が残っています。それらの城跡は、今から400～500年ほど前、戦国時代とよばれる時代に築かれたものです。

各地域の領主は、家族や家臣、そして先祖から受け継いだ地域を守るために、観智のすべてを注ぎ、城に工夫や仕掛けを設けました。織豊期には、地域の中心城郭として美濃金山城が拡充され、現在もその遺構が残っています。

平成25年10月に美濃金山城跡は、瓦の導入や石垣の構築等、織豊系城郭の特徴をよく示し、山城の変遷を考えるうえで重要な遺跡であること、また、後世の改変があまり加わらず、破城の様子をよくとどめている点でも価値が高いことから、国史跡に指定されました。

今回、史跡美濃金山城跡の適切な保存管理と整備活用に向けた基本的な方針を定めるため、『史跡美濃金山城跡保存活用計画』を策定いたしました。

今後は本計画に基づき、市民の皆様と力を合わせて、地域の大切な“宝”である美濃金山城跡の保存と活用に取り組んでまいります。

本計画の策定に対し、ご支援・ご協力を賜りました策定委員会の先生方や関係者、文化庁、岐阜県教育委員会の皆様方に心からお礼を申し上げます。

平成28年3月

可児市教育委員会

教育長 篠橋 義朗

例 言

1. 本書は、岐阜県可児市兼山に所在する国指定史跡美濃金山城跡の保存活用計画書である。
2. 美濃金山城跡保存活用計画策定事業（当初は美濃金山城跡保存管理計画策定事業）は、可児市教育委員会文化財課が平成26年度・27年度の2年間をかけて、文化庁の国庫補助金（史跡等保存活用計画策定費国庫補助（26年度は史跡等保存管理計画策定費国庫補助）の交付を受けて実施した。
3. 策定にかかる事務は、「史跡美濃金山城跡保存活用計画策定員会」（26年度は「史跡美濃金山城跡保存管理計画策定員会」、以下「委員会」という）における協議結果を踏まえて可児市教育委員会文化財課が担当し、関連業務の一部をナカシャクリエイティブ株式会社に委託した。
4. 本計画の策定にあたり、自然環境調査を株式会社テクノ中部、石垣カルテ作成を株式会社アコード、地籍図のデジタル化をセントラル・スペシャル・テクノロジー株式会社にそれぞれ委託した。その一部は本書に掲載したが、成果全体は可児市教育委員会が保管している。
5. 本計画の策定にあたっては、委員会とともに、文化庁文化財部記念物課、岐阜県教育委員会社会教育文化課の指導・助言を得た。なお、第3章第2節については、井上好章氏（各務原市立蘇原第二小学校長）のご助言を得た。
6. 本書で掲載した地形測量図は、可児市教育委員会が保管しているものを使用した。
7. 本書の編集・執筆は可児市教育委員会文化財課が主体となり、一部をナカシャクリエイティブ株式会社が行った。

凡 例

現在の可児市兼山は「かねやま兼山」と表記するが、元々は「かなやま金山村」と表記していた。近世において、兼山と同じ尾張藩領に武儀郡金山村があり、村名の混同を避けるために「兼山」と表記を変更したとの伝承がある。城跡をいう場合は地名表記を変える前の「金山」とし、地域名の場合は「兼山」を用いた。

◇ 史跡美濃金山城跡保存活用計画書 目次

第1章 保存活用計画策定の沿革と目的	
第1節 計画策定の沿革	1
第2節 計画策定の目的	1
第3節 計画の対象範囲	1
第4節 計画策定の組織	3
第5節 保存活用計画検討の位置付け	7
(1) 保存活用計画以降のフロー	7
(2) 策定の経過	8
第6節 関連計画	9
第2章 可児市の概要	
第1節 社会的環境	10
(1) 位置と地理的環境	10
(2) 市域の変遷	10
(3) 土地利用	11
(4) 観光動向	12
第2節 自然	12
(1) 地勢	12
(2) 気候	12
(3) 山地・森林	12
(4) 河川	13
第3節 歴史	13
第3章 史跡の概要	
第1節 史跡指定の状況	14
(1) 史跡指定と範囲	14
(2) 史跡指定の理由	15
(3) 土地所有の状況	15
(4) 各種法令による位置付け	15
第2節 自然的概要	18
(1) 地形と地質	18
(2) 動物相	33
(3) 植物相	34
(4) 植生	34
(5)まとめ	36
第3節 歴史的概要	41
(1) 美濃金山城の歴史	41
(2) 発掘調査の概要	42
(3) 美濃金山城跡の城域	44
第4節 史跡周辺の概要	46
(1) 蘭丸ふるさとの森の現況	46
(2) 金山城下町遺跡	46
第5節 石垣の調査	51
第6節 史跡の価値	72
第4章 保存・管理	
第1節 基本方針	73
(1) 管理と利用の現況について	73
(2) 保存管理の基本方針	73
(3) 史跡の構成要素	74
第2節 保存・管理の方法	75
(1) 現状変更等の基準に関する共通事項	75
(2) 地区区分の設定と地区ごとの保存管理方針	76
第3節 遺構の保存状況	80
(1) 主郭周辺	83
(2) 東Ⅰ周辺	84
(3) 東Ⅱ周辺	85
(4) 東Ⅲ・東Ⅳ・東Ⅴ周辺	86
(5) 東Ⅵ周辺	87
(6) 南Ⅰ周辺	88
(7) 南Ⅰ・枡形虎口周辺	89
(8) 南Ⅱ周辺	90
(9) 西Ⅰ周辺	91
(10) 西Ⅱ周辺	92
(11) 西Ⅲ周辺	93
第5章 整備・活用	
第1節 基本的な考え方	94
(1) 整備活用事業の基本理念	94
(2) 整備活用の基本方針	94
第2節 地区ごとの整備方針	95
(1) A地区	95
(2) B地区	95
(3) C地区	95
第6章 管理・活用の体制	
第1節 基本的な考え方	97
(1) 管理・活用体制の基本理念・方針	97
第2節 管理・活用の体制と現状	97
第7章 今後の課題	
第1節 調査・研究	98
第2節 史跡の追加指定	98
第3節 保存上の課題	99
第4節 活用の課題	100

第1章 保存活用計画策定の沿革と目的

第1節 計画策定の沿革

美濃金山城（烏峰城）は、天文6年（1537）に斎藤大納言妙春が築城したとされ、永禄8年（1565）に織田信長家臣の森可成が入城して金山城と改称し、以後は森家の本拠として、また織豊政権における東濃の支配拠点として機能した。しかし、関ヶ原の戦いの後に廃城となり、江戸時代には尾張藩の「御留山」となって一般の人々の立ち入りが禁止された。明治時代になると旧皇室典範上の皇室の世襲財産である「世伝林」となったが、昭和20年以降は国有林となり、昭和28年8月5日付で兼山町（当時）が払い下げを受けている。

昭和38年11月22日、美濃金山城跡は兼山町（当時）が史跡に指定し、同42年11月13日には岐阜県の指定史跡となった。

昭和57年3月には、兼山町総合計画の観光分野において、古城山整備が観光振興の一翼を担うものと位置づけられ、「兼山町・古城山整備構想調査報告書」がまとめられた。その内容は、城跡を可能な限り修復することとし、やすらぎとくつろぎの場として整備すること、また自然の植生や新たな植栽による自然植物園的な場として整備し、学習の場としても位置付けるとしている。

平成5年（1993）2月には、「古城山周辺環境整備基本計画報告書」がまとめられた。この段階で城跡の発掘調査が計画されたが、実施されたのは可児市との合併後となった。この計画に基づいて、平成7年からは古城山公園整備事業が始まり、平成12年には城跡の南側に「蘭丸ふる里の森」がオープンした。現在は、桜の名所として市民に親しまれているだけではなく、遠方からも訪れる人が多い。

平成17年5月に兼山町が可児市と合併すると、翌年度から可児市教育委員会が、城館遺構の遺存範囲や残存状況等を把握し今後の保存・整備に向けた基礎資料を得ることを目的とし、周辺地域の踏査や考古学的な確認調査とともに、文献等も含めた歴史学的な調査に着手した。これは調査結果にはよるもの、当初から国史跡の指定を視野に入れたものであった。当初は7年計画であったが、平成19年に文化庁の指導により、計画を5ヶ年に改めた。

調査結果をまとめた後、平成24年（2012）1月に可児市教育委員会から文部科学大臣に対して史跡指定の意見具申が行われ、6月21日に文化審議会の答申がなされた。そして、平成25年（2013）10月17日付け文部科学省告示第142号により、「美濃金山城跡」が国の史跡に指定された。それを受け、平成26年度と27年度にまたがり保存活用計画（当初は保存管理計画）の策定を進める運びとなった。

第2節 計画策定の目的

史跡美濃金山城跡は、木曽川中流域の左岸、可児市兼山の古城山にある東美濃の中心的山城であり、石垣や瓦を使用した織豊系城郭の特徴をよくとどめ、慶長6年（1601）の破城の状況とともに山城の変遷を考えるうえで重要な遺跡である。本計画は、その貴重な遺跡を適切に保存・管理し、活用も含めて後世に残すこと目的として策定するものである。

第3節 計画の対象範囲

史跡美濃金山城跡保存活用計画の対象範囲は、平成25年10月17日に史跡指定された範囲、および

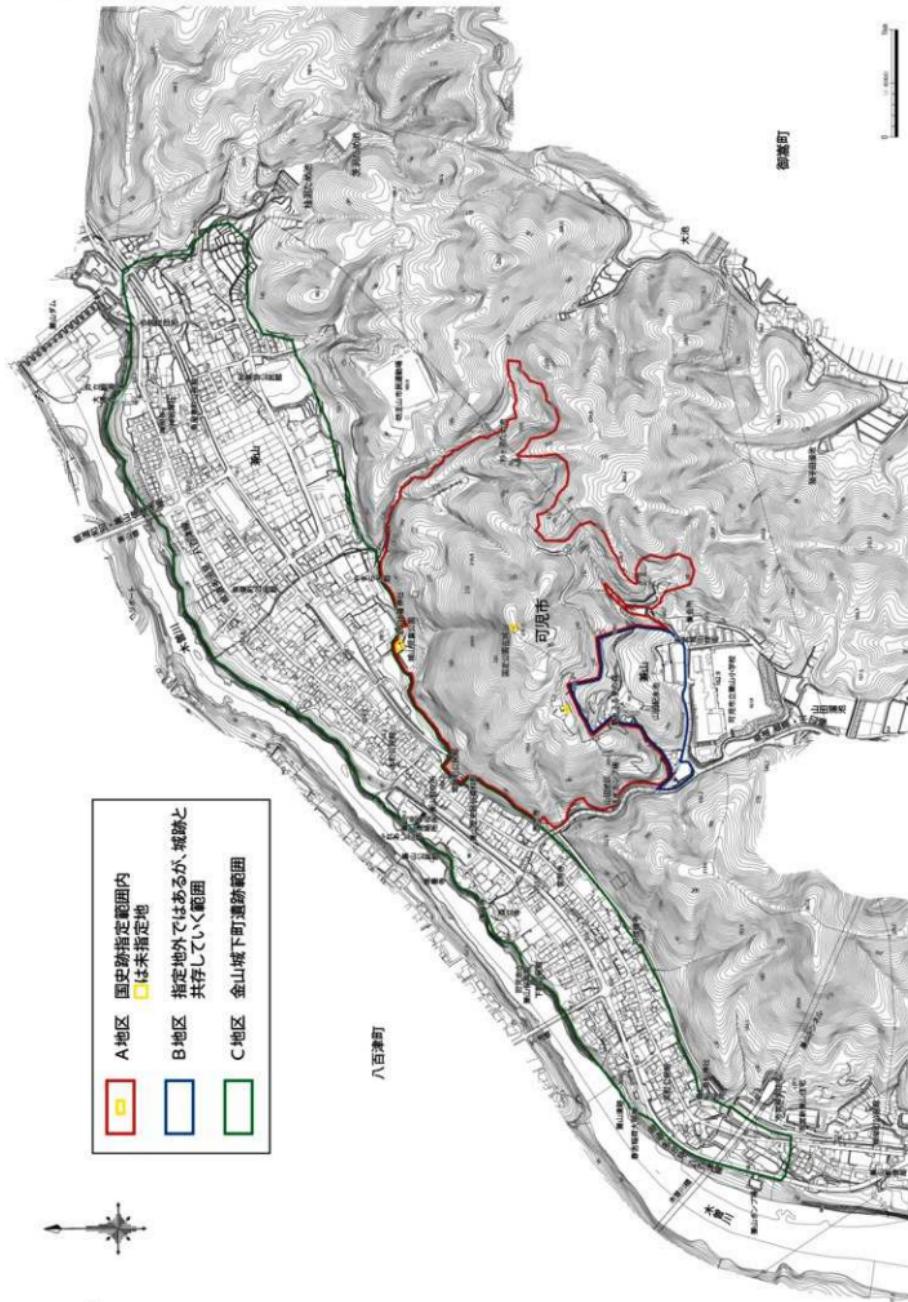


図1-1 保存活用計画の対象とする範囲

指定範囲外ではあるが、本来の城の範囲とも推定される蘭丸ふるいの森とその周辺、そしてこれらと密接な関係を持つ周知の埋蔵文化財包蔵地・金山城下町遺跡も含める。

第4節 計画策定の組織

保存活用計画の策定にあたって設置した、「史跡美濃金山城跡保存活用計画（当初は保存管理計画）策定委員会」（以下「委員会」）で協議を進めた。委員会では、可児市教育委員会文化財課が必要な調査を行うとともに保存活用計画案を提示し、協議を行った。また文化庁、岐阜県教育委員会の指導を仰ぎ、委員会と並行して開催する「美濃金山城跡保存活用推進会議」と調整を図り、計画にその内容を反映させていった。

史跡美濃金山城跡保存活用計画策定委員会名簿

氏名	専門	所属	役職
中井均	考古学・城郭史	滋賀県立大学（教授）	委員長
高瀬要一	保存・整備	元奈良文化財研究所（文化遺産部長）	職務代理者
溝口正人	建築史	名古屋市立大学大学院（教授）	
川合康司	自然・地質	黒川小学校	
福島克彦	文献史学・城郭史	大山崎町歴史資料館（館長）	
山村亜希	歴史地理	京都大学大学院（准教授）	
杉山博保		兼山まちづくり委員会（代表）	
大脇福寛		兼山公民館（館長）	

オブザーバー（指導・助言）

文化庁文化財部記念物課
岐阜県教育委員会社会教育文化課

事務局

可児市教育長	竪橋義朗
可児市教育委員会事務局長	高木美和
文化財課長	長瀬治義
文化財係長	安藤裕康（平成27年）
歴史資産整備係長	大津誠
主査	加藤有理
主査	長沼毅（本計画担当者）
主任	長江真和
主事	織田真琴（平成27年）

史跡美濃金山城跡保存活用計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 史跡美濃金山城跡保存活用計画（以下「保存活用計画」という。）の策定を行うため、史跡美濃金山城跡保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、保存活用計画の策定に関して審議を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員 10 名以内をもって組織し、次に掲げる者たちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市民

(3) 関係機関の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、保存活用計画の策定が完了するときまでとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、その会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。ただし、3 分の 1 以上の委員から請求があるときは、議長はこれを招集するものとする。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員会において必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、または資料の提出を求めることができる。

(指導及び助言)

第8条 保存活用計画の策定にあたっては、必要に応じ、文化庁及び岐阜県の指導助言を受けることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会事務局文化財課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

美濃金山城跡保存活用推進会議設置要綱

(設置)

第1条 可児市の代表的な歴史文化遺産である史跡美濃金山城跡を適切に保存管理し、文化財を兼山のまちづくりに活かし、可児市の誇りとしての活用を促進することを目的として、美濃金山城跡保存活用推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 美濃金山城跡の保存管理に関すること。
- (2) 古城山の管理体制に関すること。
- (3) 美濃金山城跡を活かしたまちづくりに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的の達成に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、別表に掲げる可児市関係課で組織する。

(会議)

第4条 推進会議は、教育委員会事務局文化財課長が必要に応じて招集する。ただし、基本的には協議する事項に関係する課で開催する。

2 推進会議は、必要があると認めるときは関係者を出席させ、説明または意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、教育委員会事務局文化財課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

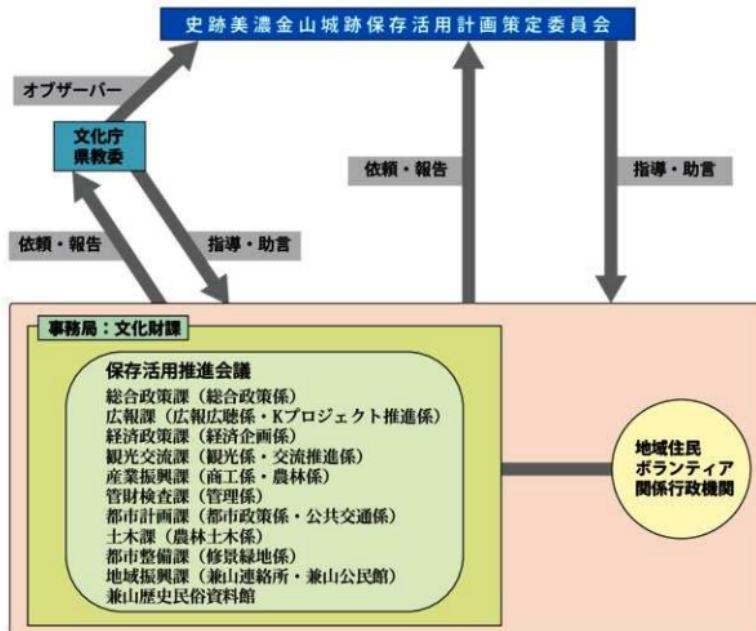
附 則

この要綱は、平成27年7月6日から施行する。

別表（第3条関係）

企画部	総合政策課	総合政策係
市長公室	広報課	広報広聴係、Kプロジェクト推進係
	経済政策課	経済企画係
観光経済部	観光交流課	観光係、交流推進係
	産業振興課	商工係、農林係
総務部	管財検査課	管理係
	都市計画課	都市政策係、公共交通係
建設部	土木課	農林土木係
	都市整備課	修景緑地係
市民部	地域振興課	兼山連絡所、兼山公民館
教育委員会事務局	兼山歴史民俗資料館	
	文化財課	文化財係、歴史資産整備係

連携体制



企画部	総合政策課	総合政策係	総合計画
市長公室	広報課	広報広聴係 Kプロジェクト推進係	広報紙、かにすき、メディアを活用した発信、市政見学バス 城跡活用施策
観光経済部	経済政策課	経済企画係	市のブランド化、特産品の開発
	観光交流課	観光係	桜まつりや戦国武者行列といった市外向けイベント協力、可児市観光協会との調整（ガイドの派遣など）
		交流推進係	市全体の地域・経済活性化計画への兼山の組み込み（観光グランドデザイン）、市内城跡活用との連携、Kルートとの連携・調整
	産業振興課	商工係 農林係	兼山町商工会との調整 計画伐採、ニホンカモシカ・イノシシ対策
総務部	管財検査課	管理係	市有地全体の管理
建設部	都市計画課	都市政策係 公共交通係	史跡を活かしたまちづくり（都市マス、景観計画） コミュニティバス（YAOバス含む）の運行
	土木課	農林土木係	指定範囲内の林道整備
	都市整備課	修景緑地係	蘭丸ふる里の森の整備
市民部	地域振興課	兼山連絡所 兼山公民館	地元との連絡・調整 市民への継続的な学習機会の提供
教育委員会事務局	兼山歴史民俗資料館		展示・解説
	文化財課	文化財係 歴史資産整備係	保存管理、調査 史跡の整備、活用

第5節 保存活用計画検討の位置付け

(1) 保存活用計画以降のフロー

本計画に従って保存活用を行うものとする。基本構想と基本計画については、本計画の理念等をベースとして、別途設置する委員会の指導に基づいて策定する。

ただし、調査・研究の進展や社会環境の変化などにより本計画の内容が実態に合わなくなった場合には、保存活用の目的を達成するために、その時点で学識経験者等の意見などを踏まえて見直しを行う。この見直しは、文化庁や岐阜県教育委員会の指導を得るものとする。

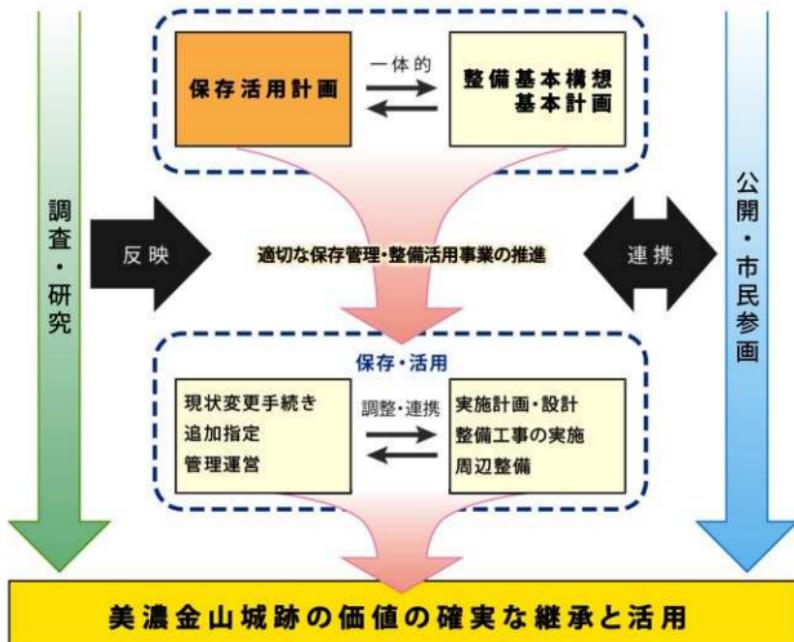


図1-2 フロー図（保存活用計画の位置付け）

(2) 策定の経過

本計画の策定は、平成26年度と27年度において国庫補助事業として採択され、史跡美濃金山城跡保存活用計画策定委員会を4回開催し、諸課題や内容について検討を行った。

◇史跡美濃金山城跡保存活用計画策定委員会開催の経過

日程	主な協議内容
第1回委員会 平成26年8月22日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・現地視察 ・国指定までの経緯 ・スケジュールの確認 ・府内連携について ・地元との連携について
第2回委員会 平成27年2月20日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・現地視察 ・保存管理の基本方針について ・自然分野の調査について ・保存管理計画書の目次について ・史跡の価値と構成要素の整理について ・保存管理計画の対象地域と区分、各々の現状変更取り扱い基準について
第3回委員会 平成27年8月28日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・調査結果について 自然分野の調査結果、石垣カルテの作成、地籍図のデジタル化 ・第2回委員会の指摘について 本質的な価値、計画の対象とする範囲、目次の修正 ・「保存活用計画」への名称変更について ・整備・活用の方針について
第4回委員会 平成28年1月29日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・計画書案の修正・確認について ・今後の取り組みについて ・整備事業に向けて

第6節 関連計画

第4次総合計画

平成23年に策定された第4次総合計画は、「参画」と「協働」による“市民中心のまちづくり”を基本理念とし、まちの将来像「輝く人とまち 人つながる可児市」の実現を目指すための「基本目標 2多世代がふれあい、地域で育む心豊かな人づくり」の具体的な施策として、「歴史や文化・芸術に親しめるまちをつくる 5、文化財の保護と歴史の継承」を挙げている。平成27年度には「住みごこち一番可児 若い世代が住みたいと感じる魅力あるまちの創造」を設定した後期基本計画(28～31年度)がまとめられる。その重点方針の一つとして「地域・経済の元気づくり」が掲げられ、それを実現化するため「美濃金山城跡をはじめとする城跡の整備や活用、PR」を行うことを含め「誇りと愛着を高めるまちをつくる 歴史・文化・芸術に親しむ場づくり」を具体的な施策とする。

教育基本計画

平成23年に策定された教育基本計画では、「ともに学び、ともに育み、だれもが輝くまち・可児～みんなで取り組む ひとづくり まちづくり ふるさとづくり～」を基本理念とし、前期計画が運用され、平成27年度には前期計画の基本計画各論部分の見直しにより、後期計画(28～31年度)が策定されることとなった。「基本目標V 文化・芸術の創造と歴史の継承」では、具体的な施策として「文化財の保護と歴史の継承」を掲げ、「指定文化財の整備活用」の一つとして指定文化財の保存・管理、文化財の整備・活用を挙げ、史跡美濃金山城跡の整備構想・計画の策定を具体的な取り組みとして記載している。

可児市景観計画

可児市は、平成17年、地域の特性に応じた良好な景観の形成によるまちづくりを図るために、「景観法」に基づき「景観行政団体」となり、地域ごとの特色ある景観を生かしたまちづくりを推進するために、平成21年4月1日より「可児市景観計画・景観条例」を施行した。兼山の町並みを「歴史的町並み景観」や「社寺・文化財周辺景観」として位置づけ、その旧城下町の面影を残す伝統的な町並みの保全や、史跡と周辺緑地の一体的な保全を景観形成の取り組みとして挙げている。

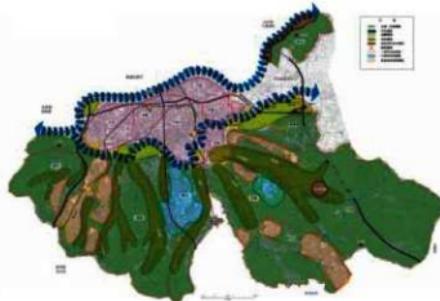


図1-3 景観類型別区域区分図

第2章 可児市の概要

第1節 社会的環境

(1) 位置と地理的環境

岐阜県中南部に位置する可児市は、名古屋市や県庁所在地の岐阜市から 30km 圏内にある。

市の北端部には日本ラインとして名高い木曽川、中央部には東西に可児川が流れており、豊かな水と緑に恵まれたまちである。



図2-1 可児市の位置

(2) 市域の変遷

昭和 30 年 2 月 1 日、可児郡西部の今渡町・土田村・帷子村・春里村・久々利村・平牧村・広見町の 7 町村が合併し、可児町が発足され人口は 2 万 6 千 63 人であった。

昭和 30 年 4 月 1 日、可児郡御嵩町の区域のうち、大字中恵土の区域を可児町に境界変更し、昭和 35 年 4 月 1 日、可児郡姫治村の一部を編入する。

平成 17 年 5 月 1 日、可児郡兼山町と合併して現在に至る。

表2-1 可児市合併変遷表（『可児市史』第3巻より）

(3) 土地利用

北部はおむね平坦で、従来からある集落が発展した住宅地を主とした市街地が形成されており、南部は県下最大級の工業団地や住宅団地、ゴルフ場が点在する丘陵地となっている。

高度経済成長期後半の昭和40年代初頭から、車社会の発達や名古屋鉄道広見線の複線化などを契機に、南部の丘陵地を中心にゴルフ場の開発や名古屋都市圏のベッドタウンとしての宅地開発が進んだことで、急激な人口増加と都市化が進んだ。

地目	田	畠	宅地	山林	ゴルフ場	その他
面積 (m ²)	7,313,898	4,075,240	15,645,721	21,445,826	7,923,773	31,195,542
割合	8.3%	4.7%	17.9%	24.5%	9.0%	35.6%

表2-2 土地利用状況（平成26年1月1日現在：資料 土地に関する概要調査）

(4) 観光動向

戦国武将・明智光秀公、森蘭丸公の生誕地で、歴史ロマンあふれる地であり、また世界にほこるのバラ園のある「花フェスタ記念公園」をはじめ、「鳩吹山遊歩道」「蘭丸ふる里の森」など多くの花と自然を楽しむことができる。

温泉施設「三峰温泉」「湯の華アイランド」や、市直売所「JAめぐみの とれったひろば」「道の駅 可児ツテ」、「日本ラインゴルフ俱楽部」をはじめ8ヶ所のゴルフ場も、多く利用されている。

施設名	花フェスタ記念公園	天然温泉三峰	湯の華アイランド	とれったひろば	可児ツテ	ゴルフ場
利用者数	311,240人	276,295人	822,691人	446,370人	237,473人	431,456人

表2-3 観光地点入込客数状況（可児市の統計 平成26年度版）

第2節 自然

(1) 地勢

可児市は、美濃加茂市、坂祝町、川辺町、八百津町にひろがる盆地状の地形の一角にある。

市内では、木曾川左岸や可児川、久々利川の流域沿いに平地がみられる。また、市の北部を除くと、平地の周りを山地が取り囲んでいる。標高は、一番低い地点が市北西部木曾川の市内最下流地点の44 mである。また、一番高い地点が市東部の浅間山山頂372 mである。

(2) 気候

比較的温暖で夏期に雨が多い表日本式気候（東海気候区型）であるが、盆地にあることから気温が上がりやすく、若干内陸性気候の様相も帶びる。年間降水量は全国平均並みで、積雪はまれである。

(3) 山地・森林

市の約3分の2は、ほぼ標高150 mから300 mの山地であり、平坦でなだらかな丘陵地となっている。

多様な山林植生を形成する丘陵地の多くが住宅団地・工業団地・公園・ゴルフ場として開発され、樹林地は大幅に縮小し多様であった植生も単調になりつつある。

現在、スギヒノキの植林地を除き市全域で見られる自然林は、丘陵尾根部のアカマツ林・丘陵地全域に広がるコナラ林・集落周辺に点在する竹林が大部分である。しかし、暖温帯気候に属するこの地域本来の山林の姿は、社寺林として残され、葉が年中枯れることなくこんもり茂った姿を見せるツブラジイ・アラカシに代表される常緑広葉樹林である。

(4) 河川

北端には、流域面積国内第5位の木曽川が流れしており、源流は長野県木祖村の鉢盛山で、伊勢湾に注いでいる。また、市内を東西に横断するように可児川が流れおり、源流は御嵩町の松野湖で、市の北西部で木曽川と合流している。東部から流れる久々利川は、南から流れる大森川や姫川を集めて、市のほぼ中央部で可児川と合流している。

第3節 歴史

縄文時代の遺跡として川合遺跡や土田北裏遺跡等が確認され、柿田遺跡では弥生時代の水田跡が確認されている。また古墳が多く分布する地域で、国史跡長塚古墳をはじめ400基以上の古墳があったとされる。

『日本書紀』には、景行天皇が泳宮に行幸した記述があり、その舞台とされる久々利については、飛鳥池遺跡で天武天皇6年(677)の「加尔評久々利五十戸」という表記のある木簡が出土した。

市内寺院には多くの平安仏があり、特に東雑子薬王寺に安置されている丈六の木造薬師如来坐像は、一本造から寄木造に変遷する過渡期につくられた彫刻史上において貴重なものと評価されている。市内南部の丘陵地には、平安時代から鎌倉時代に灰釉陶器や山茶碗が焼かれた窯跡が確認されている。

南北朝時代から戦国時代にかけて市内各地に城が築かれ、その多くが残っている。また織豊期から近世初頭にかけて、久々利の大萱・大平で黄瀬戸・瀬戸黒・志野・織部といった焼き物が焼かれ、一部の窯跡では調査が進みつつある。

近世の可児市域は55か村に分かれ、それらは幕府領・尾張藩領・旗本領であり、なかには相給とよばれる、一つの村に対して複数の領主が混在する地域であった。近世初期には平岡氏の徳野藩、幕領の筆頭代官として岡田将監善同が陣屋を構え、久々利には尾張藩家臣であり幕府代官でもある二重封臣関係を有した千村氏が陣屋を構えるなどしたが、現在の兼山や今渡など川湊により商業的に発展をした地域以外は一般的な農村であった。

明治維新後の廢藩置県により市域は笠松県に含まれた(後に岐阜県)。明治22年の町村制施行時に市域には1町7村が発足した。

明治33年に国鉄中央線の名古屋～多治見間が開通すると、物流は木曽川の水運から鉄道を利用した陸運に変化していった。大正年間に多治見から広見を経由して御嵩に至る鉄道路線が完成し、昭和期に入ると広見駅が移転され、現在の太多線・名鉄広見線の路線とほぼ同一となった。

昭和2年に太田橋が完成し、昭和14年に今渡ダムが建設された。運輸の中心が陸運に移行したことでも木曽川は日本ラインと呼ばれる観光地としての性質を強めた。

昭和30年、昭和の大合併で今渡町・広見町・土田村・久々利村・平牧村・春里村・帷子村が合併し可児町が誕生した。後に御嵩町および姫治村のそれぞれ一部を合併し、現在の兼山を除く市域が定まった。

高度経成長期後半の昭和40年代初頭からは、車社会の発達や名古屋鉄道広見線の複線化などを契機に、南部の丘陵地を中心にゴルフ場の開発や名古屋都市圏のベッドタウンとしての宅地が開発され、急激な人口増加と都市化が進んだ。そして昭和57年に可児町は市制を施行し、全国で650番目、県で14番目の市として可児市が誕生した。

以後も可児市の人口は鈍化したものの増え続け、可茂の拠点都市として発展した。平成17年に兼山町を合併したことで人口が10万人を突破した。

第3章 史跡の概要

第1節 史跡指定の状況

(1) 史跡指定と範囲

文部科学省告示第142号

文化財保護法（昭和25年）法律第214号）第109条第1項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡として指定したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成25年10月17日

文部科学大臣 下村 博文

名称 美濃金山城跡（みのかねやまじょうあと）

所在地 岐阜県可児市兼山字古城山1418番地211、他22筆等

指定対象の面積 302,466.60m²

管理団体指定

平成26年3月24日付け文化庁告示第9号により、史跡美濃金山城跡を管理すべき地方団体として可児市が指定された。

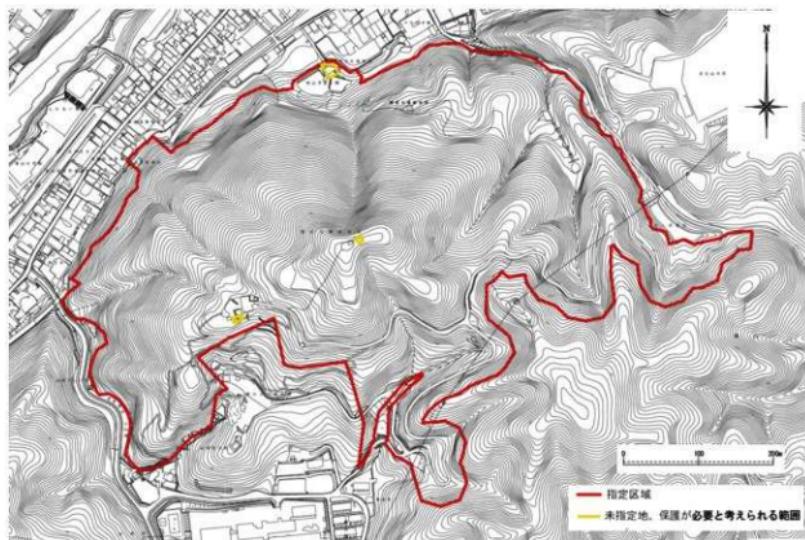


図3-1 史跡美濃金山城跡指定範囲図

(2) 史跡指定の理由 (『月刊文化財』600号、2015年より転載、下線部は加筆)

美濃金山城跡は木曾川中流域の左岸、可児市兼山の古城山にある戦国期から織豊期にかけて營まれた山城である。江戸期の伝承によれば、天文6年(1537)美濃國守護代の一族である斎藤氏が築き、烏峰城と呼ばれたが、永禄8年(1565)織田信長の家臣森可成が城主となって金山城と名称を改めたとされる(『金山記全集大成』)。嫡子長可、忠政と森氏が35年間にわたって城主を務め、織豊政権下の東美濃支配の拠点となった山城である。金山には川湊があり、木曾川舟運に大きな役割を果たしたと考えられている。慶長5年(1600)、閔ケ原の戦い直前に忠政は信濃川中島に転封され、金山城は犬山城主石川貞清が兼帶して支配するところとなり、慶長6年犬山城主小笠原吉次によって城が破城されたとされる。金山(明暦2年<1656>に兼山と改称)は幕府の代官支配を経て、元和元年(1615)尾張藩領となり城跡一帯は留山となった。明治以降官林(国有林)となり、昭和28年に兼山町(現・可児市)に払い下げられている。主郭から出丸までの山上部は岐阜県史跡に指定され保護されてきた。また、城跡の南側山麓部は公園として整備されている。

金山城の諸施設が犬山城に移築されたという「金山越」の伝承(津田房勝『正事記』等)から、戦前から主郭部の建物跡に関心が向けられ、主郭部の測量調査や発掘調査等が行われてきたが、可児市教育委員会は平成18年度より城跡全体の測量と確認調査を実施し、全体構造等の究明に努めてきた。金山城跡は山上の最高所(標高276メートル)に主郭を設け、その東、南、西に続く尾根筋に、それぞれ数メートルの段差をもって曲輪群を配置している。北側にも小規模な曲輪があり、南西端に出丸と呼ばれる曲輪(西三郭)がある。南1郭と主郭北東部に楔形虎口が残る。南東端に左近屋敷と伝承されている東VI郭がある。城跡は以上の山上部の曲輪と北麓部にある米蔵跡と伝承される曲輪から構成され、伝米蔵跡には高さ5.3メートルほどの石垣が積まれている。伝米蔵跡と主郭との比高差は約160メートルである。発掘調査の結果、四棟の礎石建物が検出された主郭をはじめ、各曲輪に川原石を用いた礎石建物が存在することが明らかとなった。出土遺物には土師器(かわらけ)、瀬戸美濃産陶器(碗、皿、鉢等)、中国製磁器、瓦等があり、最盛期と考えられる16世紀後半には10の曲輪に礎石建物が存在していたことが確認された。主郭等では建て替えがあったことも確認されている。出土した瓦に桐紋の軒平瓦があり、道具瓦や飾瓦の存在からも主郭には瓦葺の建物が存在したことが推定される。主郭の全周を石垣が囲むが、各曲輪の石垣は部分的である。破城以前3メートルにも及ぶ石垣が構築されていたと考えられる場所があり、大がかりな普請が想定される。岩盤を加工した箇所等、曲輪の造成上の必要性とともに、視覚的な効果も意図していたと考えられる。金山城跡は江戸時代において留山として後世の改変があまり加わらず、破城の様子をよくとどめている点でも価値が高い。瓦の導入や石垣の構築等織豊系城郭の特徴をよく示している。

このように美濃金山城跡は石垣や瓦を使用した織豊系城郭の特徴をよくとどめており、元和以前の慶長期の破城の状況とともに、山城の変遷を考える上で重要な遺跡である。戦国期から織豊期にかけての動乱と統一の過程が東美濃地域においてどのように展開したのか、東美濃の政治状況を知る上で重要なことから、史跡に指定し、保護の万全を図るものである。

(3) 土地所有の状況

指定地 302,466.60m² (可児市有地 261,328.71m²、民有地 41,137.89m²)

(4) 各種法令による位置付け

史跡美濃金山城跡は文化財保護法、自然公園法、森林法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、砂防法等多くの法令により規制・保護されている。それぞれの法令の対象範囲等を図に示す。

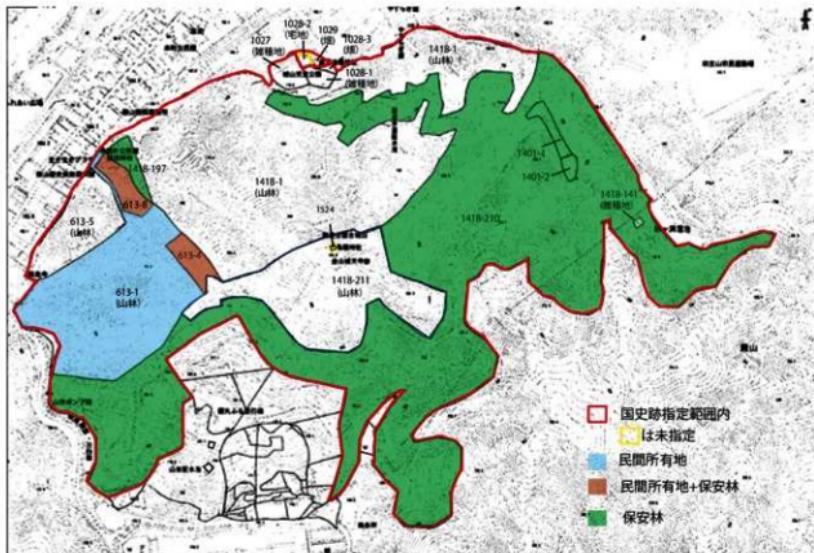


図3-2 美濃金山城跡私有地・保安林分布図（指定範囲内の色なしと緑は市有地）

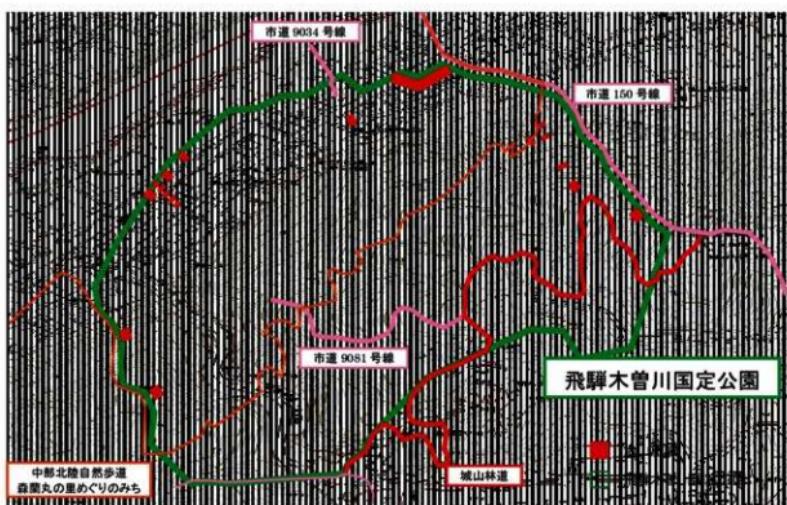


図 3-3 飛騨木曽川国定公園範囲と治山施設等の分布図

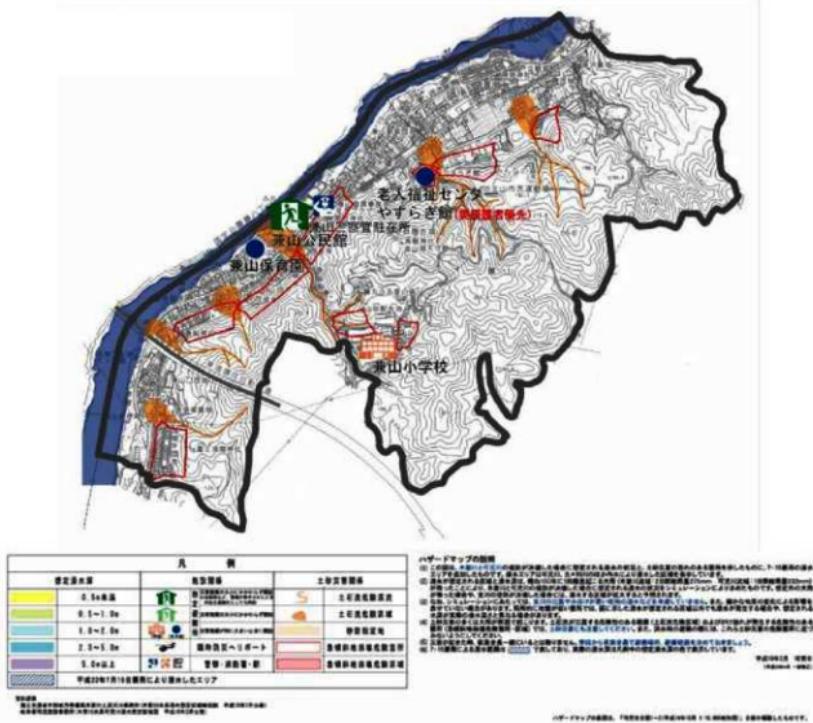


図3-4 ハザードマップ（兼山地区）

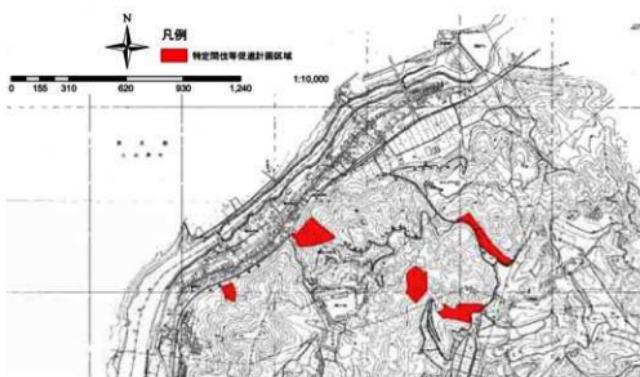


図3-5 兼山地区特定間伐等促進計画区域

第2節 自然的概要

(1) 地形と地質

地形概要

岐阜県は、県域の約8割が山地で占められている山岳県である。北部は海拔1000mを超す山岳地帯、南部は濃尾平野が広がっており、揖斐川、長良川、木曽川よりなる木曽三川および飛騨川が、濃尾平野に向かって北および東から南へ流れ込んでいる。

可児市の兼山地区は、東濃丘陵と美濃太田盆地との境に位置する。東濃丘陵は、東縁を阿寺断層、西縁を関市から可児市にかけての盆地で画された、なだらかな山体となる。概略的には、北東部の阿寺山地から南西部の濃尾平野にかけて、次第に標高が低くなる。これらの地形は、阿寺断層をはじめ複数の断層の変位により形成されたとされている。

東濃丘陵のうち、可児市から御嵩町にかけた領域は「御嵩山地」とも呼ばれ、美濃金山城跡が位置する古城山をはじめ、標高250～300mの山体より形成されている。

美濃地方の地形区分図を図3-2に示す。



図3-6 美濃地方の地形区分図

「日本の地形5 中部地方」(東大出版会,2006) 図6.0.1 東海地方の接峰面図*に加筆して作成。

地形区分は、20万分1土地分類図(地形分類図)(国土庁・岐阜県,1975)による。

調査地の地形区分

本計画の策定に伴って行った調査地周辺は、古城山をはじめ標高250～300mの山体より形成されている（図3-1）。御嵩山地の北縁は、山裾に沿って東から西へ向かって木曽川が流下しており、古城山付近は狭窄部となっている。当該部は深い峡谷をなし、「兼山瀧」（かねやまとろ）の別名もある。

このように山体の北斜面は深く穿たれ、45°以上の懸崖を伴う急斜面となっている。これに対し、山地の南側では谷底平野が入り込み、急峻部でも30°程度と、北部に比較して緩い勾配を示す。

山地の斜面には、山頂部や山腹の一部に相対的に緩い勾配の箇所（頂部緩斜面・山腹山麓緩斜面）が分布する。頂部緩斜面は山頂部の標高260～280mに、山腹緩斜面は標高210～240m、山麓緩斜面は150～190mに集中しており、木曽川の下刻作用の停滞期（更新世の一時期か）に形成された平坦面の名残と考えられる。

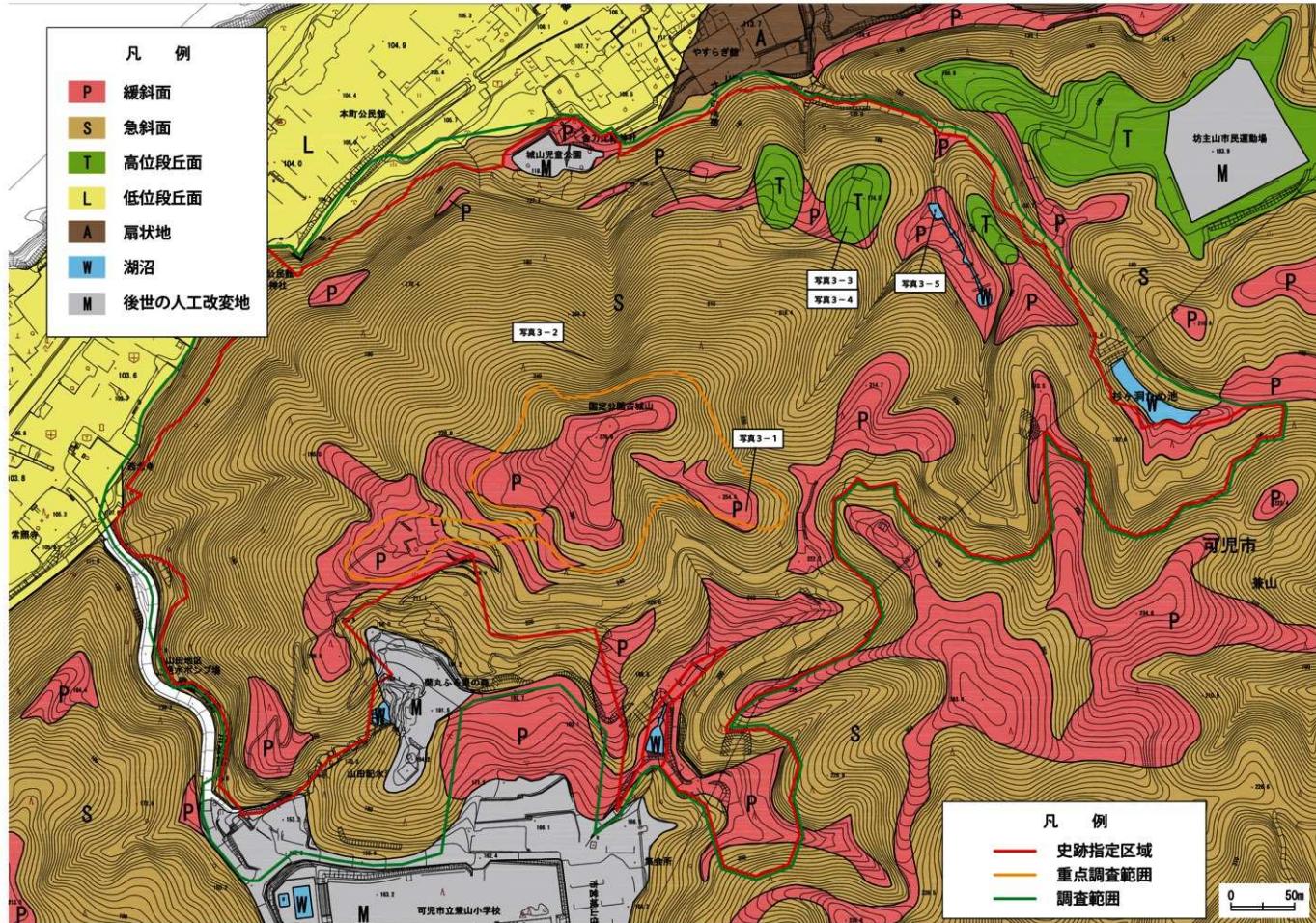
段丘地形は、標高160～175mと標高90～100mの2段に認められる。前者は、坊主山市民運動場のある平坦面に代表され、円礫の堆積物が基盤岩を覆って分布する。後者は、兼山市街地のある平坦面で「兼山段丘」とも呼ばれている。

調査地の地形区分を表3-1に整理し、地形分類図を図3-2に示す。

以下に、各地形の詳細について記載する。

名 称	記 事
緩斜面	古城山頂上（標高276.9m）付近の緩斜面。 古城山全体に複雑な形状を呈して分布する、緩斜面10°以下の斜面を示す。 駐車場や公園などに利用されている。
急斜面	古城山の大部分を占める斜面。 堅硬な岩盤（チャート、泥岩、砂岩）が露出している箇所が多い。
高位段丘面	古城山北部の山麓に部分的にみられる平坦面。 遊歩道や休憩所などに利用されている。
低位段丘面	古城山北部の低地に広がる段丘面。 住宅地等に利用されている。
扇状地	古城山東部の谷の開口部に扇状に広がる地形。 畑などに利用されている。
湖沼	調査地に分布する湖沼は、すべて人工的なため池である。
後世の人工改变地	古城山南西側の谷部を埋める人工改变地。 兼山小学校や道路等に利用されている。

表3-1 調査地の地形区分と利用



①緩斜面

調査地山頂（標高 276.9m）付近は、ほとんど平坦に近い緩斜面である。城跡部分には、部分的に人工改変されている様子が伺える。山頂から南東方向にも標高 254.4m の緩斜面が存在している。調査地一帯に複雑な形状を呈して分布する。緩斜面の傾斜は最大で 20°程度であり、大半は 10°以下である（写真3-1）。

②急斜面

急斜面は、調査地の大部分を占める急傾斜な斜面である（写真3-2）。傾斜は最大で 45°程度である。重点調査範囲外では主にシダなどの植物で覆われているが、堅硬なチャートや泥岩、砂岩などが分布している箇所も多く見られる。また、規模は小さいが、所々で斜面崩壊が発生している様子が認められる。



写真3-1 緩斜面（南東端部付近）



写真3-2 急斜面（山頂北側）

③高位段丘面

高位段丘面は、調査地北東部に当る標高 170～180m 付近の山麓部で断片的に分布する。地形は平坦～緩傾斜からなり、市民運動場、遊歩道、休憩所などに利用されている（写真3-3）。平坦面には、円礫や亜円礫が散在している様子が認められる（写真3-4）。



写真3-3 山麓部に残る高位段丘面
(調査地東部にある休憩所)



写真3-4 高位段丘面にみられる円礫

④低位段丘面

低位段丘面は、調査地北部の沿岸部に存在する。ほとんど平坦に近い緩やかな地形を呈し、標高100～110m前後の範囲に広く分布している。この面は、住宅や田畠などに利用されている。

⑤扇状地

扇状地は、調査地東部の谷部出口付近から北部の低位段丘面上にかけて、小規模な扇状に分布している。主に、道路や田畠、住宅地などに利用されている。

⑥湖沼

湖沼は、杉ヶ洞、蘭丸ふる里の森、兼山小学校付近などにあり、すべて人工のため池である（写真3-5）。

⑦後世の人工改変地

調査地南西部において、谷を埋める目的で切土および盛土を行っており、可児市立兼山小学校が建造されている。その他、城山児童公園や坊主山市民運動場などで、整備のために人工改変がなされている。



写真3-5 自然公園のため池

地質概要

当調査地域を含む美濃地方には、美濃帯と呼ばれる堆積岩を主体とした地質体が広く分布する。美濃帯は、中生代の初期から後期初め（およそ2億5千万年～1億5千万年前）にかけて、プレートの移動により運搬されてきた堆積物が寄せ集まって形成された地層や岩石の集合体（地質体）で、チャート、泥岩、砂岩など多様な岩石が混在する。

可児市の兼山地域には、美濃帶の泥岩やチャート、砂岩が分布する。チャートは、山体の主軸を通る北東-南西方向にのびており、北東へ向かうほど徐々に分布範囲が狭くなる傾向を示している。山腹・山麓部の道路沿いなどでは、美濃帶の泥岩および砂岩を露頭としてみることができる。また、泥岩などが熱を受けて硬く緻密に変成した、ホルンフェルスと呼ばれる岩石が局所的に分布している。

美濃地方の地質概要図を図 3-8 に示す。

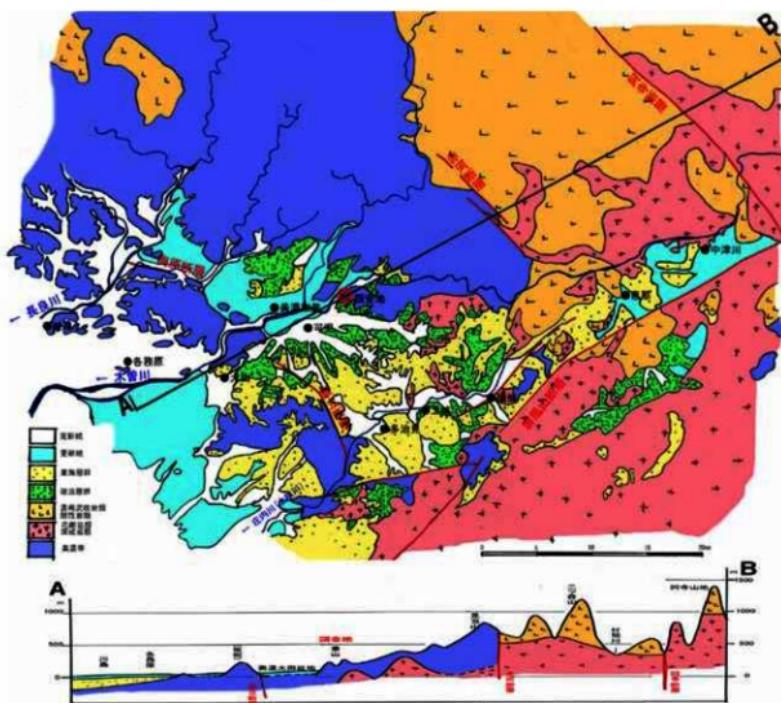


図3-8 美濃地方の地質概要図
中部地方土木地質図(財 国土開発技術研究センター,1992)を編集して作成

調査地の地質

当地域の基盤岩類である美濃帯堆積岩コンプレックスは、泥岩、チャート、および砂岩から構成され、地層は北東—南西方向に連続し、傾斜は北西側に急角度（70°以上）を示す。古城山の山頂部には堅硬なチャートが分布し、この岩体は稜線主軸を形成している。山腹・山麓部には泥岩が分布し、当地域東部において南北方向に連続する断層（傾斜80°以上）が泥岩および砂岩を切っている。

基盤岩類を覆う未固結堆積層は、山腹に分布する高位段丘堆積物、兼山市街地のある低位段丘堆積物、主に山麓や谷底に分布する崖錐堆積物、および谷部出口付近の扇状地堆積物から構成される。

なお、既往地質図（20万分1地質図「飯田」（地質調査所、1990）、5万分1表層地質図〔美濃加茂〕（経済企画庁、1974）では、南麓の兼山小学校のある谷部付近に新第三紀中新世の瑞浪層群の分布が描かれているが、現在は人工改変により盛上で覆われている。

現地踏査により作成した地質平面図を図3-9に、地質断面図を図3-10にそれぞれ示す。以下に、各地質について記載する。

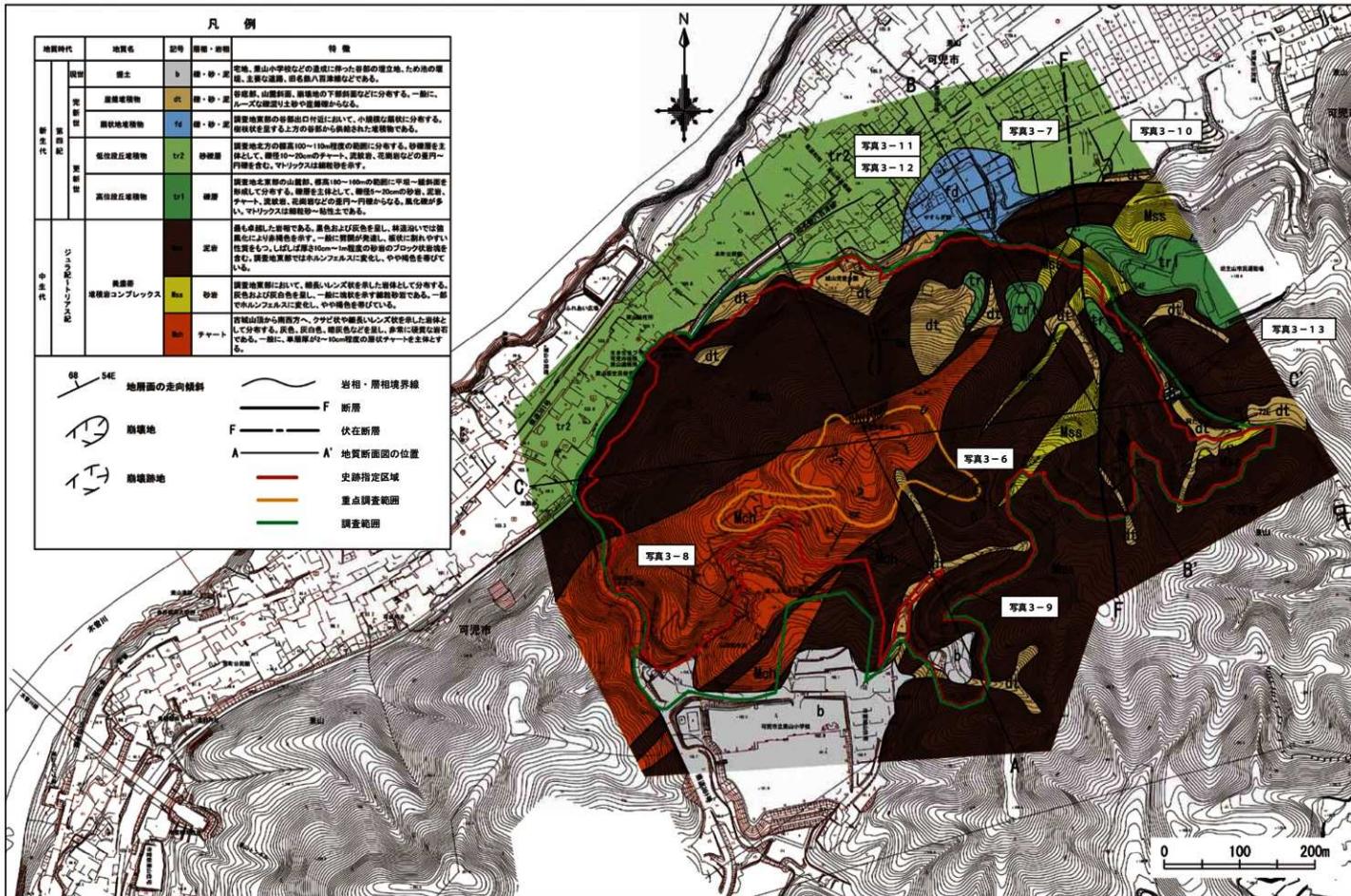


図3-9 地質平面図と状況写真の位置図

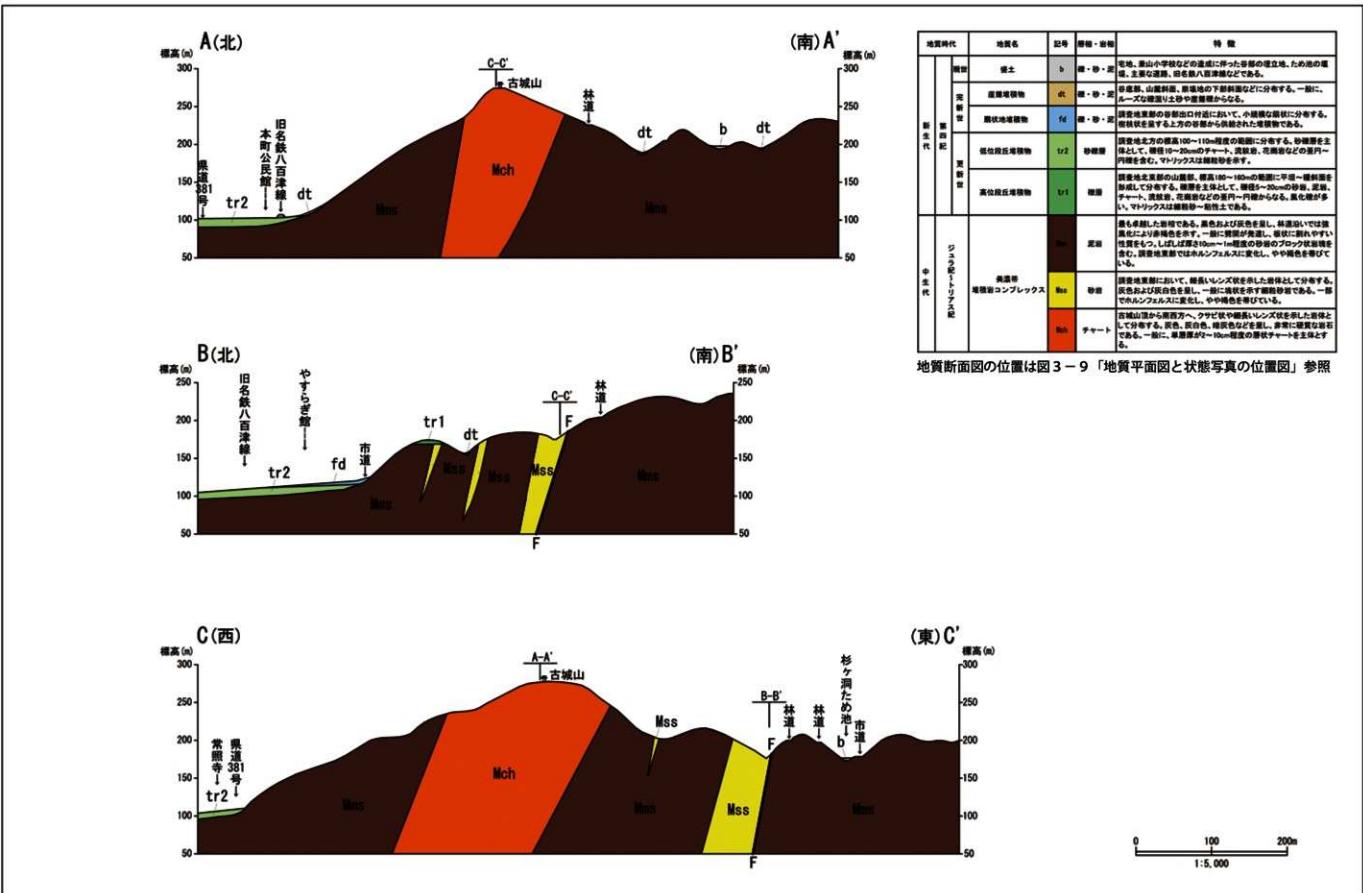


図3-10 地質断面図

基盤岩類

①泥岩

泥岩は最も卓越した岩相で、主に調査地の山麓・山腹部に広く分布する。色調は、新鮮部では黒～灰色を呈し、風化部では褐色を呈する。特に、調査地南東部の林道沿いの切土には、強く風化を受けた赤褐色泥岩が連続的に露出する。泥岩は、一般的に劈開の発達によって板状に割れやすい性質をもつ。このため、露頭では劈開面に沿って細かく割れ岩片～ブロック化した様相を示す場合が多い。しばしば厚さ0.1～1m程度の砂岩のブロック岩塊を含む。泥岩の一部は熱変成を受け、ホルンフェルスとなっている箇所が認められる。



写真3-6 岩片状に亀裂の発達する褐色泥岩



写真3-7 ブロック状に亀裂がみられる灰黑色泥岩

②チャート

チャートは、主に山頂付近から南西方へクサビ状や細長いレンズ状を示した岩体として分布する。単層厚が2～10cm程度の層状チャートを主体とし、塊状チャートを部分的に含む。灰色、灰褐色、暗灰色などを呈し、非常に硬質で密な岩石である。



写真3-8 蘭丸ふるさとの森内の層状チャート



写真3-9 山腹の舗装道路脇のチャート

③砂岩

砂岩は、調査地東部において細長いレンズ状岩体として泥岩中に分布する。灰～灰白色を呈し、一般に塊状を示す細粒砂岩である。一部に熱変成を受け、ホルンフェルスとなっている箇所が認められる。



写真3-10 砂岩の露頭写真

未固結堆積物**④高位段丘堆積物**

高位段丘堆積物は、調査地北東部の範囲にみられる。標高160～180mの範囲に、緩傾斜面～平坦面を形成して分布する。礫層を主体とし、礫径5～20cm程度の円～亜円礫からなる。礫種は砂岩、泥岩、チャート、花崗岩、流紋岩からなり、風化礫が多い。マトリックスは細粒砂～粘性土である。



写真3-11 高位段丘堆積物



写真3-12 高位段丘堆積物の円礫

⑤低位段丘堆積物

低位段丘堆積物は、調査地北方の標高100～110mの範囲に平坦面を形成して分布する。砂礫層を主体とし、礫径10～20cm程度の円～亜円礫からなる。礫種はチャート、流紋岩、花崗岩などであり、マトリックスは細粒砂を示す。

⑥扇状地堆積物

扇状地堆積物は、調査地東部の谷部出口付近に扇状に広がって存在する。樹枝状を呈する上流の谷部から供給された堆積物である。

⑦崖錐堆積物

崖錐堆積物は、谷底部、山麓斜面、崩壊地の下部斜面などに分布する。一般に、ルーズな礫混り土砂や崖錐疊からなる。

⑧切土、盛土

兼山小学校などの造成に伴った切土、谷部の埋立地、ため池の堰堤、主要な道路、旧名鉄八百津線などである。



写真3-13 崩壊地に露出する崖錐堆積物

(2) 動物相

現在、史跡美濃金山城跡指定範囲を含む兼山町全域が、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」によって「鳥獣保護区」指定されており、市は鳥獣の保護とともに鳥獣による農林業や生活環境への被害防止に努めている。

美濃金山城跡を含む古城山は東濃丘陵に位置しており、良好な山地環境を残し、周辺に連続した森林が広がっていることから、ニホンカモシカやアカゲラ、カミキリムシ類といった山地性の種を中心に多数の動物種の生息が確認されている。

注目すべき種として、哺乳類では特別天然記念物のニホンカモシカ、特定外来生物であるアライグマ、遺構などへの干渉が懸念されるイノシシ、両生類では特定外来生物のウシガエル、昆虫類では環境省レッドリスト掲載種のミズスマシ（絶滅危惧Ⅱ類）の生息も確認されている。

ニホンカモシカは、低山から亜高山帯にかけて生息し、縄張りを形成するなど定着性が強い。

アライグマは、北米原産の哺乳類で顔の黒い帯と尾の縞模様に特徴がある。繁殖力が強く雑食性で食性が広いことから、近年、農業や生態系に被害を及ぼしている。本種は、1962年に愛知県犬山市の動物園の飼育個体の逃亡により帰化が始まり、周辺地域に拡大したものとも言われ、犬山市に近い古城山は比較的早い時期に定着したと推測される。

イノシシは、常緑広葉樹林、落葉広葉樹林、農耕地、平野部などに広く分布する。雑食性で木の実、果実、カエル、ヘビ、昆虫などを採食する。また、木の根や昆虫、ミミズなどを掘り返して採食する習性がある。古城山でも、散策路の掘り返しなどイノシシの痕跡が多数見られ、幼獣も確認されており、イノシシの注意喚起看板が複数掲示されている。本種は、近年勢力を増しており、遺構への干渉被害、市民や観光客への被害などが懸念されることから、動向を注視する必要がある。

なお、『兼山町史』の記述から推測すると、ニホンカモシカ、アライグマ、イノシシが古城山に定着したのは20～30年程度前と推測される。

ウシガエルは、アメリカ原産の大型なカエルで食用を目的に導入されたものが移出し、日本各地に定着した。極めて捕食性が強く、口に入る大きさの動物はほとんどを餌にする。また、繁殖力も強いことから生態系に被害を及ぼしている。古城山では、園地内的人工池や杉ヶ洞ため池などで確認されていることから、それらの水域が整備されたのちに移入したと推測される。

ミズスマシは、ため池や流れの緩やかな河川などに生息し、水面をクルクルと回りながら泳ぎ、動物食で水面に落ちた昆虫などを採食する。近年全国的に減少しており、山間地のため池などでまれに見かける程度である。古城山で生息が確認された環境は、北斜面にある園地内の水位の低い人工池で清流が流れ込み、捕食者である魚類やウシガエルなどが生息しないことから、ミズスマシの良好な生息環境であった。このことから、園地の整備が本種の生息環境を創出したものと推測される。

(3) 植物相

美濃金山城跡を含む古城山は標高 276.9 m の低山で東濃丘陵に位置しており、ツブライ、アラカシ、ウリカエデ、コシダのような、東濃地方の山地に見られる種が多く確認されている。

注目すべき種としては、岐阜県レッドデータブック掲載種のホナガタツナミソウ（準絶滅危惧）、飛騨木曾川国定公園の指定植物であるサツキ、レンゲツツジ、ヒカゲツツジ、コバノミツバツツジ、ショウジョウバカマ、シュンラン、カヤランの生育が確認されている。なお、カヤランは、『可児市市民参画と共同のまちづくり条例』の第7条様式4号の「地域環境配慮調査報告書」別紙「岐阜県の絶滅のおそれがある野生生物等一覧（可児市分）」の掲載種でもある。

また、岐阜県指定天然記念物として、古城山山頂にはオオウラジロノキの大径木（指定件名「古城山のオオウラジロノキ（地方名：ヤマナシ）」）が生育している。

ホナガタツナミソウは、本州（福島県以南）に分布し岐阜県内では南部の一部限られた地域に生育する。

サツキは、半常緑低木で神奈川以西の太平洋側に分布。岩場などに生育する。品種改良され園芸用の品種もある。古城山のサツキは植栽されたものである。

レンゲツツジは、落葉低木で本州、四国、九州に分布。林縁や草地に生育する。古城山のレンゲツツジは植栽されたものである。

ヒカゲツツジは、常緑低木で関東以西、四国、九州に分布。やや日陰の岩場などに生育する。古城山では北斜面を中心に広く生育する。

コバノミツバツツジは、落葉低木で静岡西部、長野南部以西、四国、九州北部に分布。明るい雑木林内などに生育。古城山では南斜面を中心に広く生育する。

ショウジョウバカマは、北海道から九州に分布。山野のやや湿った所に生育する。古城山でも、沢沿いや林道法面などの湿った環境を中心に広く生育する。

シュンランは、北海道から九州に分布。乾いた半日陰の林床に生育する。古城山では南斜面を中心に広く生育する。

カヤランは、岩手以南から九州に分布。常緑樹林内の樹幹に着生する。古城山では常緑樹の大径木の幹に着生しているのが確認された。

なお、古城山では生活環境保全林整備事業として、ヒツバタゴ、サツキ、レンゲツツジなどの注目すべき種も多く園芸品種とともに植栽されている。

(4) 植生

美濃金山城跡を含む古城山の現存植生は、暖温帯のヤブツバキクラス域に属している。城郭遺構を中心とした山頂付近は、ツブライ群落（常緑広葉樹林）が分布しており、大径木が多数生育している。一方、

城郭遺構の整備のための除伐や下草刈りなど、手入れが行き届いている。その山頂付近周辺をヒノキ植林が取り囲み、山麓にはコナラ群落（落葉広葉樹林）や竹林などが点在している。南斜面には、一面にソメイヨシノを中心として植栽された園地がある。

なお、人為的干渉がなくなり、遷移が極相まで進んだ場合の植生である潜在自然植生については、現存植生や気候帶、地形等から判断すると、カナメモチーコジイ群集であると推測される。

以下に、各群落の概要と現存植生図（図3-7）を示す。

・ツブラジイ群落

ツブラジイ（別名コジイ）は、温暖性の樹木で日陰でもよく育つことから、古城山周辺では極相林となりうるが、確認されたツブラジイ群落は人為の入った二次林であった。古城山では、山頂部と南斜面の一帯で確認された。

階層は、高木層、亜高木層、低木層、草本層の4階層からなる。高木層は、高さ15～20mでツブラジイが優占し、アベマキ、アラカシ、リョウブなどで構成される。亜高木層は、高さ8～14mでアラカシ、シラカシ、リョウブなどで構成される。低木層は、0.8～6mでサカキが優占しアラカシ、ヤブツバキで構成される。草本層は、0～0.6mでアラカシ、ベニシダが優占しキジノオシダ、ササクサ、ツブラジイなどで構成される。樹冠はよく発達し、林内は昼間でも薄暗い。

・コナラ群落

コナラ、アベマキなどで構成される落葉広葉樹二次林は、古くは薪炭林等として利用されている代償植生であるが、近年では薪炭利用などないことから、人為の影響の少ない南斜面や西斜面などは遷移が進みつつある。南側斜面のコナラ林は、公園管理の一環として下草刈りなどの手が入っていた。

階層は、高木層、亜高木層、低木層、草本層の4階層からなる。高木層は、高さ13～18mでコナラが優占しアベマキ、アラカシ、ウワミズザクラなどで構成される。亜高木層は、高さ7～12mでウワミズザクラ、クリ、リョウブなどで構成される。低木層は、0.8～6mでヒサカキが優占しサカキ、ソゴなど構成される。草本層は、0～1mでアラカシ、コシダ、ヒサカキなどで構成される。樹冠はよく発達し、林内は昼間でも薄暗い。

・ヒノキ植林

古城山の大半をヒノキ植林が占める。

階層は、高木層、亜高木層、低木層、草本層の4階層からなる。高木層は、高さ15～20mでヒノキが優占しアカマツなどで構成される。亜高木層は、高さ7～12mでヒノキ、リョウブなどで構成される。低木層は1.5～7mでヒサカキが優占しアラカシ、サカキ、ツブラジイなどで構成される。草本層は、0～1.5mでコシダが優占し、アラカシ、ヒサカキ、ヒノキなどで構成される。樹冠はよく発達し、林内は昼間でも薄暗い。

・竹林

山麓の民家付近に点在する。古くは竹材の供給源として利用された代償植生であるが、近年では竹材の需要が減っていることから、人為の影響少なく、モウソウチクが密に生え荒れた印象の箇所が多かった。

階層は、高木層、低木層、草本層の3階層からなる。高木層は、高さ5～14mでモウソウチクが優占しイロハモミジなどで構成される。低木層は、1～5mでアオキが優占しイタドリ、クサギ、ナンテンなどで構成される。草本層は、0～1mでコチヂミザサ、ナガバノジャノヒゲ、ヤブランなどで構成される。モウソウチクが密に生え、林内は昼間でも薄暗い。

・伐跡低木林

古城山東側の送電線の架線下で確認された。線下管理のため定期的に伐採管理がなされている。

階層は、低木層、草本層の2階層からなる。低木層は、0.5～2mでクリ、スキが優占しコナラ、ゾヨゴ、ワラビなどで構成される。草本層は、0～0.5mでママコナが優占しネジキ、ヒサカキ、モチツヅジなどで構成される。亜高木層以上の階層が存在しないことから、地表まで明るい。

(5)まとめ

①地質

本調査地に分布する地質は、美濃帯堆積岩コンプレックスのチャート、泥岩、および砂岩からなり、史跡遺構が分布する重点調査範囲内の大部分はチャートである。チャートは泥岩や砂岩と比較すると堅硬であり、崩壊に対する抵抗力が大きいため、史跡遺構の保存管理上は大きな問題はないと考えられる。

ただし、重点調査範囲の東部にある東IV周辺箇所の地質は泥岩主体となるため、その他の箇所と比べると多少変状が出やすい可能性がある。遺構の保全と林道の安全を確保するために対策が必要である。

調査地の東部には高角度断層が南北方向にのびる。断層の規模は小さく、断層に沿って崩壊地などの変状地形は発達していないことから、特別な対策を設ける必要はないと考える。

②地形

本調査地の大部分は急斜面、山麓・山腹緩斜面および頂部緩斜面で構成されており、北側の山麓部に高位段丘面が断片的に分布するのみである。古城山山頂付近までのびる北側斜面には崩壊を伴う谷地形が存在する。谷部源頭部には層状チャートが崖地形をなして露出しているため、浸食は史跡遺構までは波及しないと考えられる。

また、重点調査範囲南東端部には亀裂が発達した泥岩が露出し、クサビ状に岩盤が抜け落ちた崩壊地が認められる。亀裂面はほぼ垂直な構造を示し、堅硬な泥岩であるため、大規模に崩壊する可能性は低く、崩壊が史跡遺構までは波及しないと考えられる。ただし、亀裂に沿って小規模に岩盤が崩壊する可能性はあるため、注視が必要である。

③動物相

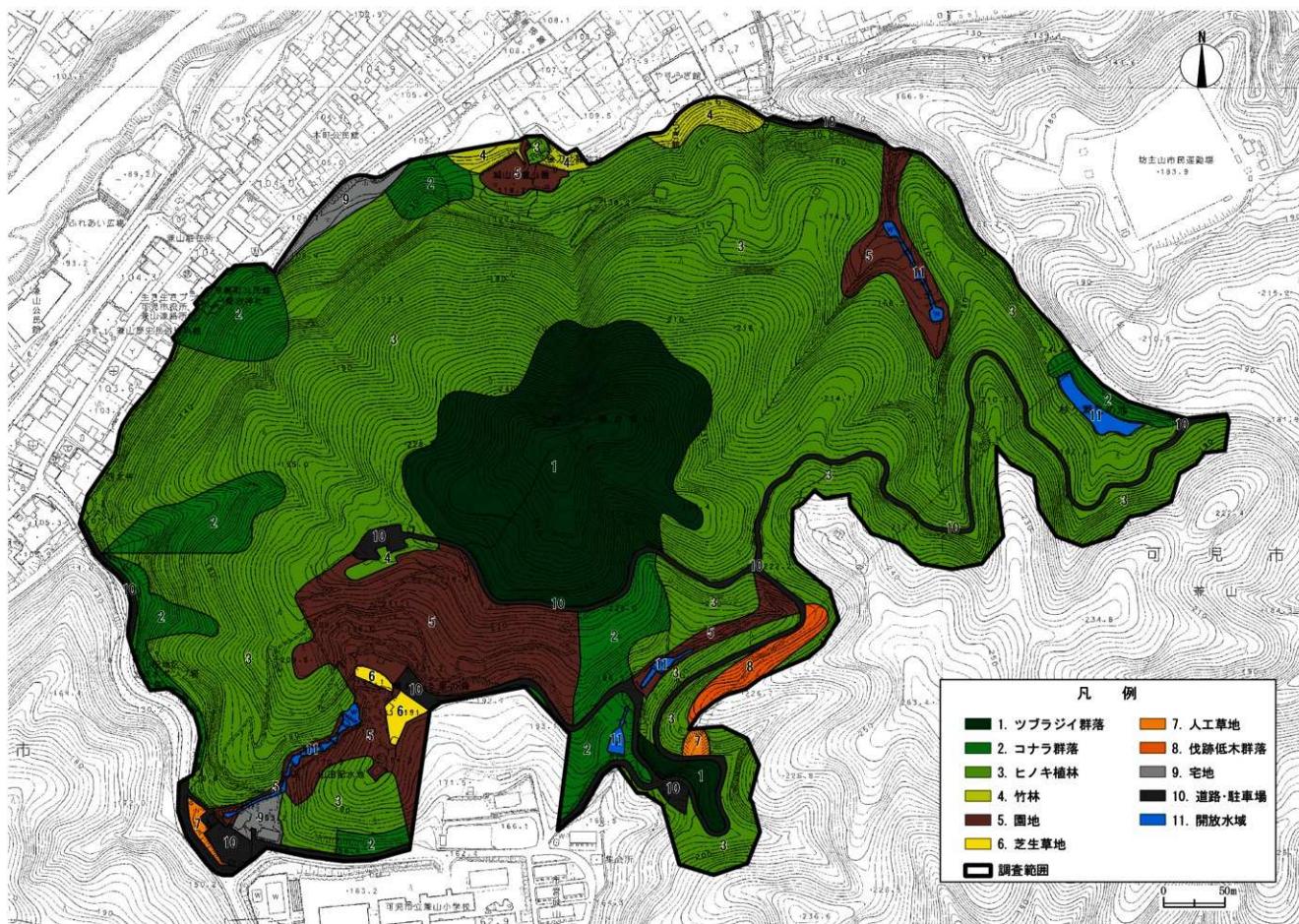
散策路などではイノシシの掘り返し跡が多数確認された。哺乳類のアカギツネ、ニホンジカ、イノシシ、ニホンカモシカ（いずれも哺乳類）の4種についてアカギツネは巣穴を掘る、イノシシは掘り返しをする、ニホンジカ、イノシシ、カモシカは崖を駆け上がるなどの習性があることから、石垣を崩すなど遺構に影響を及ぼす可能性がある。イノシシは全国的に勢力を増しており、当調査地は岐阜県内でも本種の多い地域に隣接していることから、今後の動向を注視することが必要である。

④植物

古城山山頂には、岐阜県指定天然記念物のオオウラジロノキの大径木（指定件名「古城山のオオウラジロノキ（地方名：ヤマナシ）」）が生育しており保護するための対策が必要であるが、それ以外に調査対象地全体で希少種は確認されていない。

山上部城郭遺構にあるほとんどの石垣においては、大径木の根がかかりや、石垣の隙間に樹木の生育や切り株などが確認された。また、東Vでは大径木の根返りによる遺構の陥没、左近屋敷跡では樹木の根返りによる石垣の崩壊、西IIでは植物の根の生長が原因である石垣の小規模崩壊など実際の被害が確認された。将来的にも大径木の倒壊、根返りによる石垣の崩壊や樹木の生長、押し広げによる石垣の変形、石垣中に残存する切り株の腐食に伴う空隙による石垣の崩壊などが懸念される。ただし、植物が生育することにより土砂の流出防止や地盤の保持、景観の創出などの機能があるという側面もある。これらを加味して遺構を存続させるためには、遺構及び遺構周りの植物を選択的かつ定期的に除伐、除去する必要がある。石垣間の隙間にある切り株等を除去する場合、空隙が生じる場合があるので、養生する等の対策も合わせて必要である。

また、遺構が確認されていない山腹の林内（広葉樹林、植林等）でも、大径木を含む樹木が多数倒れ根返りなどによる地形の陥没、斜面の小規模な崩壊などが確認された。環境や地形等の保護という観点から、山林の適正な管理が望まれる。



第3節 歴史的概要

(1) 美濃金山城の歴史

美濃金山城の歴史は、天文6年に斎藤大納言妙春によって築城された烏峰城に始まるとされる（大通寺所蔵『金山記全集大成』）。

斎藤大納言は、明応5年（1496）に戦死した斎藤利国（持是院妙純）の嫡子である斎藤利親が「大納言」と称すること、持是院家の菩提寺である善恵寺と斎藤大納言の画像を所蔵する淨音寺が同じ淨土宗であることなどから、持是院家を継承した人物、具体的には斎藤（長井）利隆が死去した後に持是院家を継承した人物と考えられている（横山1984）。

『金山記全集大成』によれば、天文17年、斎藤大納言は兼山の南側に本拠を持つ久々利氏（土岐悪五郎）に謀殺され、久々利氏は烏峰城周辺をおさえ、城番として土岐重郎右衛門を置いたとされる。しかし、永禄8年（1565）4月13日付の額戸八幡神社棟札に、長井隼人佐（道利）が明知莊代官職を有していたことが記されていることから、長井道利が烏峰城主になった可能性が高い（横山2010）。

周知の通り、織田信長は、永禄4年に稲葉山城の斎藤義龍が急死したことを受けた美濃に出陣したが、以後苦戦し、同6年に拠点を清須城から小牧山に移して美濃攻略を本格化させた。翌年8月には、美濃の斎藤龍興と結んでいた犬山城主織田信清を攻略し、その際に烏峰城も含めたいくつかの城主が降参したとされる（『信長公記』）。

織田信長は中濃平定戦の後、猿啄城を家臣の河尻秀隆に、烏峰城を森可成に与えた。森可成は、入城に際し烏峰城を金山城と改称したという（『信長公記』）。

森可成は、信長による永禄10年9月6日の稲葉山城落城後、坂井政尚と共に武儀・加茂郡方面の行政官として活躍するが、元亀元年（1570）における宇佐山城の戦いで斃れた。可成の死後は、引き続き長可・忠政と森家が城主となった。

金山城は織豊期において森氏の拠点的な城となったが、慶長5年2月、徳川家康は、信濃川中島更科・水内・埴科・高井四郡のうちで13万7500石を忠政に与えて海津へ転封させ、海津の領主であった田丸直昌（貝忠・貝安とも）については、その替地として恵那・土岐・可児三郡のうちで四万石をあてがい、美濃国岩村城主とした。

関ヶ原の戦いの後、家康は西軍に属した田丸直昌を改易する一方で、慶長6年5月23日には信濃国海津へ転封されていた森忠政に対し、論功行賞として信濃国の旧領を安堵するとともに、美濃国可児・葉栗両郡のうちで1万石を加増した。金山城については、犬山城主で木曾代官の石川貞清が支配を兼帶した。

その後、西軍に属した貞清に代わり慶長6年2月まで松平忠頼が金山城主となったが、忠頼が浜松5万石に移封となり、家康の四男松平忠吉に尾張国が与えられた際、同時に忠吉の付家老に命じられた小笠原吉次が犬山城主となり、金山城は吉次によって破却されることになる。

【引用・参考文献】

『兼山町史』

『可児市史』第2巻

兼山町史蹟保存会 1973『史蹟 美濃金山城趾』

可児市教育委員会 2013『金山城跡発掘調査報告書』

- 高田徹 2004 「岩村・苗木・金山城下町について」(岐阜県教育委員会編『岐阜県中世城館跡総合調査報告書 第3集可茂地区・東濃地区』岐阜県教育委員会)
- 三宅唯美 2006 「戦国期美濃国の守護権力と守護所の変遷」(内堀信雄他編『守護所と戦国城下町』高志書院)
- 横山住雄 1984 「斎藤大納言と「今枝氏古文書写」」(『岐阜史学』78)
- 横山住雄 1994 『斎藤道三』(濃尾歴史研究所)
- 横山住雄 2010 「戦国東濃の扉を開く—苗木・金山・久々利の動向—」(『美文会報』473号)

(2) 発掘調査の概要

平成18年度から、国史跡を目指して、美濃金山城跡に関連する遺構を調査・確認するため発掘調査を行った。各曲輪において礎石や石敷等が露出している部分は検出作業を行い、建物の配置や規模、残存状況等を確認するとともに、その状況を記録した。また、礎石等が露出していない場所は、露出している部分の状況を基に試掘して精查を行い、遺構の有無を確認した。礎石の抜き取り痕や柱穴等の遺構は、半裁して調査するなど検証可能な措置を探ることとした。

斜面や虎口部分のうち石垣が露出する部分については、清掃や部分的な掘り下げを行ってその状況を記録した。埋没部分については、必要に応じてトレンチを設定し、石垣等の有無、範囲、残存状況を確認した。

また、この調査は対象とする区域が広大であることから、調査年次ごとに現況地形や石垣を含む調査区の平面図、立面図、断面図を作成し、それらを集成して全体の測量図作成を進めていった。

発掘調査と並行し、既存の文献や兼山歴史民俗資料館に収蔵されている考古資料等の、美濃金山城跡関係資料を調査・整理した。また、公園整備や一部改変される前の古城山及びその周辺について、地元の聞き取り調査も実施している。

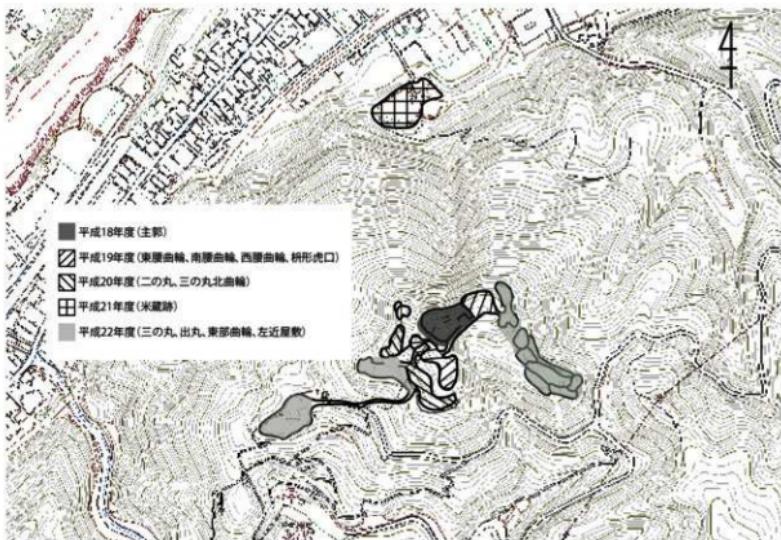


図3-12 美濃金山城跡年度別調査地点

調査の経過

平成18年度

第1次調査は、平成18年11月7日～平成19年2月2日まで行った。この調査では、本丸部分の建物跡や本丸に付隨する石垣などの保存状況の確認を目的とした。主郭の現地表面にみられる礎石を基準に、平坦面に4本の、北側の石垣部分の屈曲部分に1本のトレーナーを設定した。また、主郭の4面にみられる石垣には堆積土が被り目視できない状況であったため、その堆積土を除去し、石垣の連続性と遺存状況の確認と図化を行った。

平成19年度

第2次調査は、平成19年10月1日～12月7日まで行った。この調査では、本丸部分を取り囲む東I(東腰曲輪)、南I(南腰曲輪)、南I(西腰曲輪)、枡形虎口の調査を行い、各平坦面の遺構および礎石建物の確認を目的とした。各曲輪にみられる石垣については主郭と同様に堆積土の除去、清掃、図化を行った。

東Iは3本のトレーナー及び壺掘りを行い、各礎石の確認を行った。「井戸跡」という伝承のある部分では、石積みの枡形遺構を検出し、その規模を確認した。

南I(南腰曲輪)では平坦面に3本のトレーナー調査と壺掘りにより、礎石配置の確認を行った。また、北東部分の東III(東部曲輪南)への虎口部分と想定される部分に4ヶ所のトレーナーを設定し、形態の確認を行っている。

南I(西腰曲輪)では2本のトレーナー調査と壺掘りにより、礎石の確認を行った。枡形虎口は現存す

る礎石を手がかりにトレンチを設定し、門の礎石を確認した。

平成19年11月には「金山城跡調査指導委員会」を設置し、同年11月22日に第1回金山城跡調査指導委員会を開催して、現地調査及び全体計画についての指導を受けた。また、同年11月29日に文化庁調査官に現地指導を受けている。

平成20年度

第3次調査は、平成20年10月16日～12月15日まで行った。南II（二の丸）、西I（三の丸北曲輪）を調査対象とし、各曲輪の中で伝承が残っている場所の検討、および後世に設置されたバンガローの跡の確認などを行った。

南IIでは壘掘りを行って礎石の確認を行うとともに、微高地の部分にトレンチを設定した。また、南面にある石垣の堆積土の除去、清掃、図化を行った。

西Iでは壘掘りにより礎石の確認を行っている。

平成20年5月21日と11月19日に金山城跡調査指導委員会を開催し、指導を受けた。

平成21年度

第4次調査は、前年度の指導委員会の結果を受け、城跡の範囲確認のために伝「米蔵跡」の調査を行った。期間は、平成21年10月13日～11月30日までである。児童公園として利用されていた部分にトレンチを設定し、金山城該当期の遺構の確認を行った他、北面にある高石垣の清掃、図化を行った。

平成21年6月30日と11月24日には調査指導委員会を開催した。

平成22年度

第5次調査は、平成22年10月20日～12月22日まで行った。調査地は、東II（東部曲輪）、東III（東部曲輪南）、東IV（東部曲輪南東）、東VI（左近屋敷）、西II（三の丸）である。

東IIでは十字にトレンチを設定し、礎石建物と平坦面の造成について調査した。

東IIIでは虎口部分の調査を行っている。また、東IVにおいても平坦面の状況を調査している。

東VIでは4本のトレンチを設定し、礎石建物の確認と石垣の状況を確認した。北側二段の石垣の清掃、図化を行っている。

西IIでは4本のトレンチを設定し、礎石建物と整地土の確認を行った。また、北側の虎口部分の形態の確認も行っている。それとともに三面にある石垣の清掃作業と図化を行った。

西III（出丸）部分でも踏査を行ったほか、南側の石垣の清掃作業と図化を行っている。

平成22年7月9日と翌年1月19日には調査指導委員会を開催し、平成22年11月4日と11月6日に文化庁調査官に指導を受けた。

（3）美濃金山城跡の城域

美濃金山城がある古城山の最高所は標高約276mを測り、木曾川と古城山に挟まれた空間に形成された町場（標高約100m）との比高差は約180mもある。城からは町場の状況を把握できるだけでなく、木曾川と近世中山道（戦国期から存在か）をも眺望できる位置に立地する。現在、遺構が明確に残ってい

る場所としては、古城山以外では山田洞や常盤町、殿町といった字名を含む山林である。

金山城の範囲を明確に表現した同時代資料はなく、江戸時代の資料や踏査による分布調査で検討を試みた。

寛政4年（1792）から文政5年（1822）にかけて樋口好古等が執筆した、『郡村徇行記』39巻の中の美濃の部分である『濃州徇行記』には、「寛文村々覚書」を引用して「東西へ十町半、南北八町程、高三十間程の松山、櫻、栗木もあり」、「古城跡、御山頂高百間ある山」と記されているが、その詳細は明確ではない。

古城山の山頂部には遺構が広がり、北側の麓には「米藏跡」と伝わる場所もあり、城と同時期に築造されたと考えられる石垣も残っている。また、元兼山振興事務所の裏や愛宕神社、秋葉神社付近にも同時期と思われる石垣があり、その石垣南側の平坦面では瓦が表採できている。

名古屋市蓬左文庫には、「濃州可児郡兼山村古城之図」という江戸時代の金山城跡を描いた絵図が残されている。これは近世尾張藩によって作成されたものであるが、作成目的・理由、時期などが明確ではないため、絵図作成者の城の範囲の認識ということしか言えない。曲輪もデフォルメされており、正確な大きさやその内容は明記されていない。

出丸の南側には、公園化されている中に少し平坦な面があるが、公園以前の状態について地図などで確認できていないうえに、明確な戦国期の遺構はみられない。「濃州可児郡兼山村古城之図」には、その平坦面よりもさらに南側、現在の兼山小学校北側の道までが城の範囲であるように緑色で塗られている。金山城は自然地形を利用して築かれた山城で、絵図が示すように小学校北側の道までが城の範囲と考えてもさほど違和感はない。

以上から、城の範囲については、踏査などによって確認できる遺構として南および西側は出丸までであるが、自然地形を利用した城であることを踏まえ、広義には、古城山全体に加えて東側が大堀切、西側は城戸坂、南側は小学校北側の道までとし、北側は伝「米藏跡」と愛宕神社・秋葉神社を結ぶ線の内側ぐらいだと推測している。

第4節 史跡周辺の概要

(1) 蘭丸ふるさとの森の現況

蘭丸ふるさとの森は、平成5年（1993）2月にまとめられた『古城山周辺環境整備基本計画報告書』に基づいて、平成7年から古城山公園整備事業が始まり、平成12年にオープンした。現在は、市民だけではなく、桜の名所として遠方からも訪れる人が多い。

(2) 金山城下町遺跡

『兼山町史』では天正4～5年に城下町が整備されたとしている。ただ、近世以降も町場が発展したことから、それ以降改変にも注意すべきである。

天正5年（1577）に森長可が「下渡り町」の塩問屋を「上み町」に移転させ、その移転先を「魚屋町」に改称したとする文書の写（「藤掛すずの氏所蔵文書」（『岐阜県史』史料編古代・中世補遺））からは、城下町の拡張・整備が行われたことを想定させる。しかし、斎藤大納言・長井道利・森氏が美濃金山城主となつた各時期においてどのような城下町の整備が行われたのか、一次史料から読み取れる内容は僅少である。

川湊については、木曾川流域のダム建設により水量が戦国期とは異なっているため、湊の環境について復元することは困難である。ただ、地形の問題や町割の状況から、戦国期の湊の位置は近世以降とそれほど変わらず、現在県史跡となっている位置にあり、そこには湊町が展開していたため家臣が集住することは制約があったと推測される。

兼山の町の構成については、『濃州徇行記』のうち『金山記』が抜粋されている部分が貴重な情報源である。この部分は、『濃州徇行記』をまとめた樋口好古が、寛政6年（1794）に兼山を巡行して地元の里正に『金山記』を借り、抜粋して写したものである。そこには、城下町に居住した斎藤大納言と森氏の家臣に関する情報が記されている。

なお、金山城下町遺跡は周知の埋蔵文化財包蔵地として、掘削を伴う工事の際は立会い等の対応を行っているが、現在までに当該期の遺構や遺物は確認されていない。

江戸時代以降、地名も変更されており、城下町としての性格を帯びた地名は伝承として残っているのみである。

兼山の町場を描いた戦国期の絵地図等は確認されていない。現在、城下町の様相を伝える最も古い資料としては、明治6年（1873）に作製された地籍図（可児市所蔵）が確認できている。城下町の構造を考察する上で、地割と地目の把握が必要であり、地籍図から情報を明確にするため、デジタル処理を行った。今後、地誌類等の分析とともに地割を分析することで、城下町の構造を分析し、城郭遺構との関連性を考察することが可能になればと考える。

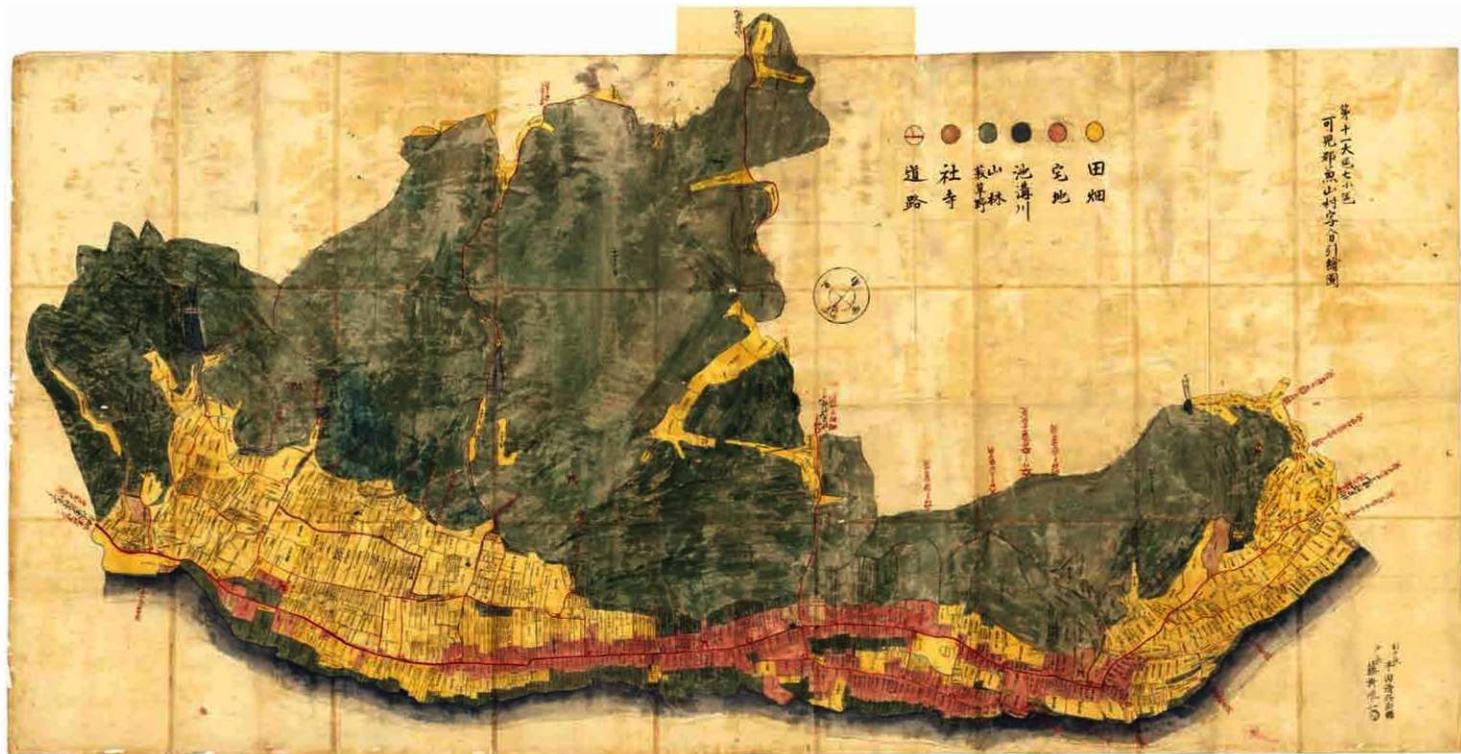


図3-13 可児郡兼山村字引絵図



第5節 石垣の調査

調査の目的と方法

美濃金山城跡に関わる石垣は、山上はもちろん山麓にも現存している。その分布、現況、積み方、補修箇所及び崩落箇所等の石垣の現状把握を行い、石垣カルテ（調査票）を作成するために調査を実施した。

調査については、複数の文化財調査技師等により、目視で下記調査項目を観察した。また、これまでに図化されていない主に山麓部分の石垣については、レーザー測距器やメジャー等によりおよその大きさを記録した。

調査項目は以下のとおりである。

- ・石垣の規模：現存部の計測、現況写真による記録。
- ・石垣の様式：石材加工（野面積み、打込接ぎ、切込接ぎ）、石積み工法（布積み、乱積み、谷積み）、隅角部の工法（出隅・入隅、算木積みの有無、石材の加工状況）、転用石・刻印・矢穴等の有無等。
- ・破損状況：欠損、ズレ、ハラミ、割れ、剥離、陥没、崩落、間詰め石の抜け等。
- ・危険度判定：危険度の判定は、石垣そのものが崩落する危険性と、利用者の通行等における危険性も考慮し、総合的に判定を行う。ズレ、ハラミ、抜け等の度合いを目視により調査し、その結果に基づき崩落の危険性を区分する。

本計画書には、『金山城跡発掘調査報告書』（2013）において把握されている石垣を対象とし、石垣ごとの破損状況のみを図で示した。山麓において城郭遺構とみなされる可能性がある石垣は他もあるが、それらの調査結果については、石垣周辺の植生調査の結果（第7章第3節）と合わせて別にまとめる予定である。

凡例

『金山城跡発掘調査報告書』（2013）に掲載されている石垣図面を使用して注記を加えた。石垣の状態を把握することを主眼におき、レイアウトを重視したため縮尺は異なる。赤点線は曲輪平坦面の高さも加味した、往時の石垣の推定ラインである。



石垣カルテのサンプル

4

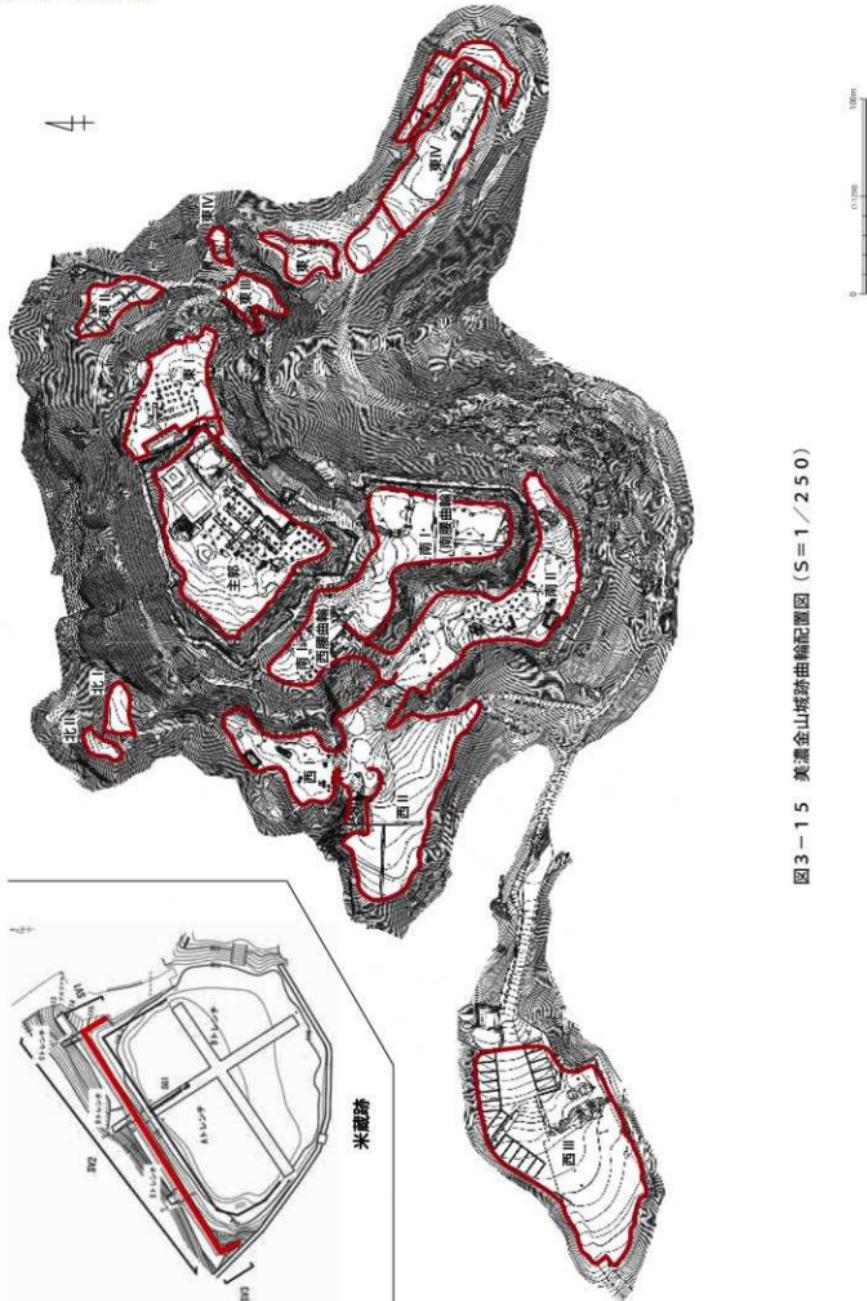
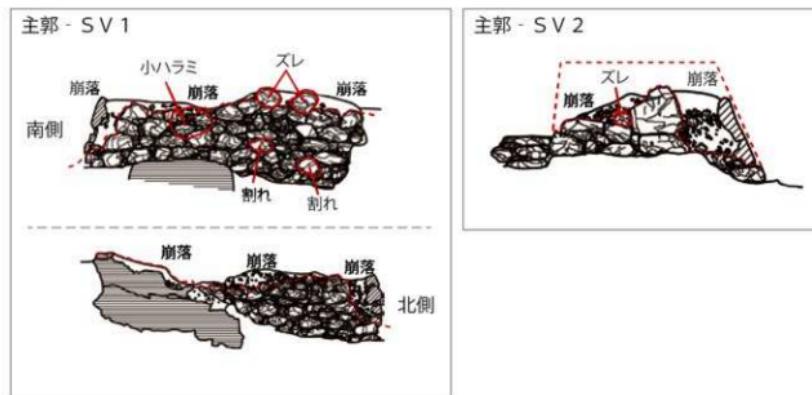


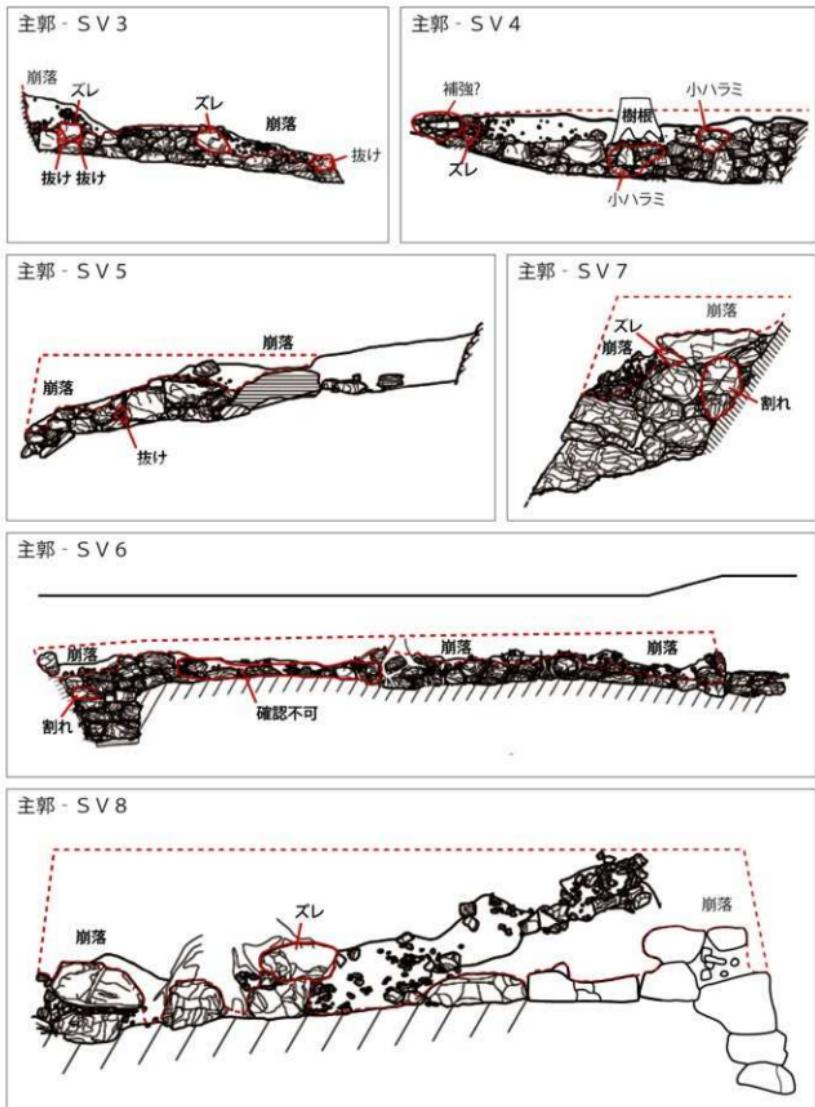
図3-15 美濃金山城跡曲輪配置図 ($S=1/250$)



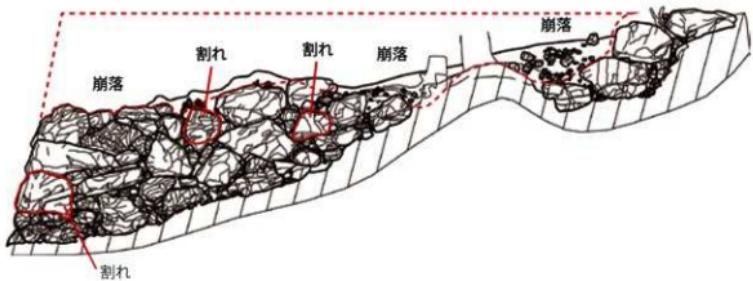
図3-16 主郭石垣配置図 (S=1/250)

0 10m

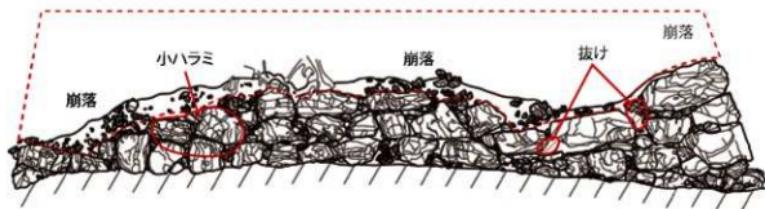




主郭 - SV 9



主郭 - SV 10

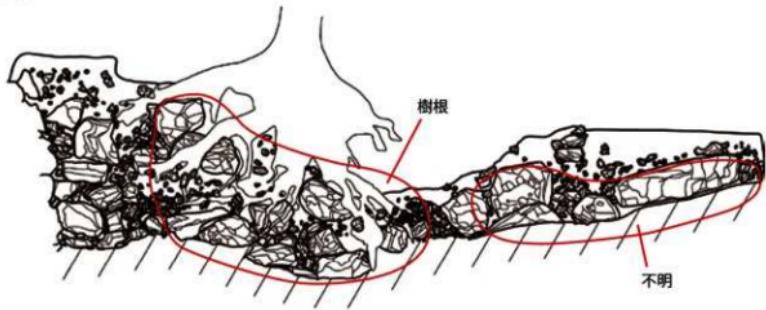


※間詰め抜け③

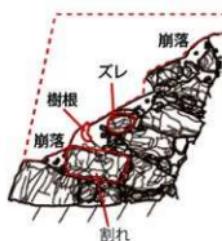
主郭 - SV 11



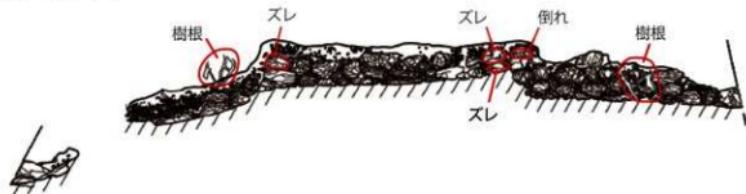
主郭 - SV 1.2



主郭 - SV 1.3



主郭 - SV 1.4



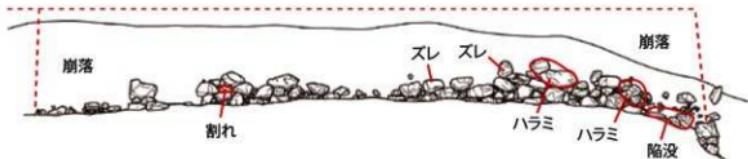
主郭 - SV 1.5



主郭 - SV 1.6



主郭 - SV 17



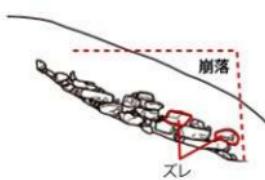
主郭 - SV 18



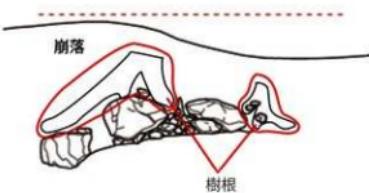
主郭 - SV 19



主郭 - SV 20



主郭 - SV 21



主郭 - SV 22



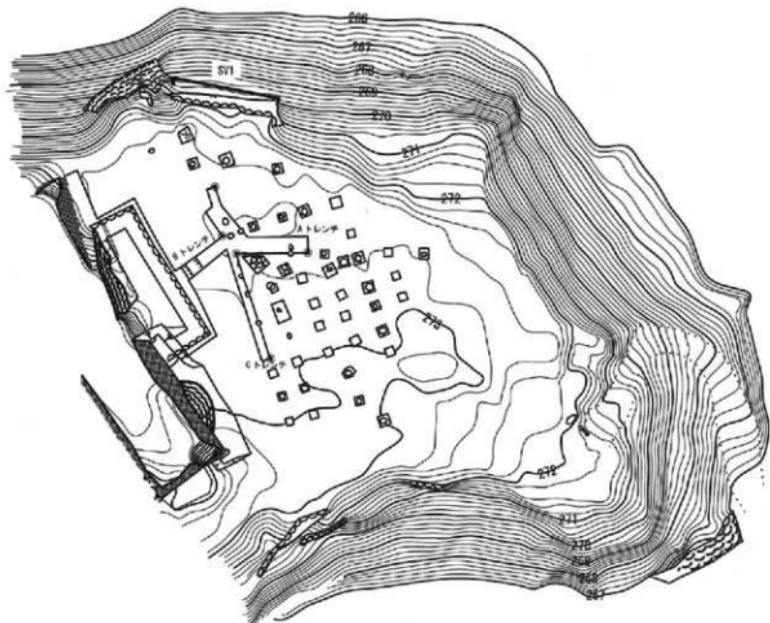
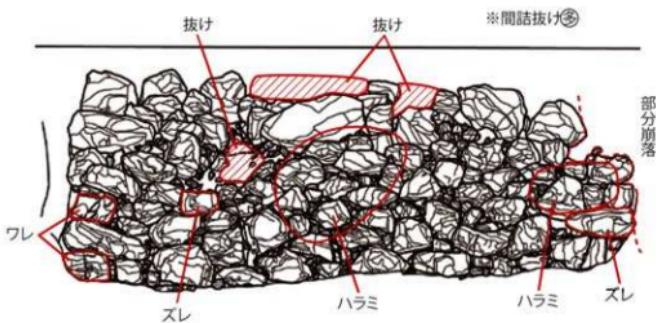


図3-17 東I（東腰曲輪）石垣配置図（S=1/300）

0 (1:300) 10m

東I - SV1



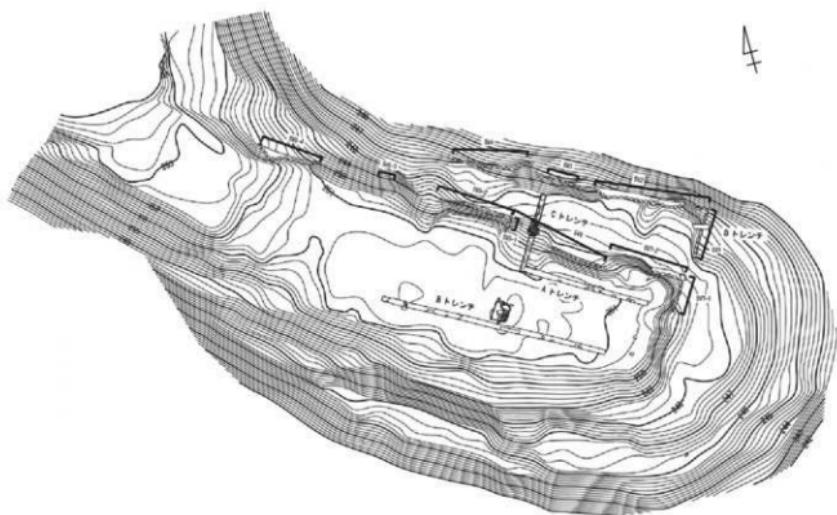
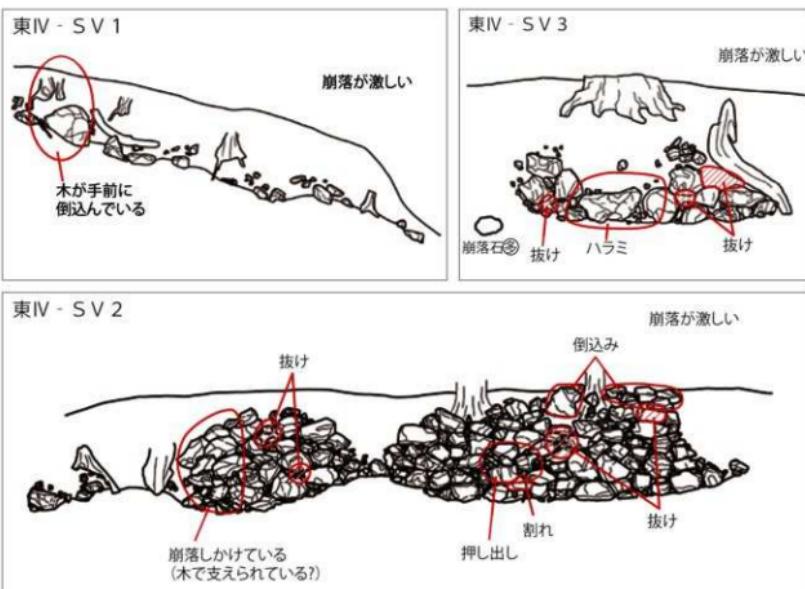
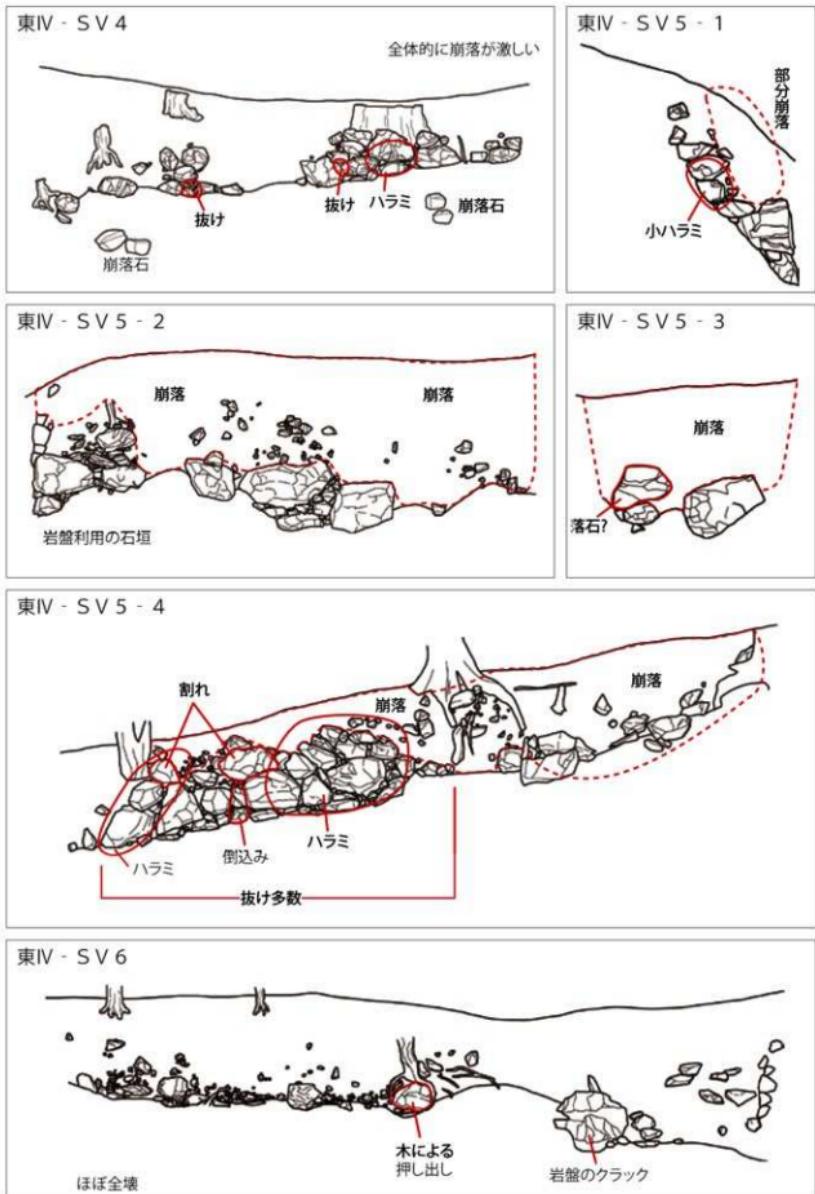
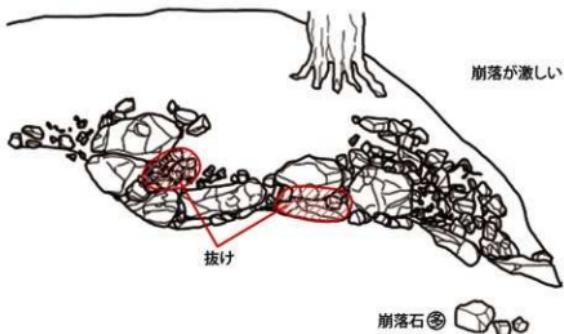


図3-18 東IV（左近屋敷）石垣配置図 ($S = 1/500$) 0 (1:500) 20m

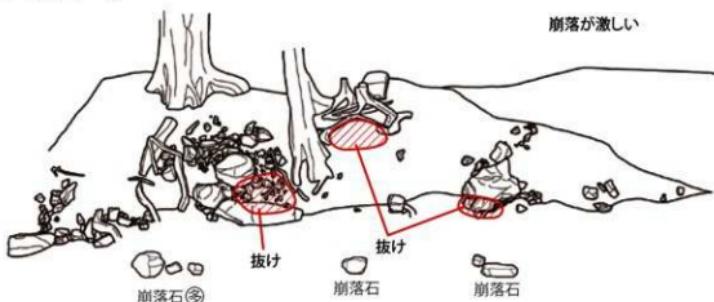




東IV - SV7 - 1



東IV - SV7 - 2



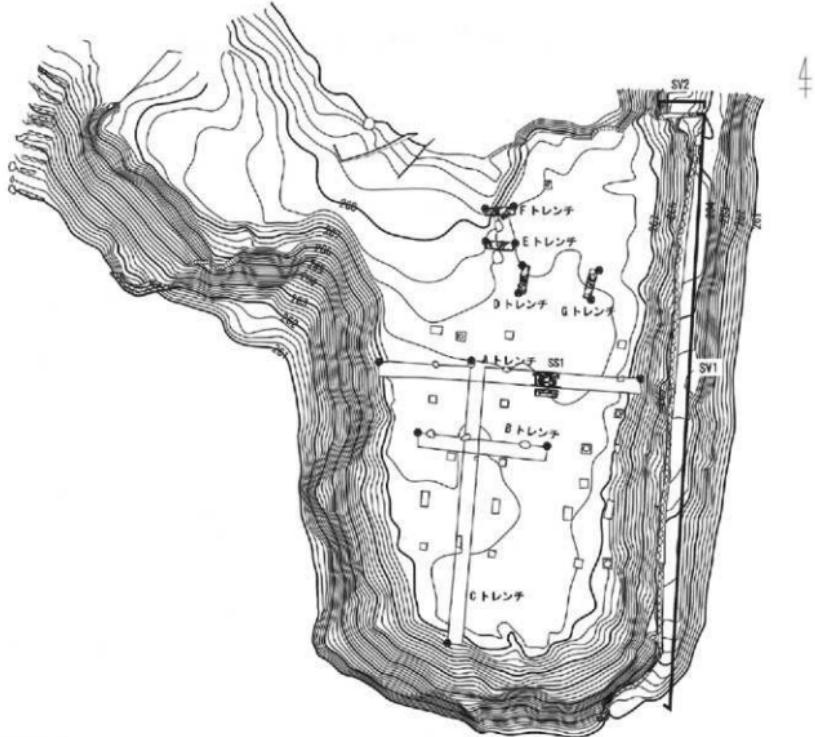


図3-19 南I(南腰曲輪)石垣配置図 ($S=1/300$)

南I南-SV1



南I南-SV2

現状見られないため
未調査



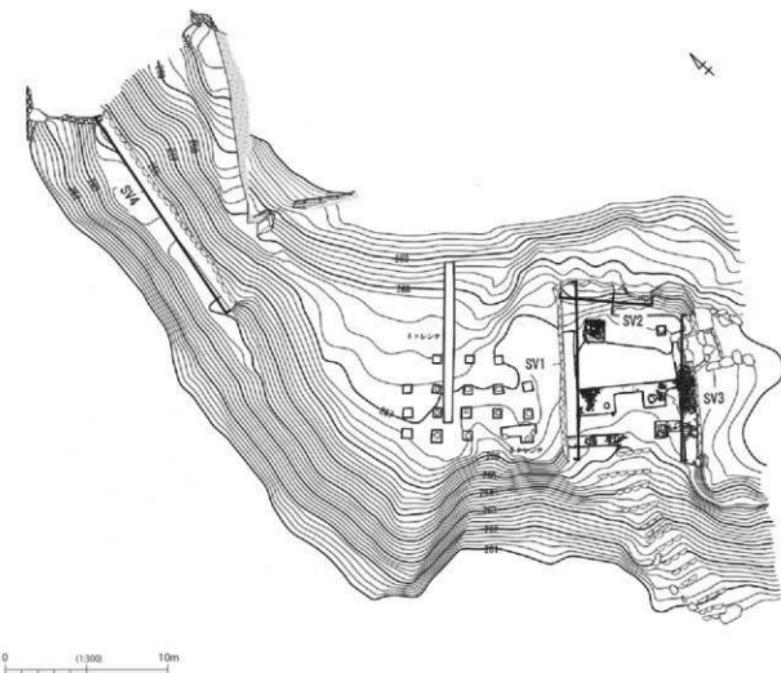
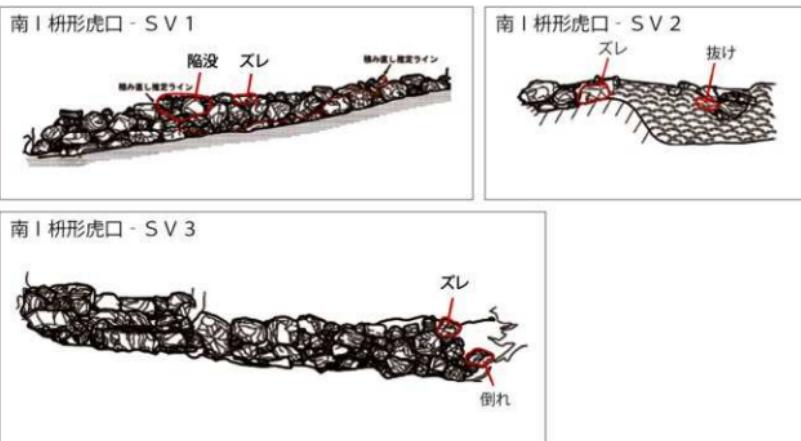


図3-20 南I（南腰曲輪）枠形虎口石垣配置図（S=1/300）



南Ⅰ西 - SV4

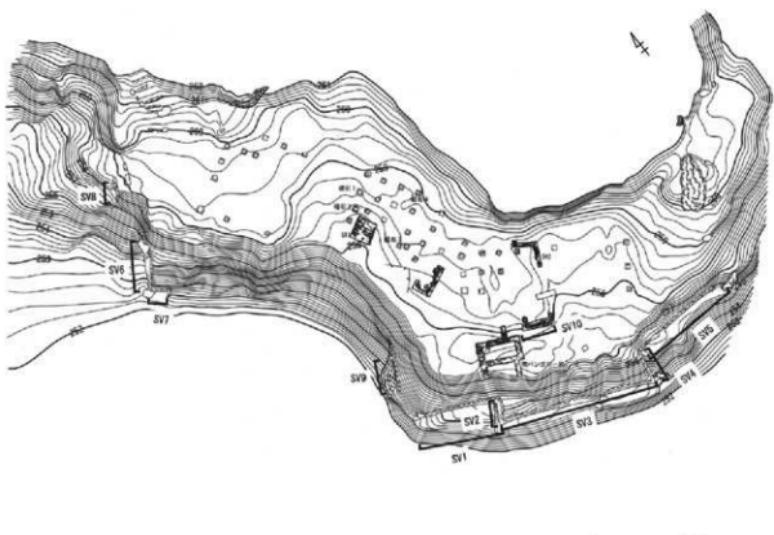
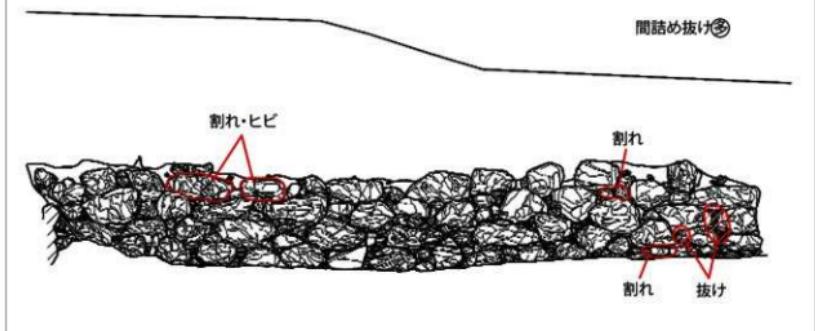
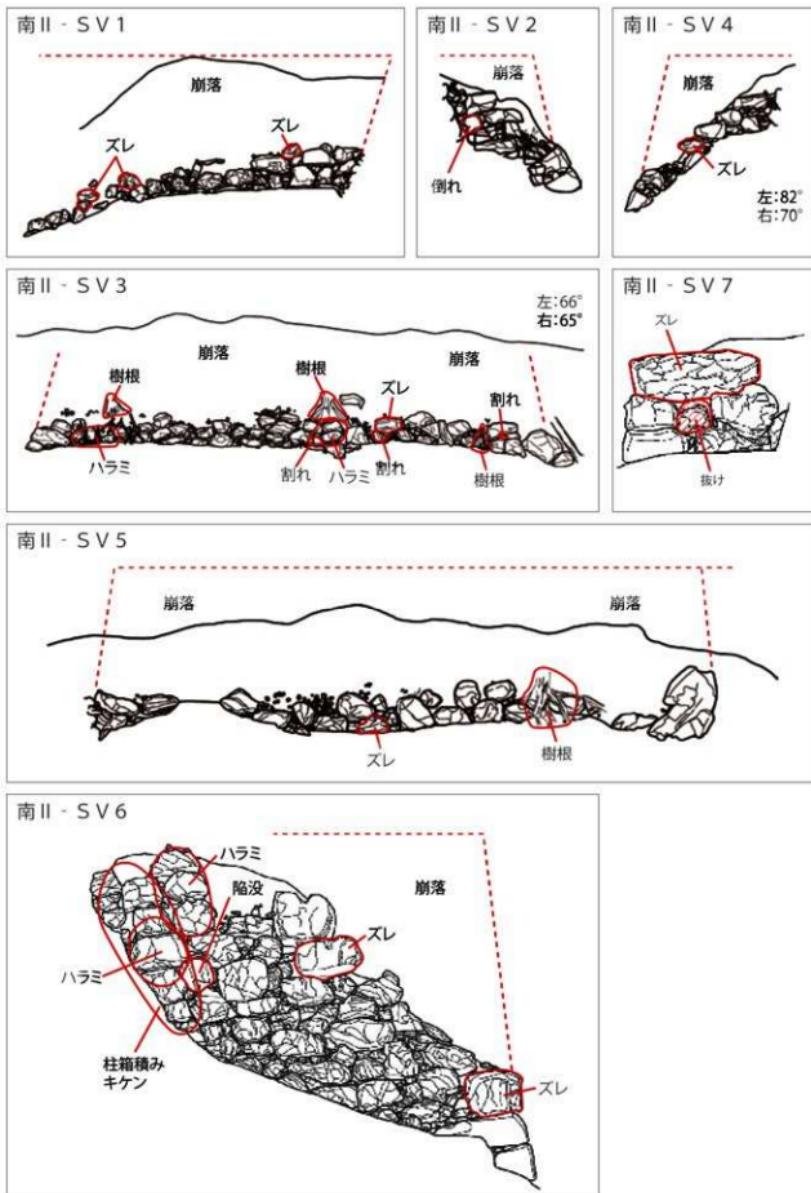


図3-21 南II（二の丸）石垣配置図 ($S=1/500$)



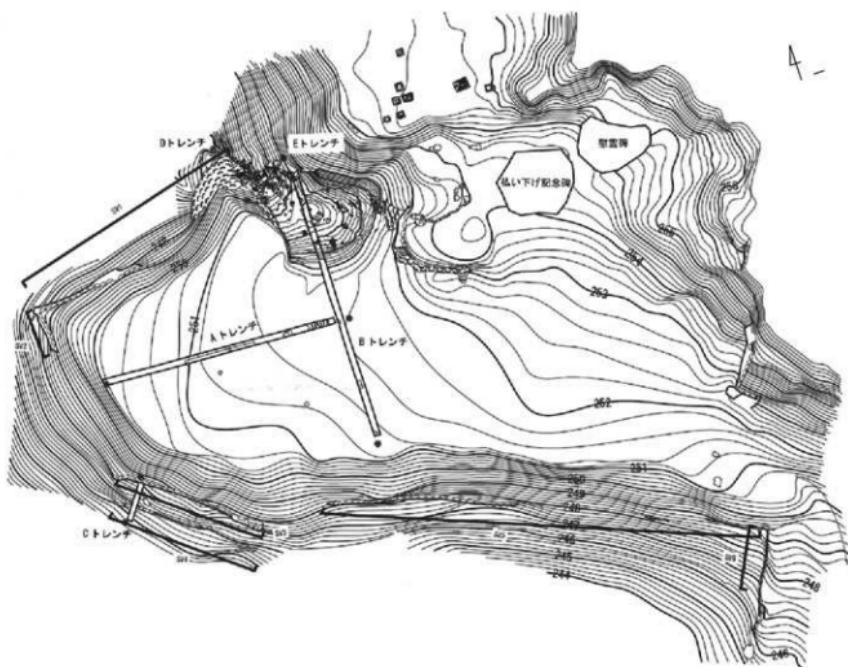
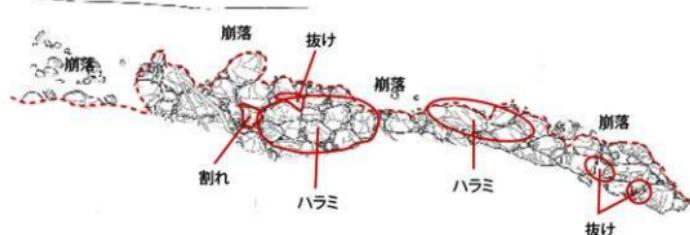


図3-22 西II（三の丸）石垣配置図 ($S=1/400$)

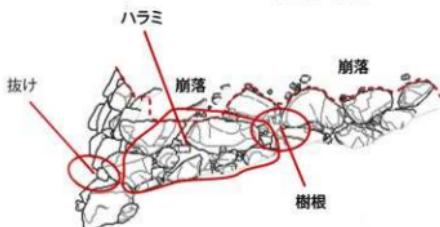
0 (1:400) 10m

西II - SV1



西II - SV2

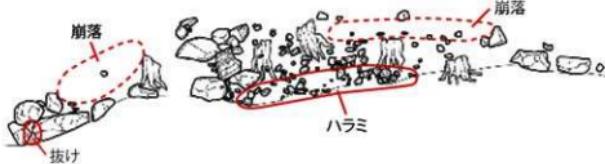
※ 上部全体が崩落



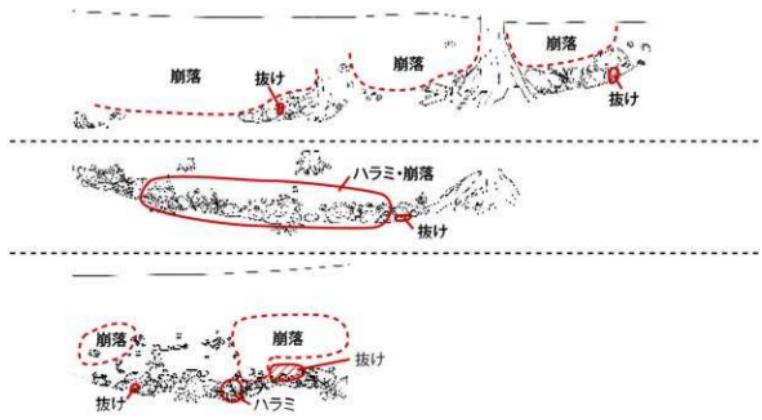
西II - SV3



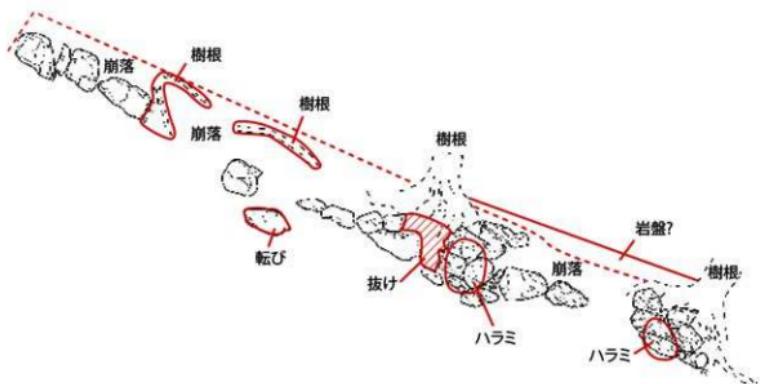
西II - SV4



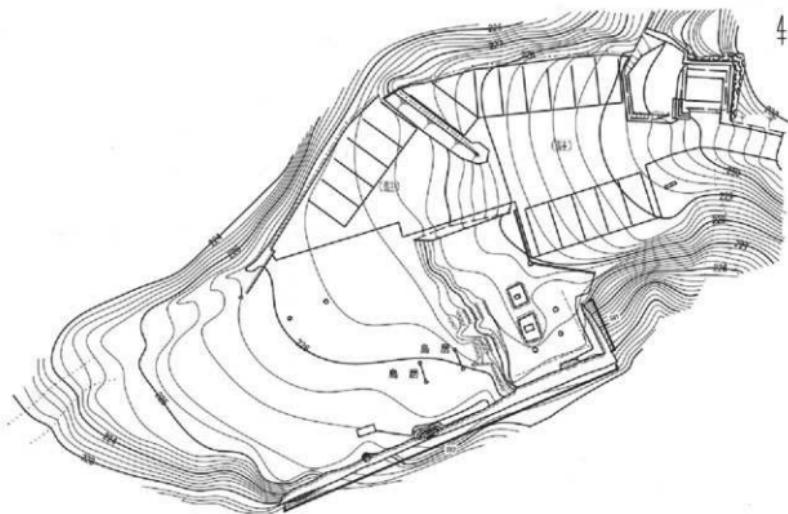
西II - SV5



西II - SV6

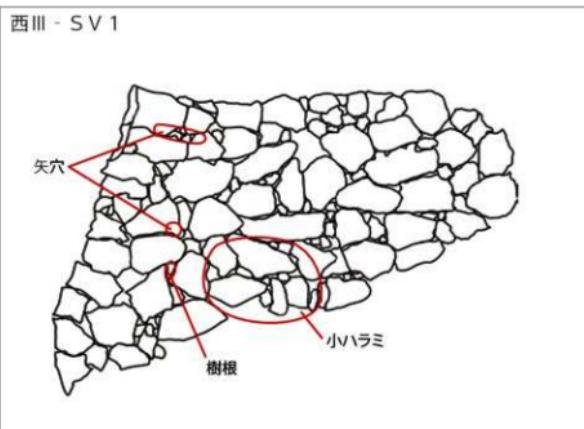


4

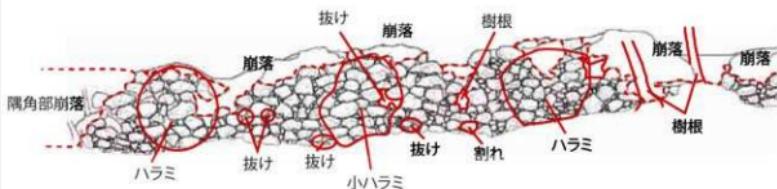
図3-23 西III（出丸）石垣配置図 ($S=1/500$)

0 (1:500) 10m

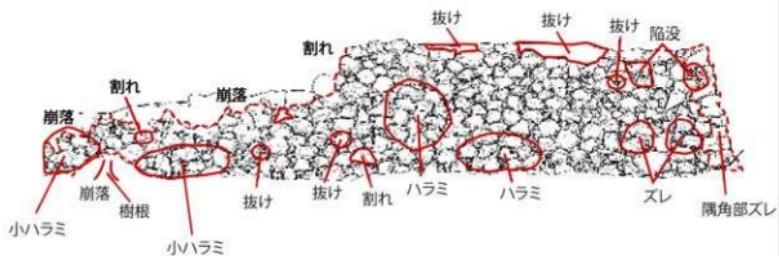
西III - SV 1



西III - SV 1



※ 全体的に間詰め石の抜けが多い、天端については破城のためか崩落している。



※ 東半分(右側)は積み直し

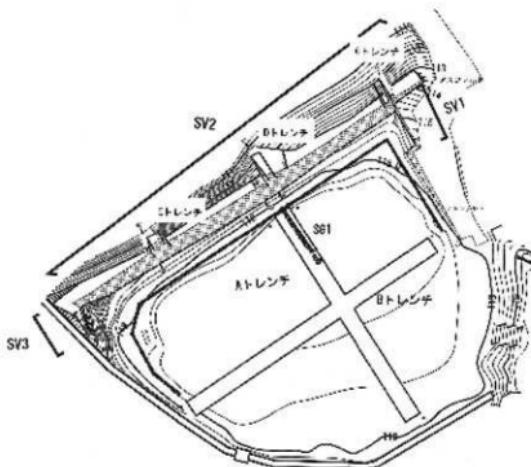
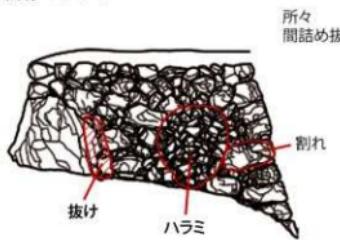


図3-24 米蔵石垣配置図 (S=1/550)

0 10m

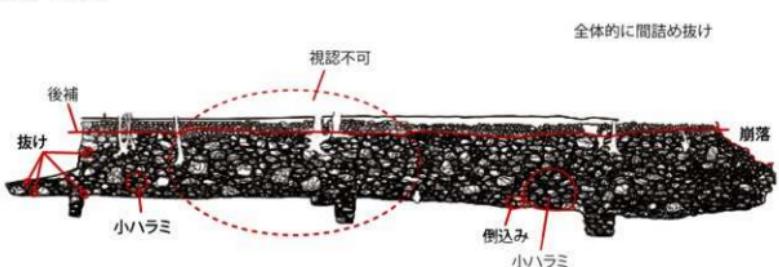
米蔵 - SV1



米蔵 - SV3



米蔵 - SV2



第6節 史跡の価値

第3章第1節で記した国史跡指定の理由の要約は、以下のとおりである。

- ①礎石建物、瓦、石垣といった織豊系城郭の特徴を残した城跡である。
 - ②自然地形を利用した山城の築城構造がわかり、戦国織豊期の土木工事技術が明確となる。
 - ③破城後の後世の改変が少なく、慶長期の城破りの状況がよくわかる。
- また、史跡美濃金山城跡は、上記の歴史的な価値以外にも、次のような価値を有する。
- ①蘭丸ふるさとの森公園とあわせて豊かな自然が残り、憩いや安らぎを提供している。
 - ②良好な遺構が残っており、城づくりのエッセンスを通して戦国時代の様相の一端を学べる。
 - ③兼山地区と比高差が約180mあり、山城を通る中部北陸自然歩道は健康づくりやハイキング等に利用できる。
 - ④学校教育や生涯学習において、自然観察やふるさとの歴史学習等の場として利用できる。

第4章 保存・管理

第1節 基本方針

(1) 管理と利用の現況について

史跡指定地の多くは公有地であり、改变が加わりにくい状況にある。公園となっている蘭丸ふる里の森は可児市建設部都市整備課が所管し、指定地部分については、ごく一部を可児市教育委員会文化財課が所管しているが、ほとんどの部分は可児市観光経済部観光交流課が所管している。

指定地の中心である古城山は、文化財保護法以外に飛騨・木曽川国定公園、急傾斜地崩壊箇所、保安林、鳥獣保護区、中部北陸自然歩道、可児市特定間伐等促進計画対象地等の関係法令に基づいて、所管課が管理を行っている。

近年の山城ブームで、城跡を訪れる人は多い。公共交通機関の利用が困難なため自家用車の利用が多く、観光バスでの団体客も多くなっている。また、散歩コースとして、城跡内を通る中部北陸自然歩道を日常的に利用されている地元の方も多い。

蘭丸ふるさとの森は、整備された散策路を健康づくりの場として日常的に利用する人が多い。木製のアスレチック遊具もあることから、休日には家族連れも訪れ、春から秋にかけてはバーベキュー広場の利用も多い。

(2) 保存管理の基本方針

- 史跡美濃金山城跡は、史跡の本質的価値を構成する諸要素の確実な保存管理を行う。
- 旧城下町地域を含めた調査研究を継続的に行い、遺構の残存状況の把握とともに、その都度適切な保存管理を行う。
- 関係機関との連携を図り、市民の参画・協力を得ながら、協働して史跡の保存活用を図る。
- 遺構の保全と一体的整備の観点から、必要な場所の追加指定を行う。

(3) 史跡の構成要素

史跡を構成する要素の分類

史跡美濃金山城跡の構成要素について、以下のように分類した。

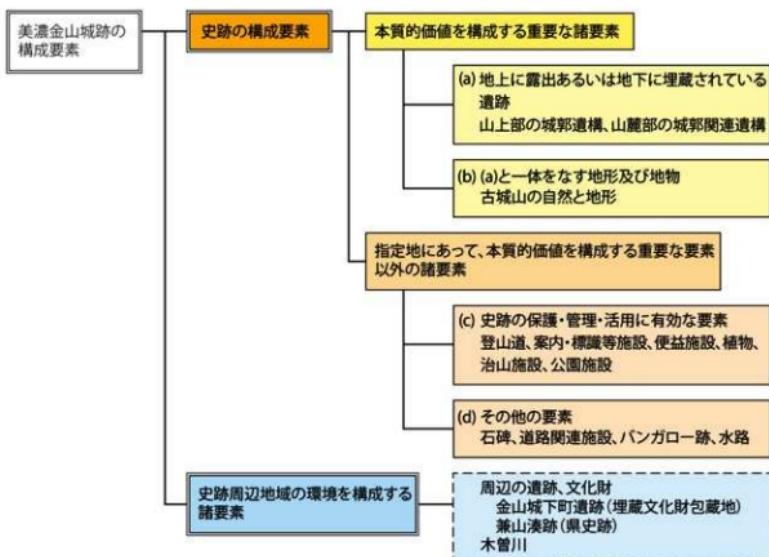


図 4－1 美濃金山城跡における史跡の構成要素

第2節 保存・管理の方法

史跡の保存に影響を与える、又は与える可能性のある諸要素で、史跡には直接関係しない建築物又は工作物等及び樹木などについては、移転又は撤去も視野に入れ、取り扱いの方針を定める。

(1) 現状変更等の基準に関する共通事項

現状変更等に対する基準

史跡の指定地内において現状変更等を行おうとする場合には、国の機関においては文化庁長官の同意（文化財保護法第168条）が、それ以外の団体等は文化庁長官の許可（文化財保護法第125条。その一部は可児市に許可権限が委譲される。）が必要となる。これは、史跡の構成要素を将来にわたって守っていくために、現状変更の内容が史跡の構成要素に影響を与えるかどうかを考慮して、その可否が判断される制度である。

美濃金山城跡には、多様な構成要素や施設が存在する。ここでは、史跡内で予想される建築物及び工作物の新增改築、地形の変更、木竹の伐採等の各種の行為に対する判断基準について、史跡指定地全体に共通する事項について整理を行った。

①【現状変更を認めない場合】は次の指針による。

- a. 地上に露出あるいは地下に埋蔵されている遺跡（以下、「遺構等」という）に影響を及ぼす現状変更行為は、原則として認めないものとする。ただし、防災や人命に係わる施設等は【現状変更を認める場合】c の基準により認める。
- b. 地形及び景観の改変は、軽微なものを除き現状変更を認めないものとする。

②【現状変更を認める場合】は次の指針による。その場合、以下の事項に留意する。

- 現状変更等に際して、事前に発掘調査（遺構等の保存に影響を及ぼさない軽易な建築物、工作物等の場合は立会い等）を行い、重要遺構が確認された場合には、遺構等の保存を図る。
- 現状変更等に際しては、遺構等を損なわないこととする。また、史跡としての景観に調和するよう、建築物や工作物の外観、工法等に十分配慮するものとする。
 - a. 遺構の保存や状況把握に係わる発掘調査は、その目的を明確にした上で、適切な範囲で行う場合は認めるものとする。
 - b. 学術的調査の結果を踏まえて、遺構等の整備を行う場合は認めるものとする。
 - c. 建築物や工作物の新築は、史跡の維持管理や公開活用のために必要不可欠と判断されるものについて、遺構等に影響を及ぼさない場合、かつ史跡としての風致や景観に調和すると判断される場合には認めるものとする。防災上必要な施設や人命に係わる施設の設置は、遺構等への影響を最小限に留める措置がとられる場合、かつ史跡としての風致や景観への配慮に努める場合には認めるものとする。
 - d. 建築物や工作物の増築または改築は、用途、構造、規模等を著しく変更しない場合には認めるものとする。
 - e. 建築物や工作物の移転または除去は、遺構等に影響を与えない措置がとられる場合には認めるものとする。

- f. 公益上必要な電気、水道、下水等の設備の新設、改修、復旧については、遺構等に影響を及ぼさない場合は認めるものとする。
 - g. 仮設物の設置は、遺構等に影響を及ぼさない場合、かつ短期間の場合は認めるものとする。
 - h. 公益上必要な道路等の改修は、遺構等に影響を及ぼさない場合、かつ史跡としての風致や景観への配慮に努める場合には認めるものとする。
 - i. 樹木の伐採行為は、樹木が遺構等に悪影響を及ぼす場合、山の管理上必要な場合、または眺望景観を確保するために伐採の必要性が高い場合には認めるものとする。
 - j. 新たな植栽は、遺構等の保存・活用上必要で保存に影響を及ぼさない場合、かつ史跡としての風致や景観に影響を与えるないと判断される場合には認めるものとする。
- ③【現状変更等許可申請が不要な場合】は次の指針による
- a. 復元遺構や登山道の維持管理行為、または軽微な修復行為。
 - b. 挖削や色調の変更を作わない場合において、既存施設等の維持管理行為。
 - c. 枯損木や危険木の伐採、樹木の剪定や枝払い、草刈り、病害虫の防除措置等、史跡の維持管理行為。
 - d. 史跡がき損し、または衰亡している場合において、その拡大を防止するための応急措置。ただし、市教育委員会と協議し、その結果を速やかに文化庁ならびに岐阜県教育委員会へ報告するものとする。
 - e. 大地震や台風等の非常災害に対する応急措置。ただし、市教育委員会と協議し、その結果を速やかに文化庁ならびに岐阜県教育委員会へ報告するものとする。また、復旧を行う際にはその届出を行う。

(2) 地区区分の設定と地区ごとの保存管理方針

地区ごとの保存管理方法や現状変更の取り扱い基準を示すため、史跡を構成する要素や遺構の性格、現状の土地利用等から、指定地の区分をA地区とB地区に設定する。なお、今後の整備活用事業にかかる地区として、金山城下町遺跡範囲をC地区とした。C地区については、文化財保護法の適用を受ける周知の埋蔵文化財包蔵地であり、その規程に従って管理を行うため、本節では新たに保存管理方法や現状変更等に対する基準は定めない。

A地区（国史跡指定範囲内）〔赤及び黄〕

平成18年度～22年度の間に行つた、発掘調査や踏査で明らかになった石垣等の遺構が良好な状態で残っている場所であり、築城から破城に至るまでの美濃金山城の歴史を語る上で欠くことのできない範囲である。遺構の保護が必要な範囲であり、失われると本質的価値を戻すことが不可能である。原則として現状変更は認めない。

既設の階段、トイレ等の便益施設については、城跡の利活用に必要な施設である。また、定期的に樹木確認を行い、下草刈りや枝打ち、間伐や除伐といった山の管理や眺望を確保するために必要な措置を講じるものとする。

範囲内に含まれる道路、堰堤や砂防の計画等については、市民の安全や生活上必要なインフラであるため、景観を損なわないように協議の上施工する。また必要に応じて試掘調査や立会調査を行い記録保存を行う。

B地区（指定地外ではあるが、城跡と共に存していく範囲）〔青〕

現在、民有地と蘭丸ふるいの森公園となっている場所は、かなりの変更が加わっていると考えられるが、蓬左文庫所蔵の絵図によると城域とも想定される範囲であり、美濃金山城に関わる遺構があった可能性も考えられ、今後掘削等により新たな遺構が見つかる可能性もある。

蘭丸ふるいの森公園の中には、バーベキュー施設や道路、駐車場、貯水池などが整備されている。また、桜の植樹が行われ、春の時期には「桜まつり」が行われる他、施設等の利用者も多い。史跡の利活用を促す上でも、既存の構築物や公園機能を活かしつつ、史跡と公園が共存していくべき範囲である。より大きな変更や景観を大きく変える建物の建設は控える。また、遺構が見つかる可能性がある部分は、周知の埋蔵文化財包蔵地として取り扱う。

C地区（金山城下町遺跡範囲）〔緑〕

現在、周知の埋蔵文化財包蔵地（「金山城下町遺跡」）の範囲である。県史跡兼山渓や社寺も多く配置されており、部分的には江戸時代以降に商人の町として栄えた面影が残っている。

この地域は、可児市景観計画において、「良好な景観に住民が愛着と誇りをもち、恵まれた豊かな水や緑にふれあうことができるまちをつくるとともに、歴史的雰囲気を醸し出すため周辺建築物の建て替え時における誘導により、歴史的建造物が立地する良好な景観と調和するまち並みの形成を目指す」とする範囲である。

区分	構成要素	保存管理方法
A地区	(a) 山上部城郭遺構	山上部は、破城後から昭和28年(1953)に至るまで山の一般的利用に制約があり、昭和30年代に観光利用された際に遺構の一部が損壊したものの、比較的遺構が良好に残っている。
	(b) 岩盤等自然と地形	現在は、保存できる状況を整えたうえで平面表示するなど、手を加えない整備を行っている。今後も現在の方法に準じた保存管理を行い、解説看板などを用いて、城郭本来のすがたを顕在化させていくような取り組みを行う。
	登山道	構成要素(a)・(b)は、状況把握を定期的に行い、保存を図る。特に石垣等の遺構がき損している場合、保存のための養生を行う。
	案内・標識等施設	構成要素(c)は、適切な管理を行い、利用者の安全性や利便性を確保する。また、遺構の保存や眺望の確保のため適切な植生管理を行う。
	(c) 便益施設	構成要素(d)は、適切な管理を行い、利用者の安全性や利便性を確保する。一部は、設置の歴史的経緯や市民意識などにも配慮しつつ、可能なものについては撤去・移設を行う。
	植物	
	治山施設	
	石碑	
	道路関連施設	
	(d) パンガロー跡	
B地区	水路	
	(a) 山麓部城郭関連遺構	構成要素(a)・(b)は、状況把握を定期的に行い、保存を図る。特に石垣等の遺構がき損している場合、保存のための養生を行う。
	(b) 岩盤等自然と地形	構成要素(c)は、適切な管理を行い、利用者の安全性や利便性を確保する。また、遺構の保存や眺望の確保のため適切な植生管理を行う。
	登山道	構成要素(d)は、適切な管理を行い、利用者の安全性や利便性を確保する。一部は、設置の歴史的経緯や市民意識などに配慮しつつ、可能なものについては撤去・移設を行う。
	案内・標識等施設	
	便益施設	
	植物	
	治山施設	
	公園施設	

表4-1 地区ごとの保存管理方法

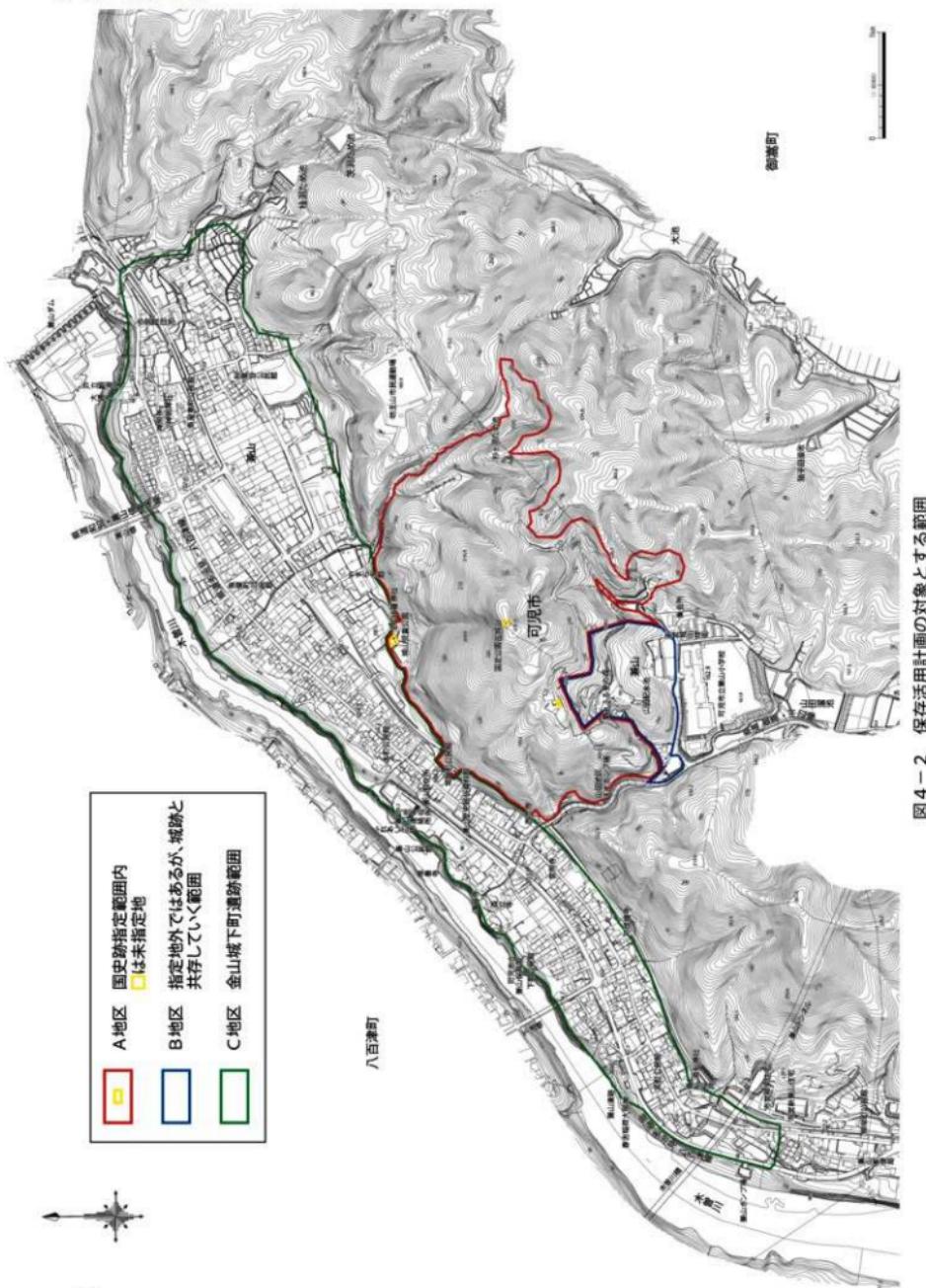


図4-2 保存活用計画の対象とする範囲

区分	種類	現状変更等に対する基準
A地区	建築物及び工作物	既存建物の増改築については、既存の設置範囲内で用途、構造、規模等を著しく変更しない場合は認めるものとする。 防災施設等、防災や人命にかかる施設等の新築および増改築は、遺構等への影響を最小限にとどめる処置がとられ、かつ城跡としての景観への配慮に努める場合は認めるものとする。
	安全施設	手すり、転落防止柵等、見学者の安全上必要な施設については、遺構等への影響を最小限にとどめる処置がとられ、かつ城跡としての風致への配慮に努める場合は認めるものとする。
	便益施設	自動販売機等の新設は、外観・色調等が城跡としての風致や景観に調和する場合は認めるものとする。
	植物	維持管理行為（枯損木、危険木の伐採、樹木の剪定・枝払い、草刈り、病虫害の防除措置等）は、現状変更許可申請を要しないものとする。
	登山道	登山道の維持管理行為または軽微な修復行為は、現状変更許可申請を要しないものとする。
B地区	建築物及び工作物	既存建物の増改築については、既存の設置範囲内で用途、構造、規模等を著しく変更しない場合は認めるものとする。 電線やアンテナ類の取替えなど、掘削を伴わない建物付属施設の変更について、同規模以下の場合は現状変更申請を要しないものとする。 工作物の撤去については、遺構等の影響を最小限にとどめる処置がとられる場合は認めるものとする。
	安全施設	手すり、転落防止柵等、見学者の安全上必要な施設については、遺構等への影響を最小限にとどめる処置がとられ、かつ城跡としての風致や影響への配慮に努める場合は、認めるものとする。
	便益施設	自動販売機等の新設は、外観・色調等が城跡としての風致や景観に調和する場合は認めるものとする。
	植物	維持管理行為（枯損木、危険木の伐採、樹木の剪定・枝払い、草刈り、病虫害の防除措置等）は、現状変更許可申請を要しないものとする。新たな植栽については、遺構等への影響を最小限にとどめる処置がとられ、かつ城跡としての風致や景観への配慮に努める場合は認めるものとする。
	道路	道路の舗装や修繕、維持管理にともなう仮設物を設置する行為については認めるものとする。
		道路施設の新設、改築、除却については、風致や景観に悪影響を及ぼさないと判断される場合には認めるものとする。また、ガードレールや標識の取替えなど掘削を伴わない施設の変更については、現状変更許可申請を要しないものとする。
	登山施設	事故や緊急事態による施設の補修は、現状変更許可申請を要しない。その場合、市教育委員会を通じて速やかに文化庁ならびに岐阜県教育委員会へ結果を報告するものとする。
	公園施設	防災施設等、防災や人命にかかる施設等の新築および増改築は、遺構等への影響を最小限にとどめる処置がとられ、かつ城跡としての景観への配慮に努める場合には認めるものとする。
		場所や設置の経緯や市民意識などを総合的に勘案し、工作物等、可能なものについては撤去・移設を行う。 公園の維持管理行為（枯損木、危険木の伐採、樹木の剪定・枝払い、草刈り、病虫害の防除措置等）は、現状変更許可申請を要しないものとする。新たな植栽については、遺構等への影響を最小限にとどめる処置がとられ、かつ城跡としての風致や景観への配慮に努める場合は認めるものとする。

表4-2 地区ごとの現状変更等に対する基準

第3節 遺構の保存状況

美濃金山城跡には、図4-3に示すような多くの遺構が確認されている。築城から500年近く経過しているにもかかわらず、遺構の保存状態は比較的良好である。しかし、これら的一部に風雨の影響等による斜面の崩壊、変状、あるいは破損している箇所が確認された。特に石垣では大径木の根がかかりや、石垣の隙間からの樹木の生育などが確認された。また、左近屋敷では樹木の根返りによる石垣の崩壊なども確認された。

現状では植物による遺構への干渉が原因の大規模な破損は見られなかったが、将来的には大径木の倒壊、根返りによる石垣の崩壊や樹木の生長、押し広げによる石垣の変形、石垣中に残存する切り株の腐食に伴う空隙による石垣の崩壊などが懸念される。

そこで、遺構の保全や通行者の安全を確保するための基礎資料を得ることを目的として、山上遺構部分の保存状況を調査した。現地踏査により確認できた石垣石材の落下や表層崩壊の場所、今後の破損が危惧される石垣のはらみ出しや小規模な表層崩壊等の状況を図4-4～14に示した。なお、石垣については第3章第5節にまとめた。伝「米蔵跡」等の山麓遺構は、草木が繁茂して現状確認が困難であったため、今後の課題とする。

今後は調査結果に基づき、状況や諸条件を踏まえて判断し、遺構の保全や通行者の安全を確保するための処置を行う。

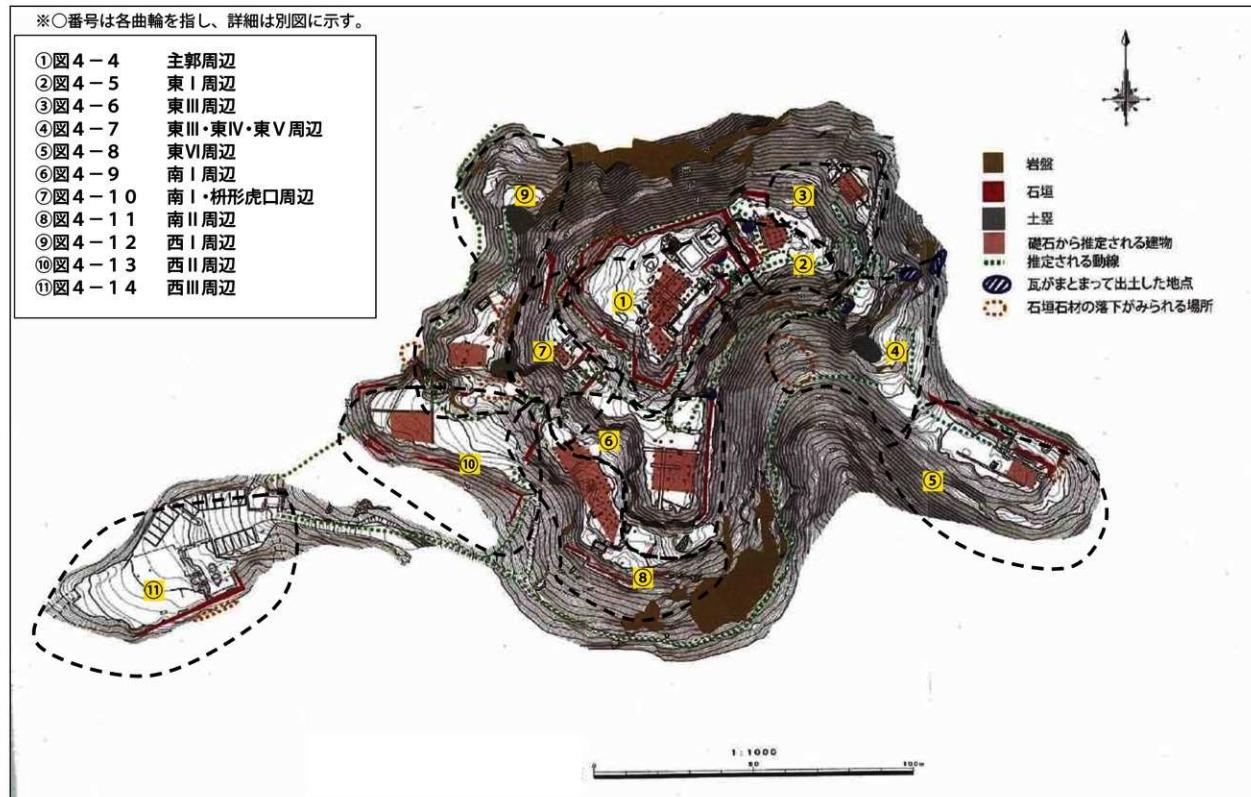


図4-3 山上遺構部分の遺構等配置図
(可児市教育委員会 (2013) 「金山城跡発掘調査報告書」から抜粋し、調査箇所を加筆した。)

(1) 主郭周辺

主郭は、古城山の中心部にある山頂部に位置する。曲輪中央から北西部には緩斜面が広がっており、その周辺を石垣を伴って急斜面が取り囲んでいる（図4-4）。平坦面には、数多くの建物礎石が保存されている。

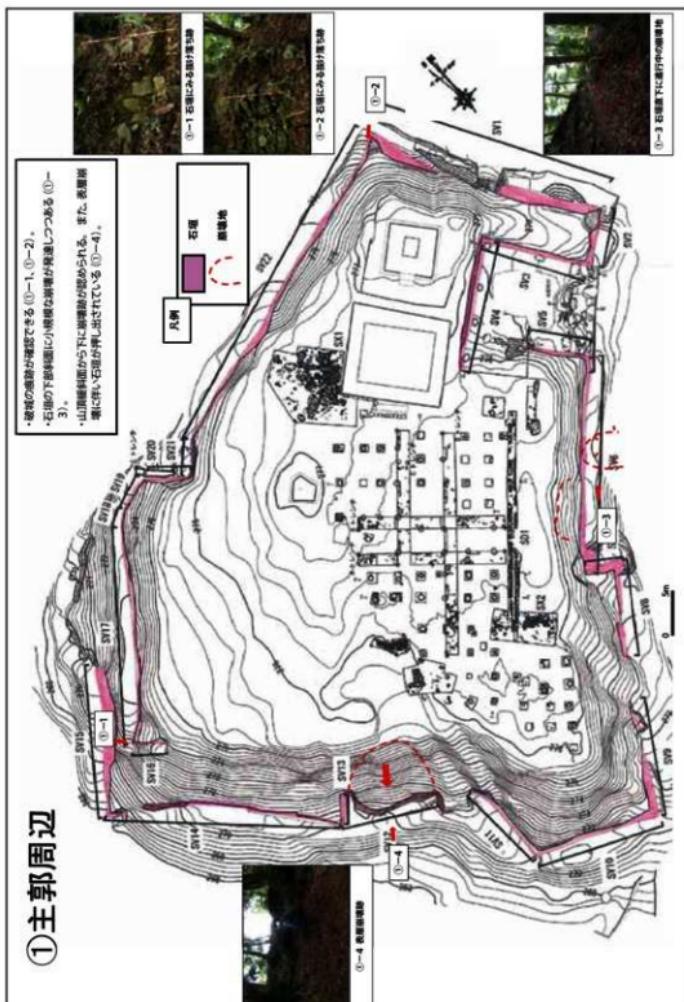


図4-4 主郭周辺図

(2) 東Ⅰ周辺

本曲輪周辺は、「①主郭周辺」の北東側に隣接した場所に位置し、北、東および南側は急斜面で取り囲まれている（図4-5）。東側斜面には、山麓部へ続く遊歩道が整備されている。また、北側や南側の斜面にも多くの建物礎石や石垣が残されている。

平坦面中央には遺構が保存されており、西部には桁形遺跡や石垣が設置されている。また、北側や南側の斜面にも多くの建物礎石や石垣が残されている。

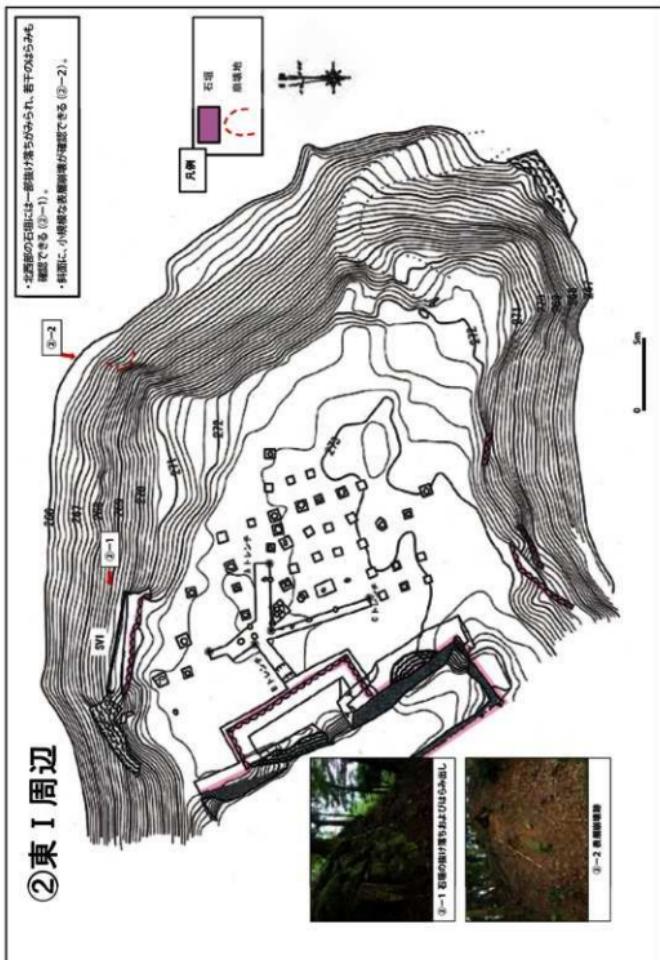


図4-5 東Ⅰ周辺図

(3) 東II周辺

本曲輪周辺は、「②東I周辺」の北東側に隣接し、これより約7m低い位置にある狭い緩斜面と周囲の急斜面からなる（図4-6）。

平坦面には建物礎石が保存されているが、周囲の石垣は認められない。

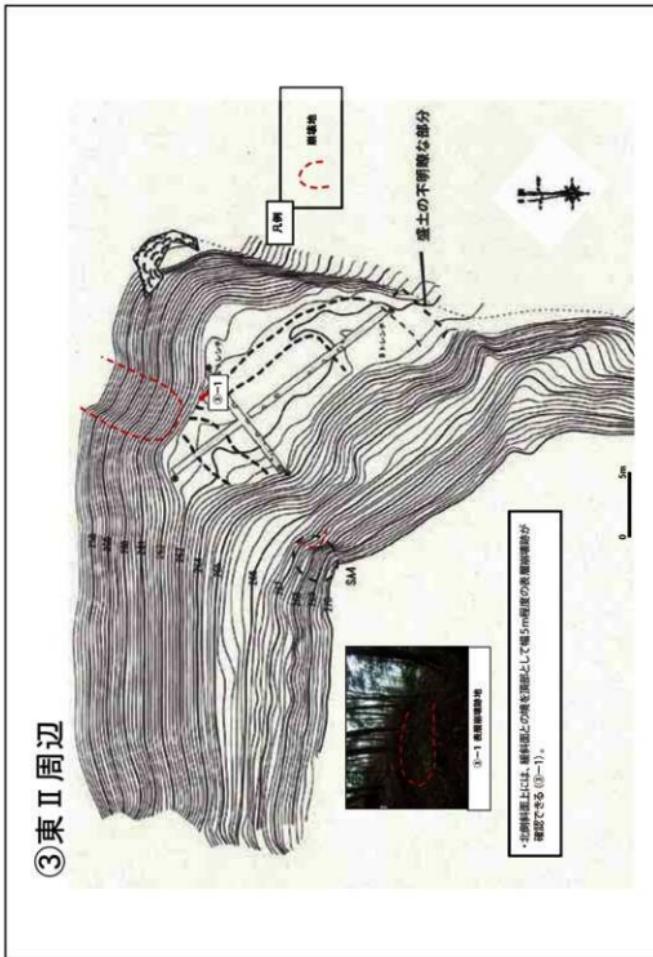


図4-6 東II周辺図

(4) 東III・東IV・東V周辺

本箇所は、山頂より東側の緩斜面および急斜面からなる（図4-7）。この範囲では緩斜面（曲輪）が三段に分かれており、南へ向かうにつれて各段の標高が下がる。それらの周囲を、南側へ傾斜した急斜面が囲む地形となっている。切り立った崖状の地形がところどころに見られる。

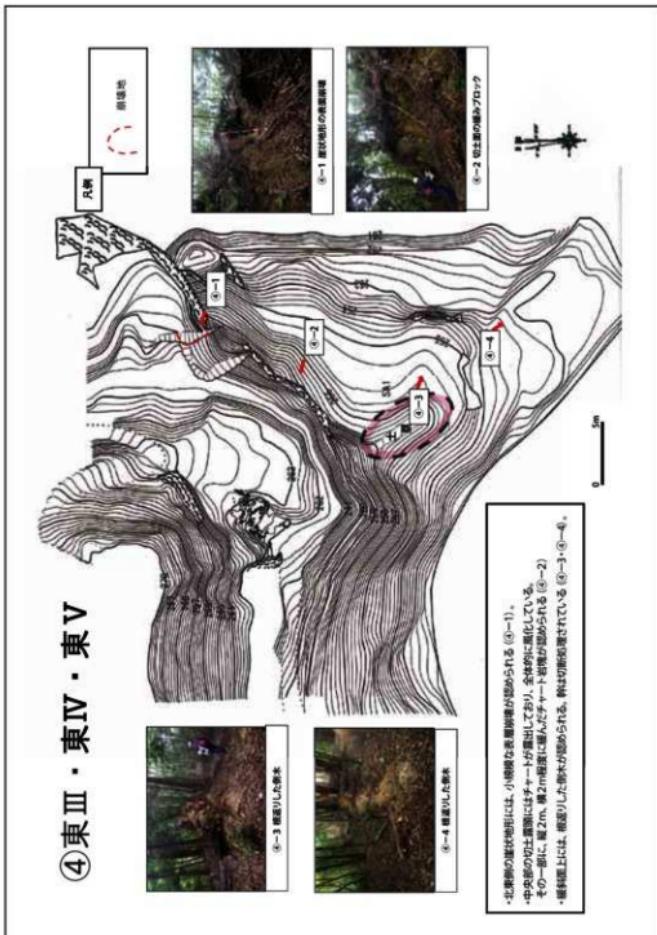


図4-7 東III・東IV・東V周辺図

(5) 東VI周辺

本曲輪周辺は前掲箇所の南東側に隣接する。ここには北西 - 南東方向に曲輪面が延び、その周囲を急斜面が取り囲んでいる（図4-8）。

平坦面には、建物礎石が保存されており、北東側の斜面に沿って、断続的に高さ1~2m程の石垣が2段積まれている。

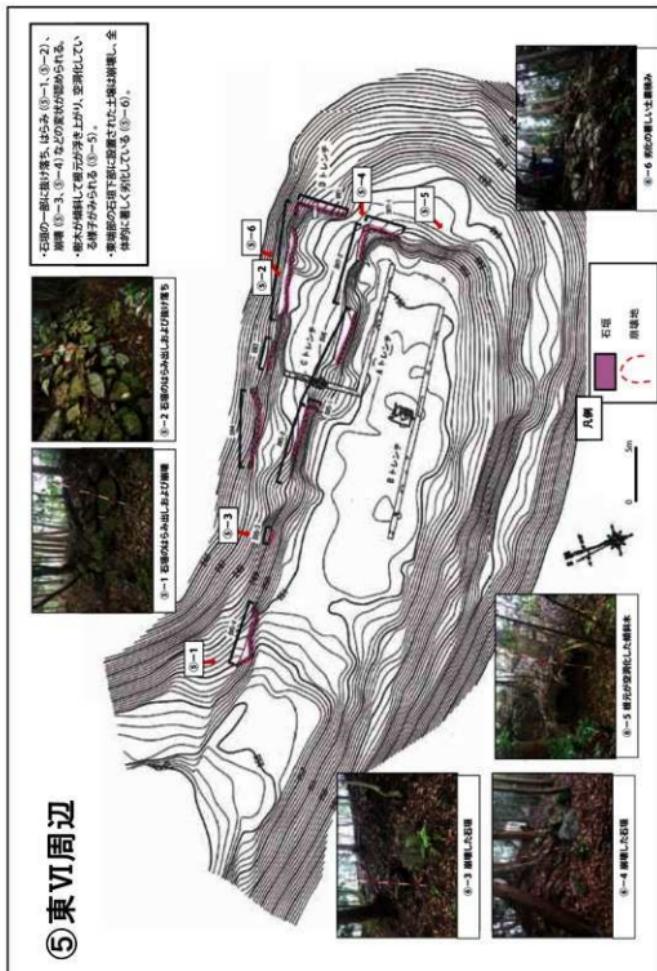


図4-8 東VI周辺図

(6) 南 | 周辺

本曲輪周辺は、「①主郭周辺箇所」の南側に隣接する。ここには南方向に突出した曲輪の平坦面が広がり、その周囲を急斜面が取り囲んでいる（図4-9）。

平坦面には建物礎石が保存されており、東側斜面に沿って30m程石垣が連続する。石垣の高さは1~2m程度である。

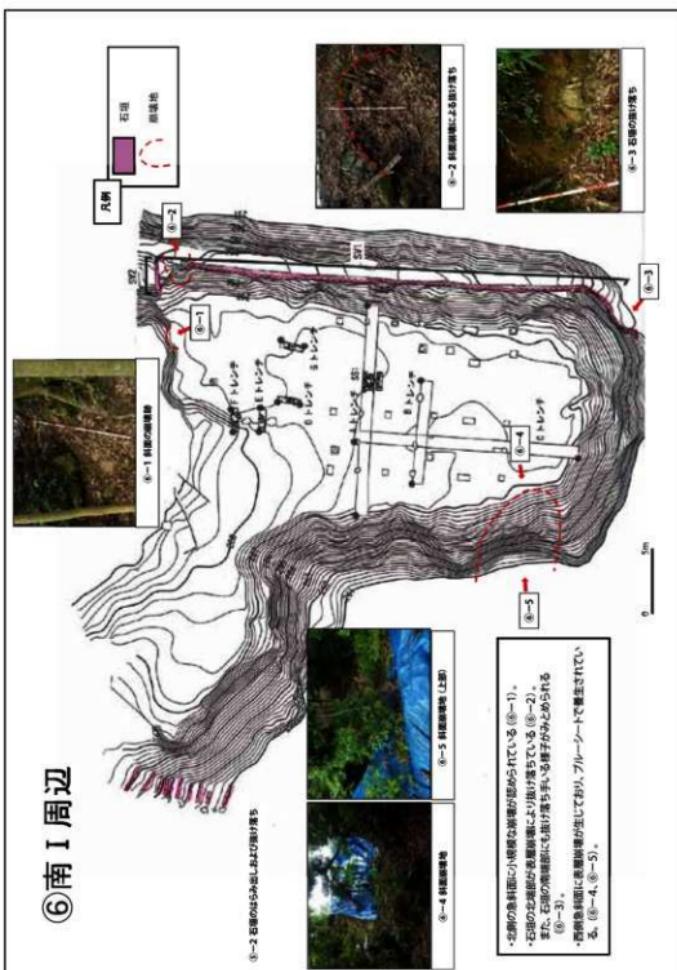


図 4-9 南 I 周辺図

(7) 南I・枡形虎口周辺

本箇所は、「①主郭周辺箇所」の南西側に隣接し、西～南西向き急斜面と狭い曲輪の平坦面からなる。

平坦面には門や建物の礎石が保存されており、虎口部は、凹地となっている。石垣は凹地の周辺部と、北側斜面上に設置されており、高さは1～2mである。南側には、石による階段が設置されている。

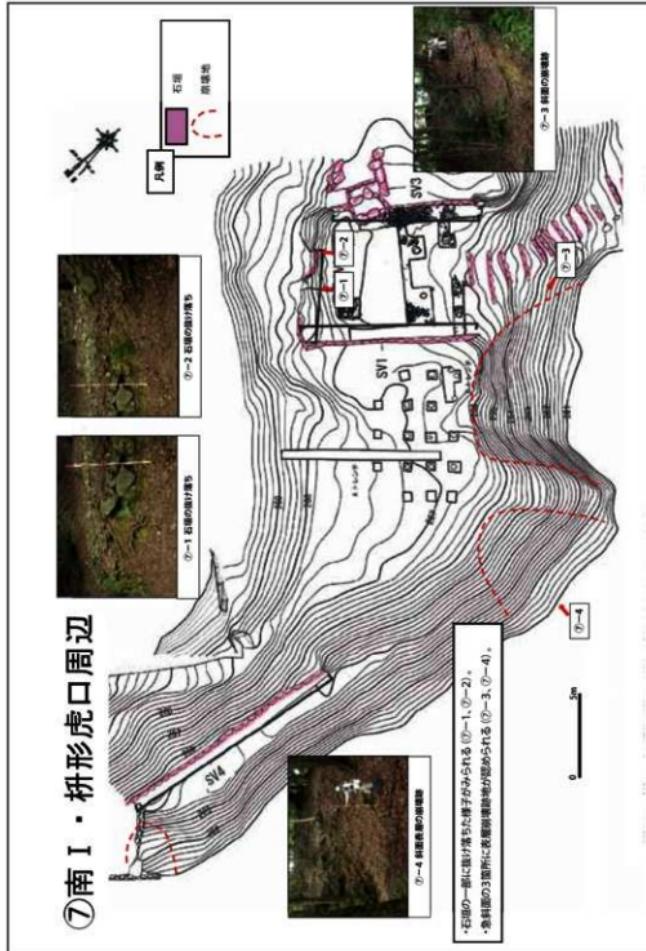


図4-10 南I・枡形虎口周辺図

(8) 南II周辺

本曲輪周辺は、「⑥南I周辺箇所」の南側に隣接する。ここでは北西-南東方向に曲輪の平坦面が分布しており、下方に南西～南向きの急斜面が広がる（図4-11）。

平坦面上には建物礎石が保存されており、南西側の斜面の一部に高さ1～2.5mの石垣が認められる。

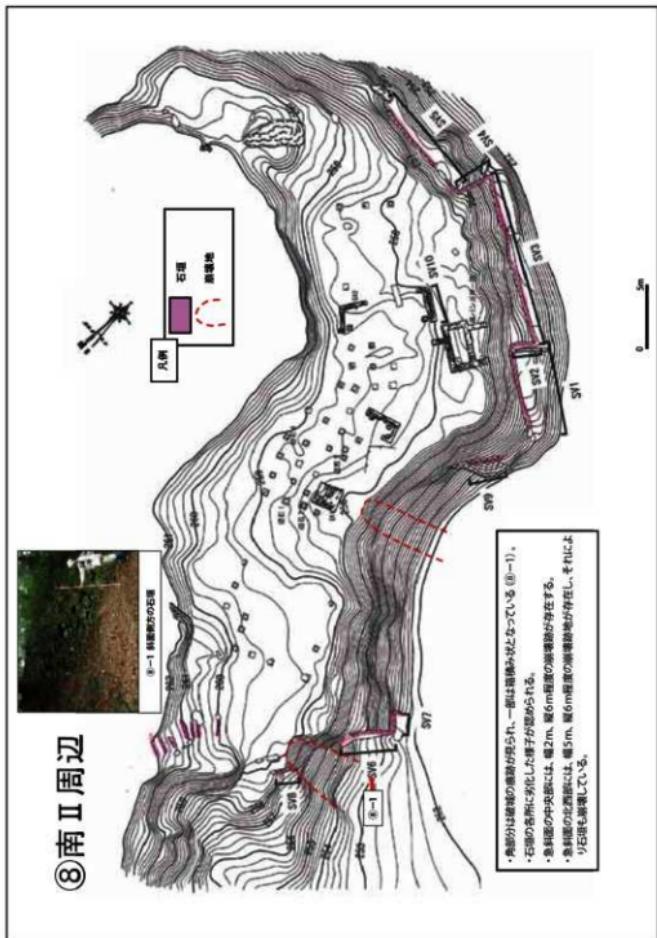


図4-11 南II周辺図

(9) 西I周辺

本曲輪周辺は、「①主郭周辺箇所」の西方に位置し、北～西向き急斜面と狭い曲輪の平坦面からなる（図4-12）。

また、南側緩斜面の北端部と南端部に小規模な石垣が認められる。平坦面は北側と南側とに分かれて位置しており、南側の平坦面に建物礎石等が保存されている。

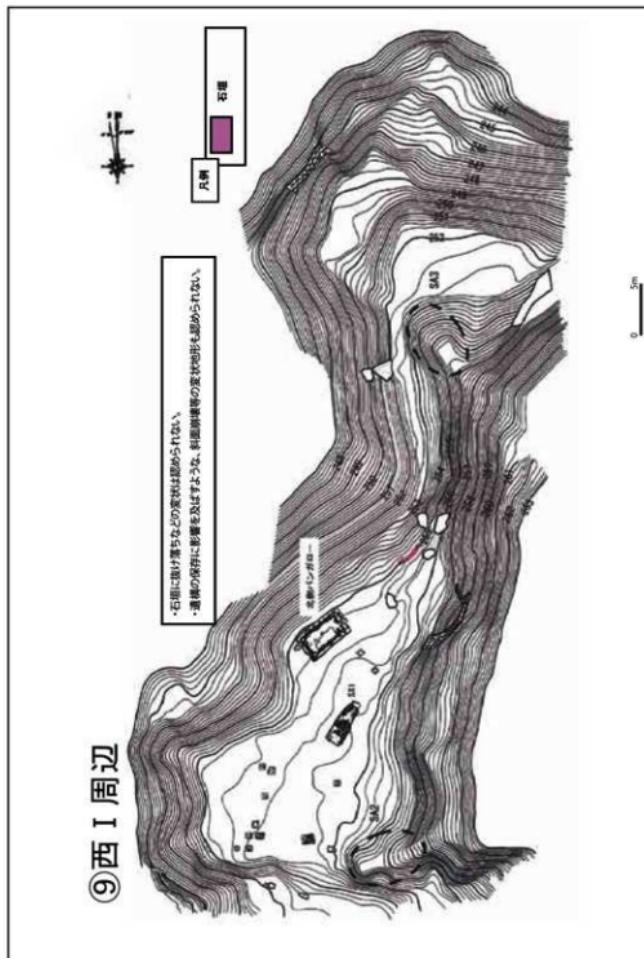


図4-12 西I周辺図

(10) 西II周辺

本曲輪周辺は、「①主郭周辺箇所」の南西方に位置する。ここでは東西方向に曲輪の平坦面が広がっており、その周囲を西傾斜及び南傾斜の急斜面が取り囲む。

平坦面上の西側に建物礎石が保存されており、北東部には慰靈碑および記念碑が建てられている。石垣は周囲の斜面に散在する。

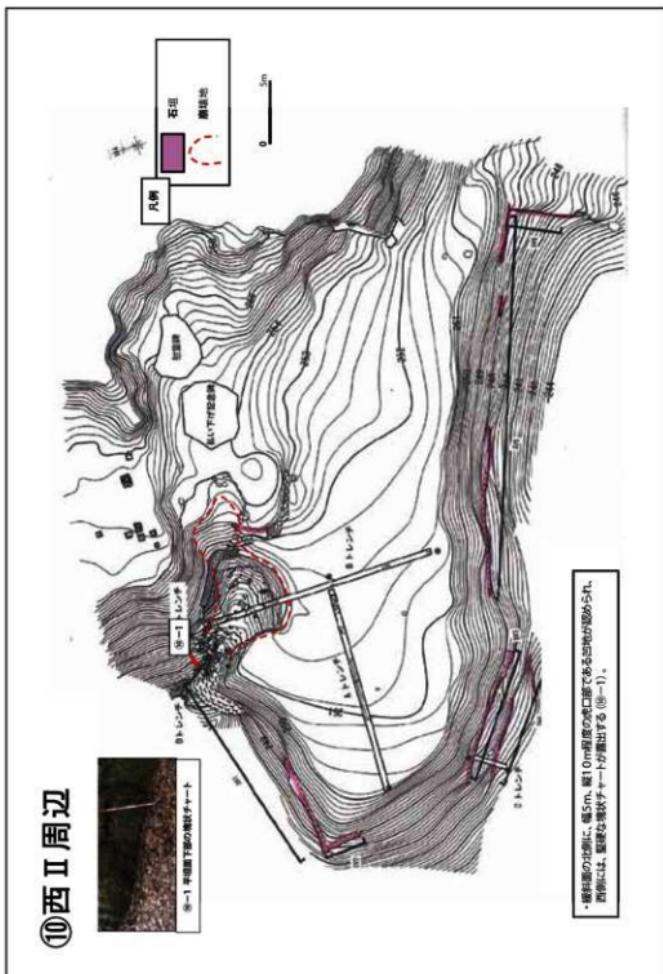


図4-13 西II周辺図

(11) 西III周辺

本曲輪周辺は、山頂部から南西方に約150m離れており、東西方向にのびた平坦面とその周囲を取り囲んだ急斜面からなる（図4-14）。

平坦面の南部に建物礎石が保存されており、東部は主に駐車場として利用されている。

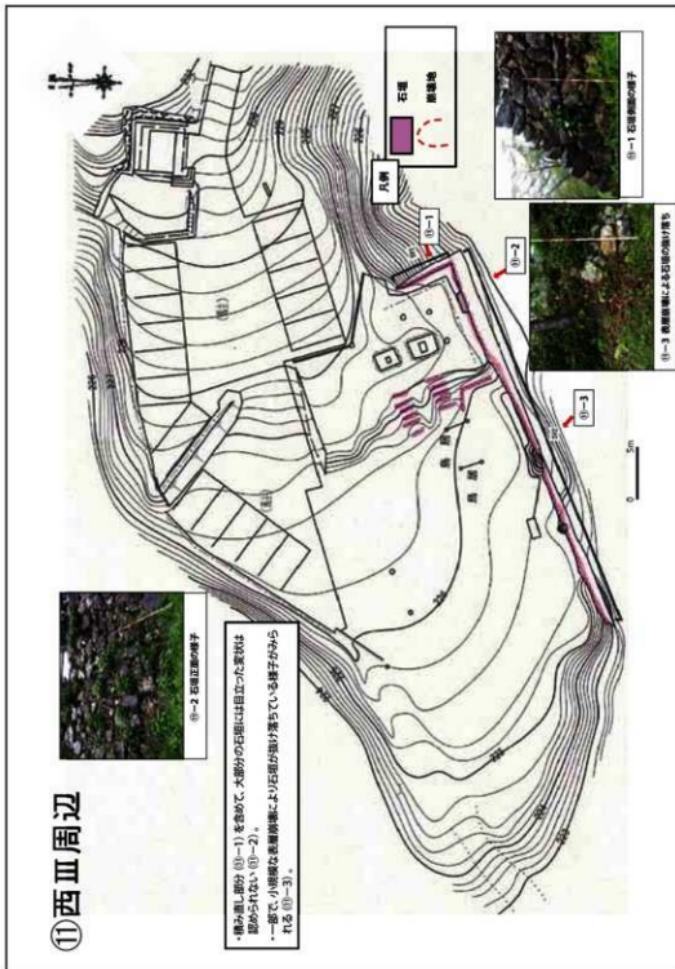


図4-14 西III周辺図

第5章 整備・活用

第1節 基本的な考え方

今後の美濃金山城跡の整備活用については、以下のような基本的な考え方を示す。方針の具体化については、今後の整備基本構想等を策定するなかで検討していく。

(1) 整備活用事業の基本理念

美濃金山城跡が持つ歴史資産としての価値を将来にわたって保存し、継承していくため、市民がその価値の認識を共有するとともに、市民との協働により整備活用を図る。

(2) 整備活用の基本方針

【誇りづくり】…美濃金山城跡の歴史的価値が正しく認識でき、誇りとなる場所とする。

発掘調査等の調査研究の継続により、明らかとなる美濃金山城の構造、歴史的事実やその価値を顕在化させ、生涯教育や学校教育の場として活用できる整備を行う。

美濃金山城跡は、遺構が良好に残っているのが特徴である。保存措置を行ったうえで本物の遺構が持つ魅力をそのまま見せ、遺構が残っていることの意味を見学者に体感し考えてもらう場として整備を行う。

【憩いと安らぎ】…親しまれ、日常的に多くの人が訪れる場にする。

蘭丸ふるさとの森の利用とともに、家族でも楽しめる機会を提供する。健康づくりにも活用されている中部北陸自然歩道やKルート（※）と連携し、城跡内の動線を設定し整備を行う。

【交流・にぎわいの創出】…城下や市域にある他の城跡とも連携した交流の場とする。

歴史資産としての特徴を生かしつつ、観光交流資源としての利用も想定した整備を行う。ただし、整備の内容や方法については、史跡の保存を優先するようバランスに配慮する。

※Kルートの「K」とは、可児・健康・子育て・観光などの頭文字を象徴するもの。ウォーキングやサイクリングの目的で、市内の名所・旧跡や四季折々の風光明媚な場所など、多彩なスポットを巡れるように設定したルート。

第2節 地区ごとの整備方針

美濃金山城跡の整備活用においては、史跡の保護を前提とした整備とともに、サインや解説看板といった来訪者の利便性を高めるための整備も一体的に進める必要がある。また、史跡の歴史的価値に配慮しつつ、景観の保全や眺望を確保することも重要である。

以下、地区割は、「図4-2 保存活用計画の対象とする範囲」による。

(1) A地区

地形や曲輪、石垣等、城郭遺構の適正な保存を行い、来訪者の安全を確保する整備を行う。

遺構の保存や眺望を確保するうえで必要な後世の工作物の撤去や木竹の伐採、盛土等は、史跡内に関連する法令の規制を順守したうえで整備を行う。

史跡の範囲内における後世の工作物や看板等の把握と、今後の史跡の保存活用に資するため台帳を作成した。ここではサンプルのみ次頁に掲げる。今後はこれを整理し、史跡全体の整備方針に基づいて看板の撤去や解説板の設置を行う。

(2) B地区

蘭丸ふる里の森には駐車場や便益施設があり、来訪者が集う城跡への導入部として位置付け、史跡の景観と調和した整備を行う。

(3) C地区

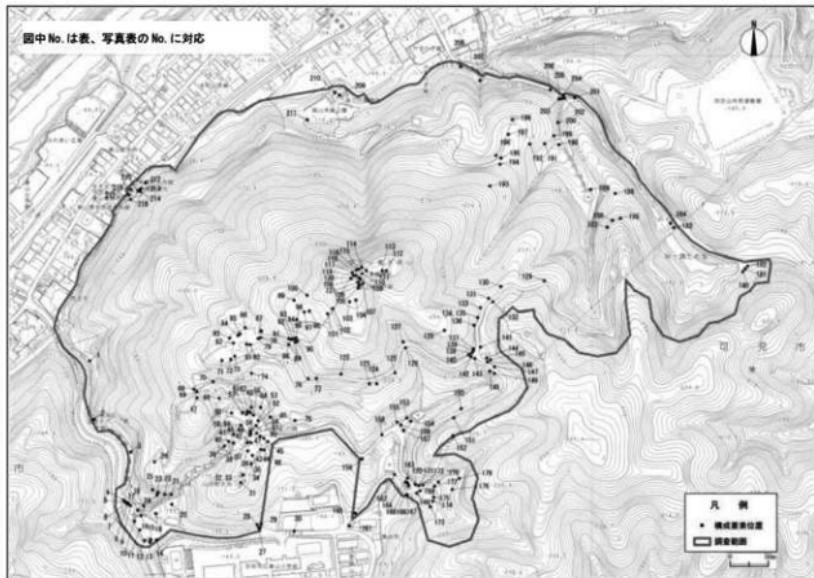
未調査の石垣等、遺構の調査を進め、適正な保存及び活用を図る。

遺構の保存や来訪者の安全、眺望を確保するうえで支障となる木竹の伐採を行う。

町場からの動線も設定し、登城路への誘導サインを設置する。

美濃金山城に関連する城下町の歴史的情報を提供できる看板等を設置する。

図中 No. は表、写真表の No. に対応



美濃金山城跡工作物等位置図

表 金山地図の構成要素（リスト）(1)

番号	路線名	内容	管理	路名
1	当山田線	道後山手より		
2	曾根田線	ガード橋		山田地区ホルンソラ
3	当山田線	道後山手より		
4	室内一・修道 有馬線	中津川道白浜歩道コース内	道後川・桂春橋	
5	室内一・修道 有馬線	中津川道白浜歩道コース内	道後川・桂春橋	
6	室内一・修道 有馬線	梅雨川道白浜歩道コース内		
7	室内一・修道 有馬線	土石流災害復旧道	桂春橋・寒山町	
8	室内一・修道 有馬線	高見木川道新定山廻 高見木山山口		
9	室内一・修道 有馬線	御殿原リバーハーベスあり街道	桂春橋・可河市	
10	室内一・修道 有馬線	黒丸山名の森巡回所		
11	室内一・修道 有馬線	火除地帯禁止		河原町
12	室内一・修道 有馬線	古見山・史跡山・船形山・ 栗山・小山の山		
13	室内一・修道 有馬線	土石災害防災区域	桂春橋	
14	室内一・修道 有馬線	黒丸山名の森第一駐車場		
15	修道線	川井寺・バ		
16	室内一・修道 有馬線	生瀬川道佐佐木・黒丸山名の森 有馬線	桂春橋・可河市	
17	室内一・修道 有馬線	大久保		
18	曾根田線	駒ヶ野路(二重里)		
19	その他の 有馬線	駒ヶ野路	高麗屋旅館	ゴーデンカンティガラリー かねや旅館
20	その他の 有馬線	東小山	夫婦旅館	合城山・寒山寺
21	室内一・修道 有馬線	黒丸山名の森各区内		
22	室内一・修道 有馬線	ひのきの径		
23	室内一・修道 有馬線	梅雨川		
24	室内一・修道 有馬線	梅雨名		ヤブソノキ
25	室内一・修道 有馬線	梅雨名		アラシシ
26	室内一・修道 有馬線	梅雨名		アツバツ
27	室内一・修道 有馬線	梅雨注溝		

西醫常見病中藥治療(上)

写真集 美濃金山城跡の構成要素（設置物）



A photograph showing a concrete bridge or overpass structure partially obscured by lush tropical foliage and vines growing over its railings and supports.



A bus stop sign with a green background and white text.



参考文献は別、他の文に記載する

美濃金山城跡工作物等台帳のサンプル

第6章 管理・活用の体制

第1節 基本的な考え方

史跡美濃金山城跡の保存管理は、管理団体である可児市（教育委員会）が、所有者や各部署（各管理者）と調整を図り、適正な方法で行うことを基本とするが、維持管理や整備活用事業の充実を図るためにには体制を整える必要がある。

（1）管理・活用体制の基本理念・方針

史跡美濃金山城跡は歴史的価値だけではなく、様々な土地利用やそれに基づく法規制があり、包括的な管理運営を進めていく必要がある。

美濃金山城跡の保存管理や整備活用は、市民や関係機関の連携・協働が不可欠であり、そのためには国・県の関係機関や専門家、市民が史跡の保存管理や整備活用に対して共通の認識を持ち、情報を共有して取り組む必要がある。

第2節 管理・活用の体制と現状

【関係機関との連携体制】

史跡美濃金山城跡は、城郭としての歴史的・文化財的価値のみならず、自然や観光交流分野においても価値を有する地域資源である。美濃金山城跡の保存管理や整備活用は、可児市が市民や国、県等の関連機関と連携して取り組む必要がある。また、可児市の府内においても「史跡美濃金山城跡保存活用推進会議」等によって連携し、事業を推進するための検討・調整体制を維持する。

【専門家による指導の体制】

史跡の整備活用に取り組むには専門的な知見を必要とすることから、専門家や有識者等で構成される整備計画策定委員会を設置し、今後の調査や整備事業について指導・助言を得ながら事業を推進する。

【市民との協働体制】

史跡の保存管理や整備活用に関しては、市民の参画が不可欠である。市民の主体的な参加を促すとともに、市民活動を支援する協働の体制も検討する。

平成25年度より、兼山公民館主催の兼山史跡ガイド養成講座を開催し、平成27年11月27日に「美濃金山城おまもりたい」が22名で発足した。今後は、城跡や町並みのガイドだけではなく、文化財課と連携して城跡の環境整備等の活動に取り組む予定である。

第7章 今後の課題

第1節 調査・研究

史跡美濃金山城跡の整備活用は、調査研究の成果を踏まえて行うべきものである。以下、今後の城郭遺構の調査研究について、現状の課題を整理しておく。

(1) 発掘調査により、ほとんどの曲輪で建物の礎石と石垣が確認された。さらに発掘調査を進めることで、以下の内容を明らかにする。

- ・曲輪の境界部分を調査することにより、曲輪の造成方法や石垣の工法を明らかにする。
- ・石垣周辺における建物礎石との関連性を調査することにより、石垣の機能・役割を明らかにする。
- ・後世の工作物を撤去した場所については、発掘調査を行い遺構の遺存状況を把握する。

(2) 史跡及び周辺の詳細調査を行い、以下の内容を明らかにする。

- ・未確認の曲輪、石垣、石切り場、岩盤加工痕跡等、遺構の分布を確認し、必要に応じて試掘調査を行って内容把握を行う。
- ・現在把握している石垣の状態を、今後も継続して捉えていく。
- ・城下町を含めた史跡周辺地域を調査し、美濃金山城跡との関係性を明らかにする。

(3) 美濃金山城と同時期の城郭、森氏が築いたとされる城郭、美濃金山城と歴史的関係のある城郭との比較検討を進め、美濃金山城跡の位置づけを考える。特に破城の痕跡については、その歴史的位置づけを明らかにするため、他の破城城郭との比較検討を進める。

(4) 城主に関する資料を収集し、美濃金山城の詳細な変遷を明らかにする。

(5) 破城の状況も含め、城郭遺構の保存管理方法や保存技術について調査を行い、整備についての検討を行う。

第2節 史跡の追加指定

兼山 1028 番地 2（地目：宅地、地積：224.79m²、原因：大正 7 年 2 月 28 日売買）は登記上 22 人の共有地となっており、平成 25 年 1 月時点での相続人は 196 人となっていた。指定については 161 人から同意を得ることができたが、すべての方から得ることはできず、指定を見送っている。土地の改変を加える場合でも 196 人の同意を得なければ現状変更できないため、将来的に守られていく可能性が高い場所ではあるが、指定に向けて努力する。

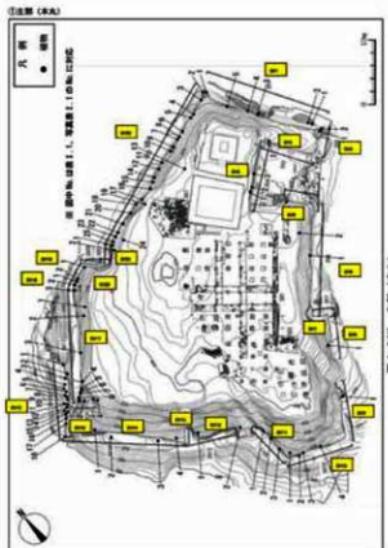
兼山 1418 番 211 番地内の、主郭のうち烏龍神社本殿が建っていた場所と、出丸内の愛宕神社と秋葉神社が建っていた場所についても、指定を見送っている。この 2 か所については撤去や移転が完了しており、基礎部分も撤去して調査を行い、該当場所の追加指定を目指す。

そのほか、山麓における米蔵跡の石垣を保存するため、またここの石垣の眺望を確保するために、史跡に隣接する部分の公有地化や、追加指定を目指す。

第3節 保存上の課題

第4章第3節にまとめた通り、平成23年の豪雨により崩れた南腰曲輪の切岸などの損壊した場所が見られる。また、美濃金山城跡の遺構の特徴の一つである石垣とそこにみられる破城の痕跡では、崩落の危険性を有する場所が確認されている。危険性を除去することだけではなく、石垣の状況把握を継続的に行う必要がある。

また、石垣崩落の原因となりうるのが石垣に植生する草木である。平成26年度に実施した山上に存在する石垣周辺の植生調査に基づいて除伐を行い、遺構の保全を図る必要がある。また、今後の継続的な植生管理も大切である。



写真図 1-1-1 遺構跡の植物生長状況 主題：本丸、VV1（石垣）

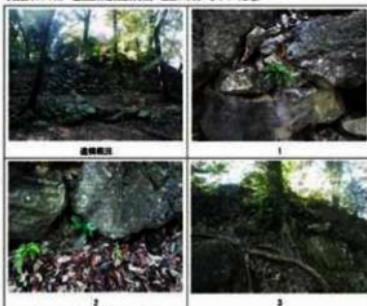
No.	種名	高さ範囲 (cm)	調査
1	アカシ	-	草木
2	ウラジロガシ	-	草木
3	ツララヅイ	28.5	
4	ツララヅイ	26.7	
5	シラカシ	11.9	

遺構跡で確認された植物

アカシ、ウラジロガシ、ササザ、ツララヅイ、サイカカズラ、メキシマフ、ハイカツラジ、ヒトリバ、ヒメヨウジ、ベニシダ

※ 調査年：2014年3月、調査範囲：VV1(石垣)に対応する。

写真図 1-1-1(1) 遺構跡の植物生長状況 主題：本丸、VV1（石垣）



※ 調査年：2014年3月、調査範囲：VV1(石垣)に対応する。

石垣周辺の植生調査結果のサンプル（確認できた全ての石垣について調査済である）

第4節 活用の課題

見学コースの設定

現状の見学コース（石段もしくは擬木の階段等を設置）は、中部北陸自然歩道によるものである。城の構造を体感してもらうためには、城跡本来の動線を検討したうえで、城跡を訪れる人に城郭構造が持つ意味を明確に伝えることができるコースを設定することが望ましい。そのため、今後とも遺構の確認や城が機能した段階の動線を想定することが必要である。その検討に基づいて誘導サインの設置をし、各曲輪に設置する解説看板を含めて、美濃金山城跡の特徴を理解できるように取り組んでいく。また市内の他の城跡を案内できるような看板も設置する。

城跡内には、破城行為による石垣の石材が各所に散在している。裏込め石も含め、通路の安全性を確保するための対応が必要となる。ただ石材の存在が破城の痕跡ともいえるので、その点も配慮して検討する。

眺望・景観の確保

美濃金山城は、木曾川や中山道といった交通の要所に設定され、交通・流通の支配機能を有するところに歴史的価値がある。そのため木曾川、湊、町場を監視する機能を有したと考えられる曲輪などからの眺望を確保する必要がある。また行き交う人々に城を見せることも、城の重要な機能である。北側の巨大な岩盤は、町場から石（岩）の要塞のように見せる意識があったと考えられるため、その見え方を確保することも重要である。

また、石垣の機能の一つを考えるうえでは、見せるということが重要である。左近屋敷の二段に構築された石垣は、町の北側の入口である戸立へ見せるような方向に設定されている。また、全方位に築かれた主郭の石垣のうち、北西方面は三段に構築されており、最も見せる意味があったと考えられる。

城跡からの眺望の確保や、周辺から自然岩盤や石垣を見せるためには、計画的な伐採・山林管理が必要である。

ボランティアの育成と活用

美濃金山城跡は、国史跡に指定されてその存在と価値が周知され、多くの人が訪れるようになり、城跡に関連する講座の開催も増加した。可児市教育委員会文化財課が講師や現地ガイドの対応をしていたが、地元でその対応をしたいという声があがり、平成25年度から城跡を含めた兼山の歴史や文化を知る機会として、また歴史を語れる人づくりの機会として兼山史跡ガイド養成講座を開催した。

平成27年度には受講生を中心として「美濃金山城おまもりたい」が発足し、ガイド活動だけではなく、史跡の清掃等の環境整備活動も行いつつある。構成員の年齢層が高いこと、地元の若い人の参加が少ないとこと等が課題となっている。地域や行政と連携しながら、活動の充実や継続を図っていくことが課題である。

史跡美濃金山城跡 保存活用計画書

平成 28 年 3 月 15 日 発行

発 行 可児市教育委員会

〒 509-0292 岐阜県可児市広見一丁目 1 番地

Tel 0574-62-1111 Fax 0574-63-6751

印 刷 丸理印刷株式会社